

令和 6 年度

清掃事業概要

長崎市環境部

目次

第 1 章	長崎市の概況	
1	長崎市のあゆみ	1
2	長崎市の地勢	1
3	人 口	2
4	面 積	2
第 2 章	清掃事業の沿革と基本方針	
1	概 略	3
(1)	国際情勢	3
(2)	国内の状況	4
2	清掃事業の沿革	5
(1)	ごみ処理事業	5
(2)	し尿処理事業	7
(3)	浄化槽設置整備事業	8
3	基本方針	8
(1)	ごみ処理事業	9
(2)	し尿処理事業	9
(3)	浄化槽設置整備事業	9
4	収集区域・施設所在地	11
5	諸施設	12
6	一般廃棄物処理体系図	14
第 3 章	組織・人員・勤務時間	
1	機構及び分掌事務	17
2	職員配置状況	18
3	年齢別正規職員数	19
4	勤務時間	20
第 4 章	施設・機材	
1	施 設	21
(1)	事務所・工場等	21
(2)	ごみ処理施設	24
(3)	し尿処理施設	31
2	車 両	34
第 5 章	予算及び原価	
1	予 算	35
(1)	予 算	35
(2)	令和 6 年度当初予算の内訳	38
2	長崎市決算額に占める清掃事業費の推移	39
3	令和 5 年度原価	40

(1) ごみ関係部門別原価計算書……………	40
(2) し尿関係部門別原価計算書……………	44
第6章 ごみ処理事業	
1 概 略……………	47
2 収 集……………	47
(1) ごみステーション……………	48
(2) 計画収集の体制……………	49
(3) ふれあい訪問収集事業……………	50
3 運 搬……………	50
4 中間処理……………	50
(1) 焼 却……………	50
(2) 破 砕……………	50
5 最終処分……………	50
6 事業者・許可業者による搬入……………	50
7 環境センター等の収集地区一覧表……………	51
(1) 直営地区……………	51
(2) 委託地区……………	52
8 ごみ収集に係る車両及び人員の配置状況……………	54
9 ごみの組成分析……………	55
10 計画収集に係るごみ収集人口（世帯）及び1人1日平均排出量の推移……………	56
11 ごみ収集量の推移（計画収集）……………	57
12 ごみ収集及び処理状況……………	58
13 一般廃棄物処理業者（ごみ関係）一覧表……………	60
(1) 委託業者……………	60
(2) 許可業者……………	60
第7章 ごみ減量化・資源化事業	
1 概 略……………	67
2 循環型社会形成のための法体系……………	67
3 本市と全国のごみ処理比較……………	68
(1) 一般廃棄物処理量……………	68
(2) 一般廃棄物処理費用……………	68
(3) 一般廃棄物最終処分場残余年数……………	68
4 リサイクル率……………	69
5 施策内容……………	69
(1) 分別収集の充実化……………	69
(2) 集団回収活動の促進……………	73
(3) 生ごみの減量……………	75
(4) リサイクル推進員の委嘱・研修……………	76
(5) 廃棄物減量化推進店舗の指定……………	77
(6) グリーン購入の推進……………	77

(7) 事業系ごみ対策	77
(8) 長崎市小中学校リサイクル活動推進事業	78
(9) リユース事業	78
(10) 食品ロス削減の推進	78
(11) ごみ焼却熱の有効利用	79
(12) リサイクル法への対応	81
(13) 三京メガソーラー事業	82
(14) 地域エネルギー事業	82
6 クリーン・リサイクルタウンの表彰	82
第8章 啓発事業	
1 背景	83
2 事業の沿革	83
3 本市の主な啓発活動内容	84
第9章 環境美化対策	
1 概略	87
2 空き缶等散乱防止対策	87
(1) 年間対策	87
(2) 月間対策（環境月間）	87
3 環境美化に関わる広報・啓発	88
(1) 年間活動	88
(2) 月間活動（環境月間）	88
4 不法投棄対策	88
5 空地対策	88
6 長崎市「街を美しくする運動」推進協議会	89
(1) 概要等	89
(2) 緑化花いっぱい運動	89
(3) 環境美化運動	89
(4) 功労者の表彰	90
第10章 し尿処理事業	
1 し尿の収集、運搬及び処分	91
(1) 収集、運搬	91
(2) 手数料徴収	92
(3) 処分	92
2 し尿収集及び処理状況	92
3 浄化槽の設置状況	93
4 一般財団法人クリーンながさき	93
(1) 設立経緯	93
(2) 概要	93
(3) 機構	95
(4) 人員配置状況	95

(5) 収集作業	96
(6) 車 両	96
(7) くみ取り原価	97
5 し尿収集業者一覧表	98

第11章 環境汚染防止

1 概 略	99
2 東工場ごみ焼却施設	99
(1) 排 水	99
(2) 排ガス	99
3 東工場埋立処分地浸出水処理施設	99
(1) 排 水	99
4 西工場ごみ焼却施設	99
(1) 排 水	99
(2) 排ガス	100
5 三京クリーンランド埋立処分場	100
(1) 排 水	100
6 琴海クリーンセンター	100
(1) 排 水	100
7 長崎半島クリーンセンター	100
(1) 排 水	100
8 ダイオキシン類の測定	101
表－1 東工場再利用水測定結果	102
表－2 東工場排ガス測定結果	102
表－3 東工場埋立処分地処理水測定結果	103
表－4 西工場再利用水測定結果	105
表－5 西工場排ガス測定結果	105
表－6 三京クリーンランド埋立処分場処理水測定結果	106
表－7 琴海クリーンセンター処理水測定結果	108
表－8 長崎半島クリーンセンター処理水測定結果	110
表－9 ダイオキシン類測定結果	112

第12章 産業廃棄物

1 概 略	115
2 産業廃棄物処理業者の処理状況	116
3 産業廃棄物処理業者許可状況	117
(1) 本市における産業廃棄物処理業者許可状況	117
(2) 本市における産業廃棄物処理施設設置状況	117

参 考 資 料

1 長崎市一般廃棄物処理実施計画	119
2 長崎市清掃審議会規則	139

3	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例……………	140
4	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則……………	150
5	長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例……………	161
6	長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則…	164
7	長崎市手数料条例（抜すい）……………	166
8	事業年表……………	169

第1章 長崎市の概況

1 長崎市のあゆみ

長崎の名が歴史上に現れるようになったのは、元亀元年（1570年）ポルトガルの一宣教師によって、ここが天然の良港であることが発見されてからと言われている。そして翌元亀2年（1571年）、長崎港は、領主大村純忠によってポルトガルとの交易港となり、以後、年を追って多くのオランダ、中国の船が相次いで入港するようになり、長崎は繁栄を続けてきた。

長崎にはキリスト教とともに、当時ルネサンス期を迎えたヨーロッパの各種文物が流入し、これらは南蛮文化として、長崎はもとより鎖国時代の我が国に大きな影響を及ぼしていた。

その後、明治新政府の誕生により文明開化の風潮は我が国の全土を覆い、長崎に学んだ多くの者は後に明治政府の重鎮や俊英となり、その歴史的事実は、長崎史に特筆すべき一頁を記すこととなる。

本市は、明治22年に市制を施行し、平成元年に百周年を迎えた。その間、明治、大正、昭和にわたり、造船業を中心とした産業都市として発展し続けてきたが、昭和20年8月、第2次世界大戦の終わりをつげる原子爆弾の投下によって、7万余の尊い生命が奪われ、市街地は焦土と化した。その後、長崎国際文化都市建設法（昭和24年）が制定されるとともに、市民のたゆまない努力による戦後の復興はめざましく、長崎の街に再び美しい自然がよみがえり、造船、商業、水産、観光を軸とした観光産業都市として生まれ変わってきた。行政区域も隣接町村の編入等により、市制施行時に比して面積で約5.8倍、人口で約7倍に拡大した。

2 長崎市の地勢

地勢は、東西約4.2km、南北約4.6kmのまちの中心部に、南方から北方へ向かい約4kmにわたって湾入した天然の良港に恵まれているが、周囲を300～500mの山々によって囲まれ、丘陵地帯に限られた部分が市街地となり、丘陵と山が海岸線に迫っているため平地に乏しく、傾斜地を利用して山頂に向かって家屋が建ち並ぶという特異な市街地を形成している。

そして、このことが本市の清掃行政を遂行するにあたり種々の制約となっている現状にある。



3 人 口

年 月 日	世 帯 数	人 口	1 世帯当たり人員
明治 22年 4月 1日	9,230 ^{世帯}	54,502 ^人	5.87 ^人
平成 18年 10月 1日	184,815	451,738	2.44
〃 22年 10月 1日	(187,685)	(443,766)	(2.36)
〃 27年 10月 1日	(189,419)	(429,508)	(2.27)
令和 2年 10月 1日	(187,423)	(409,118)	(2.18)
〃 3年 10月 1日	186,728	403,950	2.16
〃 4年 10月 1日	186,455	398,836	2.14
〃 5年 10月 1日	186,278	393,597	2.11

〔注〕 市統計課推計人口による。なお、() 書きは国勢調査分である。

4 面 積

年 月 日	面 積	備 考
明治 22年 4月 1日	(7.00)km ²	市 制 施 行
昭和 25年 4月 1日	90.6	第 4 次 市 域 拡 張
〃 30年 1月 1日	114.23	第 5 次 〃
〃 30年 2月 1日	121.32	第 6 次 〃
〃 37年 1月 1日	165.41	第 7 次 〃
〃 38年 4月 20日	206.62	第 8 次 〃
〃 48年 3月 31日	238.12	第 9 次 〃
〃 48年 4月 1日	239.03	第 10 次 〃
平成 17年 1月 4日	338.72	第 11 次 〃 (外海町ほか5町)
〃 18年 1月 4日	406.35	第 12 次 〃 (琴 海 町)
〃 26年 10月 1日	405.81	国 土 地 理 院 に よ る 見 直 し
〃 27年 10月 1日	405.86	〃
令和 5年 4月 1日	405.69	〃

〔注〕 () 書きは推計である。

※1 平成 26 年 10 月 1 日の面積減は、国土地理院による「全国都道府県市区町村面積調」の算出方法の変更によるもの。

※2 平成 27 年 10 月 1 日の面積増は、国土地理院が面積算出に用いる地図縮尺を変更したことによる面積増を含む。

※3 令和 5 年 4 月 1 日の面積減は、国土地理院による電子国土基本図の更新に伴う海岸線の形状変化等によるもの。

第2章 清掃事業の沿革と基本方針

1 概 略

(1) 国際情勢

環境保護運動の国際的な高まりの中、廃棄物処理とリサイクルに関しては、ロンドン条約(1971年：昭和47年)やバーゼル条約(1989年：平成元年)等により、廃棄物処理に係る国際的規制が強化されるなど、国際法の整備が進められた。

また、1992年(平成4年)6月には、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、持続可能な開発の実現のため、環境と開発を統合することを目的として「環境と開発に関する国連会議」いわゆる「地球サミット」が開催され、スウェーデンが打ち出した「予防の原則」を踏まえ、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」とそのための行動計画である「アジェンダ21」などが採択されるなど、世界は大きな時代の転期を迎えた。

持続可能な社会を築くためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会構造やライフスタイルを見直す必要があることから、ドイツでは、廃棄物回避を優先した循環型社会づくりを進めるため、1991年(平成3年)に「包装廃棄物の回避に関する政令」が制定され、製造・流通・販売業者に容器包装廃棄物の回収とリサイクルを義務付けたほか、飲料容器や洗剤容器等にデポジット(預り金)制度を導入した。また、1994年(平成6年)には天然資源保護のための循環経済システムの推進及び環境に適合した廃棄物処理を目的とする「循環経済・廃棄物法」が成立、1995年(平成7年)に施行されている。

フランスにおいても、1992年(平成4年)に「包装廃棄物政令」が制定され、製造業者等に容器包装廃棄物の引取り・リサイクルを義務付け、収集等を行う地方自治体に対して、資金支援を行う公認組織に参加し、資金協力を行うよう定めたりしている。また、デンマーク等、環境税や埋立税として課徴金を課している国も多く現れるなど、廃棄物の発生抑制に向けた多くの努力がなされている。

さらに、環境を汚染した者がその環境コストを支払うという原則である「汚染者負担の原則」に基づいた廃棄物政策や環境政策の必要性が理解され、地方自治体が行う廃棄物処理や管理から、「拡大生産者責任」等に基づく経済政策、加えて、環境税の積極的導入など経済のグリーン化へ向けて、経済政策そのものが変革されるような取組みが、ヨーロッパ諸国を中心に着々と進展しているところである。

その後、「地球サミット」から20年目の節目の2012年(平成24年)に「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催され、環境や貧困・災害など多くのテーマについて話し合いが行われ、持続可能な開発のための制度的枠組みづくりやグリーン経済への移行が課題となった。

2015年(平成27年)には、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が150を超える加盟国首脳の参加のもと、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択され、目標達成に向けた国際社会の動きが活発化してきている。

2019年には、生態系を含めた海洋環境の悪化につながる海洋プラスチックごみに対する対応として、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20大阪サミットにおいて共有され、ビジョン実現のための実施枠組に基づき対策を高め合うサイクルがスタートした。また、2023年4月にG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合でプラスチック汚染に関するG7目標として、2040年までに追加的な

プラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることが確約された。

(2) 国内の状況

これまでの環境行政は、昭和42年に制定された公害対策基本法、昭和47年の自然環境保全法を基本として推進され、廃棄物処理に関しては昭和46年に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を基本法としてきた。

その後、平成5年に「環境基本法」が公布・施行され、環境保全を基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進という3つの理念を定めるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにした。

この環境基本法に基づき平成6年に制定された「環境基本計画」では、物資的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会へ変革することなどを基本的な考えとして、「循環を基調とする経済社会システムの実現」「自然と人間との共生」「環境保全に関する行動への参加」「国際的取組の推進」を長期的な目標としている。この計画は、これらの目標の実現のために、政府、地方公共団体、事業者、国民、民間団体の各々に期待する役割と環境保全の取組みを明示し、計画遂行の仕組みを定めている。

廃棄物及びリサイクル対策をはじめとする物質循環の適正化については、環境基本計画の策定後、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）の制定（平成7年）、「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の制定（平成10年）、廃棄物処理法の改正（平成9年他）、容器包装リサイクル法の改正（平成18年）等の法整備がなされ、事業者の自主的かつ主体的な取組み等の促進が図られてきた。

加えて、廃棄物の大量発生、リサイクルの一層の推進、廃棄物処理施設の新規立地の困難化、不法投棄の増加などの課題解決のために、政府は、平成12年度を「循環型社会元年」と位置付け、対策の強化を図ることとした。

平成12年には、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定され、その後、廃棄物処理法や「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）など、法制度の充実が図られた。

廃棄物及びリサイクル問題の早急な解決に向けて、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、関連する個別法などに基づく施策を総合的かつ計画的に講じて行く必要がある。また、国際社会においては、我が国が、国内で顕在化、深刻化する環境問題について、迅速で実効的な環境政策を実施するとともに、国際的世論の形成や国際交渉におけるリーダーシップを発揮することが期待されている。なお、令和6年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「循環経済への移行」が前面に打ち出され、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定された。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を

契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じ、包括的に資源循環体制の強化が求められている。

2 清掃事業の沿革

本市の清掃事業は、明治6年、全町内を区分した道路及び民有地の清掃に始まり、幾多の変遷を経てきたが、関係者のたゆまざる努力により、今日一応の作業改善、合理化、施設整備を終えて、更なる近代化へと進展しようとしている。

昭和29年「清掃法」の施行に伴い、本市も昭和30年6月特別清掃地域を指定し、以来、市勢の発展に応じて数次の拡張を行ってきたが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、昭和46年9月24日「廃棄物処理法」が施行されたことに伴い、市内全域を計画収集区域としている。

また、平成3年の「廃棄物処理法」の改正により、従来の廃棄物の適正処理に加えて、排出抑制や分別及び再生利用の促進が法律の目的として明確化され、国民、事業者、行政のそれぞれの責務が規定されたことにより、本市においてもこの趣旨を踏まえ、「長崎市一般廃棄物処理手数料条例」を廃止し、平成6年3月に新たに「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、同年6月1日から施行した。行政組織としては、平成3年8月、廃棄物の処理体制の中でごみの減量化・資源化を図るため、「清掃部」を「環境事業部」に改め、平成9年4月には、環境行政への積極的、総合的な取り組みを推進するため、「環境事業部」を廃止し、「環境部」として新たな一歩を踏み出した。

(1) ごみ処理事業

本市のごみ処理事業は、昭和40年以前は各戸収集を行っていたが、地形的条件が悪く、狭隘な道路、階段状の道路が多く、車両通行範囲が限定されるため、作業の効率化と衛生的な処理方法として昭和41年から、ポリ袋によるステーション方式の収集を実施し、昭和46年4月に全市ポリ袋によるステーション方式による週2回収集に踏み切り、昭和56年9月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ（申込制）」の3分別収集を実施した。

昭和59年7月には、使用済み乾電池を燃やせないごみから分別し、「有害ごみ」として収集、平成5年4月からは市内全域において、従来の燃やせないごみの中から空き缶、空きびんを「資源ごみ」として分別する5分別収集を開始し、平成9年4月からは事業系の空き缶、空きびんの資源化にも取り組んでいる。

なお、「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、平成8年12月に「長崎市分別収集計画」を策定し、平成10年4月からは、ペットボトルを「資源ごみ」に加え、平成15年6月からは、市内の50%の地区でプラスチック製容器包装の分別収集を開始（平成16年4月から全市で実施）し、燃やせるごみ週2回、燃やせないごみ・資源ごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ週1回、粗大ごみ随時という収集体制をとっている。

平成13年4月からは、「家電リサイクル法」の施行により、特定家庭用機器廃棄物の引取体制等が構築され、テレビなど4品目の廃家電を本市の粗大ごみ収集から切り離れた。同年10月からは、事業所から排出される発泡スチロールや一斗缶など、産業廃棄物のごみステーションへの排出規制等を徹底し、排出者自らの適正処理推進を図っている。また、モデル地区にお

いて、家庭から排出されるプラスチック製容器包装の分別収集等の試行、検証を実施した。

同じく10月から、粗大ごみ収集業務を㈱長崎衛生公社(現 クリーンながさき)に委託し、併せて、ごみステーション収集を戸別収集に切り替えるとともに、ステッカー制による手数料の前納制を導入している。

平成14年2月からは、市民のごみ減量意識の高揚を図り、ごみの分別促進によるリサイクル及びごみの減量の推進等を目的としたごみ袋の指定・有料化を実施している。

平成15年10月からは、資源有効利用促進法の指定再資源化商品に指定された家庭用パーソナルコンピュータをメーカー側が回収することとなり、本市の収集から切り離れた。

また、平成17年1月及び平成18年1月の市町村合併に伴い、当該地区ごとのごみ分別をその後も一定継続したが、平成21年4月からごみ分別方法について全市統一し、同時に鍋・釜・やかん・フライパンを「資源ごみ」に加えた。

平成28年7月からは、新しい西工場の整備にあわせて、高効率の熱回収や埋立処分場の更なる延命化を目的として、「プラスチック製品」、「ゴム製品」、「革製品」を「燃やせるごみ」とする分別変更を行った。

平成29年2月からは、それまでモデル事業(平成25年7月から)として実施していた小型家電の拠点回収を本格実施に移行した。

平成29年4月からは、有害ごみとして水銀使用廃製品の体温計等を拠点回収することとし、ボタン電池は回収缶による随時回収を開始した。また、これまでモデル事業(平成26年8月から)として実施していた古布(古着)の拠点回収を本格実施に移行した。同じく4月から、本市の処理から切り離していた家庭用パーソナルコンピュータについて、小型家電リサイクル法の特定対象品目に指定されていることから、資源物拠点回収による回収を開始し、回収後は同法に基づく国の認定事業者引き渡し、リサイクルを行っている。

さらに、平成30年4月からは、家庭用パーソナルコンピュータについて、粗大ごみ及び燃やせないごみとしての直接搬入による処理を開始した。また、同じく4月から、燃やせないごみのうち、スプレー缶・カセットボンベ(以下「スプレー缶等」という。)については、穴を開けない排出方法に変更した。また、同年5月からは、雑がみ(新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類)の回収促進を図るため、ごみステーションへの排出方法を簡便化し、平成30年11月からは、ごみ収集車の火災事故防止等のため、スプレー缶等のごみステーションへの排出方法を変更した。なお、収集したスプレー缶等については、圧砕処理等を行い、リサイクルを行っている。

焼却施設については、昭和63年3月に建替工事が完了した東工場(処理能力300t/日)と平成28年9月に建設工事が完了(平成28年7月より試運転)した西工場(処理能力240t/日)が稼働しており、本市の燃やせるごみは、すべて焼却により衛生的に処理している。

東工場については、平成8年3月に飛灰の薬剤による無害化処理を行うための灰固形化施設を設置した。また、排ガス中のダイオキシン類に関する国の排出基準を将来とも確実かつ安定的に満足できるよう、平成15年3月に排ガス処理施設を完成するなど、施設機能の維持・改良を行っている。

西工場については、施設の劣化に伴い平成25年度から平成28年度にかけてDBO方式(設計・施工・運営を一括で委託する方式)による現焼却施設の建設を進め、平成28年7月より試運転を開始、同年10月から供用を開始した。

なお、東工場についても、施設の劣化が進行しているため、西工場と同じくDBO方式により新焼却施設(処理能力210t/日)の令和8年度からの供用開始に向けて、令和4年度に建設

及び運営を担う事業者を選定し、令和5年度には建築工事に着工した。

埋立処分場については、昭和57年9月に供用開始した東工場新埋立処分地（790,000 m³：平成16年度埋立完了）は、サンドイッチ方式の埋立工法を採用し、平成5年10月供用開始の三京クリーンランド埋立処分場第2期（2,740,000 m³）は、セル方式及びサンドイッチ方式併用の埋立工法により燃やせないごみを衛生的に処理しており、それぞれに排水処理施設を設置して処分地から浸出する汚水も衛生的に処理している。

また、「資源ごみ」の分別収集に伴い、平成4年9月に東工場内に106 m²（新東工場建設に伴い、令和5年4月に解体）、三京クリーンランド埋立処分場内に146 m²の一時保管施設を整備し、ペットボトルの分別収集に伴い、新たに平成9年12月に東工場及び三京クリーンランド埋立処分場内に各々300 m²の一時保管施設を完成させた。（東工場の一時保管施設は、新東工場建設に伴い、令和4年10月から燃やせないごみの中継施設として使用）

さらに、平成15年3月には東工場内にプラスチック製容器包装選別保管施設を設置し、平成15年6月からプラスチック製容器包装分別収集を一部実施（市内の約50%の地区）し、平成16年3月には三京クリーンランド埋立処分場内にプラスチック製容器包装選別保管施設とリサイクルに関する啓発施設を兼ね備えたリサイクルプラザを設置し、平成16年4月からプラスチック製容器包装分別収集を完全実施している。

（2）し尿処理事業

本市のし尿収集業務は、昭和38年以前は民間25業者が存在し、それぞれ定められた地区を担当していたが、くみ取り業務がとかく円滑を欠き料金等に対する苦情が絶えなかったことなどから、抜本的対策として一社に統廃合して経営体制の近代化と合理化を図り、事業の円滑な運営を確保することとし、昭和39年2月株式会社長崎衛生公社を発足させた。

し尿収集体制は、従来、直営及び許可業者である長崎衛生公社並びに同公社の下請業者によって行われてきたが、平成元年10月からは直営区域を長崎衛生公社に委託した。また、平成17年1月の近隣6町及び平成18年1月の琴海町との合併後は、長崎衛生公社と許可業者である民間9業者、委託業者である民間3業者により、月1回の定期くみ取りを原則とした全市的な計画収集を実施してきたが、平成23年度をもって長崎衛生公社が解散し、許可業者である民間2業者が廃業したため、現在、同公社から事業を引き継いだクリーながさきと許可業者7業者、委託業者2業者で実施している。

本市のくみ取り作業は地形的な障害が大きいが、昭和40年の料金改定を機に、作業システムの改善合理化の一環として高台地区等の桶くみ作業を長ホース（在来のホース5～30本連結）による作業に切り替え、かなりの効果を挙げている。しかし、長ホース作業も平均400 mにおよぶホースの配置、撤去に多くの時間と労働力を要し、また通行妨害等の問題もあって昭和43年に河川、側溝を利用して硬質ビニールパイプを布設し、この固定されたパイプを通してくみ取りを行う方法を採用している。

料金体系は、従来は従量制であったが、昭和47年4月から簡易水洗世帯を除く一般家庭（平成13年4月から簡易水洗世帯を除く一般家庭の定期収集）については人頭制を採用し、それ以外のくみ取り対象世帯（施設、事業所等を含む）には従量制をとっている。

料金徴収は、長崎衛生公社では原則としてくみ取りと同時に現金徴収してきたが、平成24年4月からのクリーながさきでは、口座振替制度を導入している。また、委託収集分は、納入通知書により徴収していたが、平成31年1月から口座振替制度を導入し、口座振替によっても徴収している。

し尿の終末処理は、昭和40年までは大部分を海洋投棄に依存していたが、海洋汚染等の問題から陸上処理への移行を計画し、昭和62年度から4箇年計画で茂里町に1日350klのし尿を処理できるクリーンセンターを建設し、平成2年10月から供用開始していたが、近年のし尿等の減少により、施設の適正な運転が難しくなったことから、平成28年3月末をもって茂里町のクリーンセンターを廃止し、平成28年度以降は、琴海クリーンセンター、長崎半島クリーンセンター及び高島クリーンセンターの3施設でし尿等を処理していた。しかし、人口減少等によるし尿等の減少と費用対効果を考慮の上、令和3年3月末をもって高島クリーンセンターを廃止し、琴海クリーンセンターおよび長崎半島クリーンセンターの2施設にて、し尿等を処理している。

なお、し尿等の運搬作業の効率化を図るため、平成31年3月末まで、収集したし尿等は、廃止した茂里町のクリーンセンター内のタンクを中継して、琴海及び長崎半島クリーンセンターへ運搬していたが、平成31年4月以降は、新たに三京クリーンランド埋立処分場及び南部下水処理場の場内に中継タンクを設置し実施している。また、令和3年4月以降に高島地区で発生するし尿等（下水汚泥除く）については、海上輸送により長崎半島クリーンセンターへ運搬し、処理を実施している。

(3) 浄化槽設置整備事業

公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを趣旨として、本市では、平成4年度から浄化槽設置整備事業を創設し、公共下水道の事業計画区域以外の地域で浄化槽を設置しようとする者に対し、浄化槽の設置経費の一部を、国・県と共に補助している。しかし、設置費用に係る自己負担の割合も大きく、浄化槽の設置はなかなか進まないのが現状であった。

平成13年度からは従来の補助制度に加え、公共下水道の事業計画区域の内外ともに、下水道の整備が見込まれない地域において、本市独自の補助制度を創設した。これにより、下水道事業計画区域外において、浄化槽設置者が、公共下水道受益者負担金に相当する金額と同程度の負担で浄化槽を設置できるようになった。また、下水道事業計画区域内でも、地権者の同意が得られないなどの理由で下水管の敷設ができない地域もあり、このような場合は、浄化槽設置の際に本市独自の補助金だけでも交付を行い、浄化槽設置を推進している。

平成22年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（以下、「単独転換」という。）を図る場合に、単独処理浄化槽の撤去費用等の一部をこれまでの補助費に加算することにより、環境に対する負荷が大きい単独処理浄化槽からの転換の促進を図っている。

また、令和2年度から単独転換に伴う掛かり増しの宅内配管工事に関する経費に対して新たに国庫補助の対象となったが、限られた財源の中で単独転換を推進すべく、新築家屋の浄化槽設置や既設合併処理浄化槽の更新等については、対象範囲が見直されることとなり、汚水処理未普及解消につながらないものは国庫補助の対象外となった。

3 基本方針

廃棄物処理を取り巻く社会・経済情勢及び国の方針や法改正を踏まえ、廃棄物の効率的処理を行うことはもちろん、さらに地球的視野に立ち、環境への負荷を減らすとともに、廃棄物の資源的活用を図る必要があることから、次の基本方針のもとに廃棄物処理を推進することとする。

(1) ごみ処理事業**① ごみに対する意識の高揚**

- ・ごみ減量の推進や環境負荷の少ない「循環型社会」の実現に向けて、市民及び事業者の意識の啓発を図る。
- ・市民及び事業者に対し、ごみ処理に関わる責務とコスト意識の啓発に努め、ごみ袋の指定・有料化実施後の運用改善及びごみ処理手数料の適正化を図る。

② ごみの減量化・資源化の推進

- ・市民及び事業者にはライフスタイルの見直しや容器包装の簡素化を働きかけ、廃棄物の排出抑制を図るとともに、資源物の集団回収や「資源ごみ」、「プラスチック製容器包装」等の分別収集によって、ごみの減量化・資源化を推進する。

③ ごみの収集・運搬の効率化

- ・ごみステーションの整備を図るとともに、観光地周辺及び中心市街地の早朝収集を実施し、観光都市としてのイメージアップを図る。
- ・高齢者などごみ出しが常時困難な方に対し、ごみの戸別収集とともに安否の確認のための声かけを行う「ふれあい訪問収集事業」実施することで、ごみ出しの負担軽減を図る。
- ・ごみ量に合わせた収集体制の見直しや塵芥車の積載量見直し、委託地区を含めた収集区域の見直しによりごみ収集・運搬の効率化を図る。

④ ごみ処理施設・処分場の整備

- ・各施設に係る維持管理基準を遵守し、ごみ処理施設の適正な運転管理を確保するとともに、ダイオキシン類については、法の規制を満たすよう維持管理において万全の対策を講じる。
- ・新たな最終処分施設の確保が困難な中、今まで埋め立てていたマットレス等の解体や既存施設での搬入物検査指導を行い、埋立ごみの減量化を図る。

⑤ 産業廃棄物の適正処理の充実

- ・排出事業者及び処理業者への立入検査や、不法投棄に対するパトロールを強化することによって、排出事業者及び処理業者の育成・指導を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を進める。
- ・ごみ処理施設における搬入物検査により、建設廃材等の産業廃棄物の搬入拒否及び適正処理の指導を行う。

(2) し尿処理事業**① 収集体制の合理化**

- ・人口減少等に伴うし尿収集量の減少や採算性の悪化に対応するため、事業者の統廃合や収集地区の整理統合などの合理化を図り、効率的な収集体制を構築する。

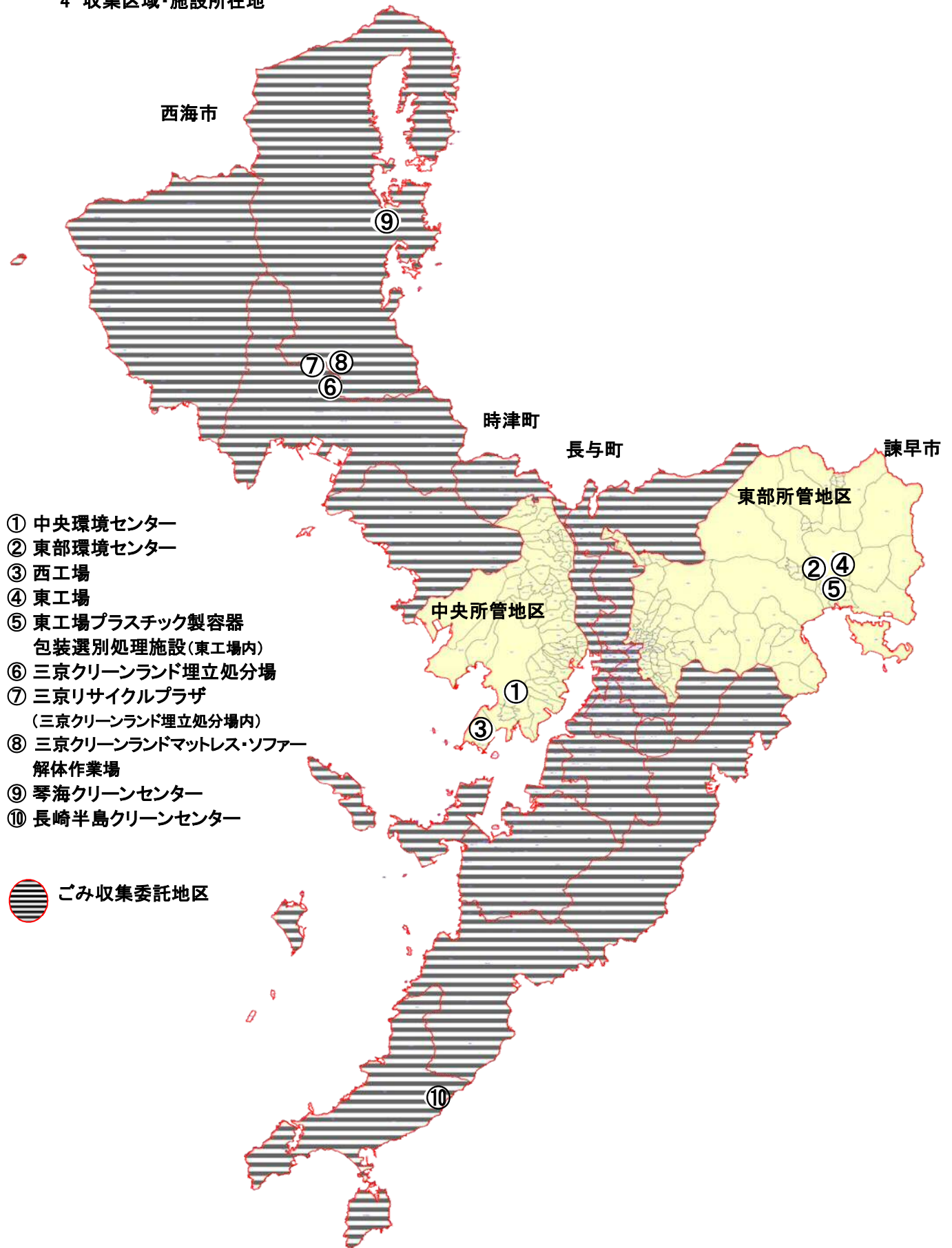
② 効率的な処理体制の確保

- ・し尿処理施設については、今後の人口減少に伴い、し尿等の量も減少していくことから、処理施設の規模縮小を図りながら、将来的には公共下水道へ投入して処理することを基本として取り組む。

(3) 浄化槽設置整備事業**① 個別処理の推進**

- ・公共下水道や集落以外の地区については、個別に処理を行う合併処理浄化槽による生活排水の適正処理を推進する。

4 収集区域・施設所在地



5 諸施設



東工場



西工場



三京クリーンランド埋立処分場

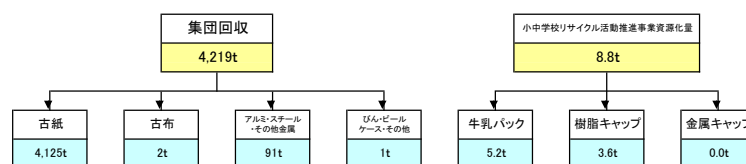
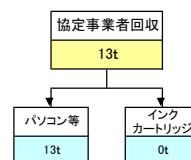
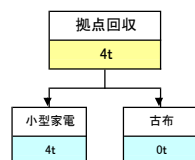
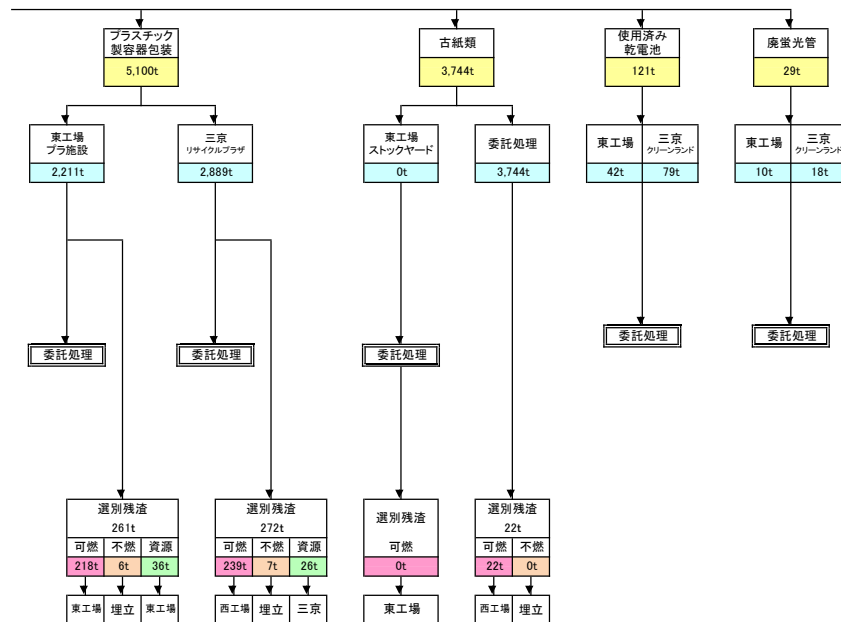


琴海クリーンセンター



長崎半島クリーンセンター

持 込					許可業者・ 自己搬入
燃やせるごみ	市外 燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	古紙類	
39,118t	0t				
39,118t		1,780t	584t	0t	41,483t



※四捨五入の関係で、合計と合わない場合があります

第3章 組織・人員・勤務時間

1 機構及び分掌事務(令和6年4月1日現在)

環境部 196人 (26人)	環境政策課 19人 (-人)	環境企画係	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事 (3) 部の所管に係る予算の経理に関する事 (4) 環境行政に係る総合調整に関する事 (5) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事 (6) 部の所管に係る労働安全衛生業務の管理に関する事 (7) 環境基本計画に関する事 (8) 地球環境の保全に関する事 (9) 環境教育、環境学習等に関する事 (10) 環境影響事前評価に関する事 (11) 環境の保全に係る相談に関する事 (12) 環境の汚染に関する監視、測定(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事 (13) 環境の保全のための規制、指導(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事 (14) 自然環境の保全と共生に関する事 (15) 愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可及び飼養登録に関する事 (16) 浄化槽に関する事 (17) 化製場、畜舎等に関する事 (18) ねずみ族及び衛生害虫の駆除等の相談に関する事 (19) 環境センター、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場との連絡調整に関する事 (20) 清掃審議会及び環境審議会に関する事 (21) 一般財団法人クリーンながさき及び株式会社ながさきサステナエナジーとの連絡調整に関する事 (22) ゼロカーボンシティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事 (23) 部内事務の連絡調整に関する事
		監視指導係	
		経理係	
	ゼロカーボンシティ推進室 9人 (-人)		(1) ゼロカーボンシティの推進に関する事 (2) 地球温暖化対策実行計画に関する事 (3) エネルギー政策の総括に関する事 (4) 環境マネジメントシステムの市民及び事業者への啓発及び普及に関する事 (5) 長崎市役所の環境マネジメントシステムの推進に関する事
	廃棄物対策課 35人 (-人)	一般廃棄物係	(1) 清掃思想の普及及び啓発に関する事 (2) リサイクル思想の普及及び啓発に関する事 (3) ごみの減量化及び資源化に関する事 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事 (5) 産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事 (6) 一般廃棄物の処理の委託に関する事 (7) 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事 (8) 一般廃棄物の分別排出指導に関する事 (9) 廃棄物の適正処理に関する事 (10) 街を美しくする運動に関する事 (11) ポイ捨ての禁止等の環境の美化に関する事 (12) 屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する事 (13) 廃棄物、地域清掃に関する相談に関する事 (14) 廃棄物処理施設専門委員会に関する事
		産業廃棄物係	
		廃棄物指導班	
		資源循環係	
	環境整備課 15人 (1人)		(1) 一般廃棄物処理施設の管理及び周辺環境整備の総括に関する事 (2) 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関する事 (3) 一般廃棄物処理計画の策定に関する事 (4) ごみ処理の広域化に関する事 (5) 三京クリーンランド埋立処分場の工事の設計及び施行管理に関する事 (6) し尿の処理に関する事 (7) し尿処理施設の維持管理に関する事 (8) ごみの処分(東工場及び三京クリーンランド埋立処分場の所管に係るものを除く。)に関する事 (9) ごみ処分施設(東工場及び三京クリーンランド埋立処分場を除く。)の維持管理に関する事
	中央環境センター 57人 (18人)		(1) 市域の中央部、西部及び北西部におけるごみ(粗大ごみを除く。)の収集及び運搬に関する事
	東部環境センター 50人 (3人)		(1) 市域の東部におけるごみ(粗大ごみを除く。)の収集及び運搬に関する事
	東工場 8人 (-人)		(1) ごみの処分に関する事 (2) 施設の維持管理に関する事
	三京クリーンランド埋立処分場 3人 (4人)		(1) ごみの処分に関する事 (2) 三京リサイクルプラザに関する事 (3) 施設の維持管理に関する事

※職員現員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

2 職員配置状況

令和6年4月1日現在

職種名等 所属名等		事務 職員	技術 職員	清掃 指導員	整備 管理者	運 転 士	車 両 整備 士	環境 整備 士	施設 整備 士	小 計	再 任 用 職員	合 計
環境政策課	部 長	1								19	-	19
	課 長	1										
	環 境 企 画 係	4										
	監 視 指 導 係	2	6									
	経 理 係	5										
	ゼロカーボンシティ推進室	4	5							9	-	9
廃棄物対策課	課 長	1								35	-	35
	課 長 補 佐	1										
	一般廃棄物係	7										
	産業廃棄物係	5	3	10								
	資 源 循 環 係	8										
環境整備課	課 長		1							15	1	16
	主 幹	1										
	課 員	2	10						1			
中央環境センター		3		8		10	1	35		57	18	75
東部環境センター		3		6	1	10		30		50	3	53
東 工 場		1	7							8	-	8
三京クリーンランド埋立処分場		1	1						1	3	4	7
合 計		50	33	24	1	20	1	65	2	196	26	222

3 年齢別正規職員数

令和6年4月1日現在

区 分		18歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳	計
事務職員		人 10	人 5	人 17	人 18	人 50
技術職員		8	12	1	12	33
清掃指導員				3	21	24
整備管理者					1	1
運転士			3	4	13	20
車両整備士					1	1
環境整備士	ごみ収集	22	14	8	20	64
	籠工				1	1
施設整備士	ごみ処理				2	2
合 計		40	34	33	89	196

4 勤務時間

職 員 の 区 分			勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日	
本 庁 勤 務 の 職 員 （ 環 境 整 備 課 除 く ）			8 時 45 分～ 17 時 30 分	12 時～13 時	土曜日・日曜日	
環 境 整 備 課	施 設 整 備 士	A	7 時 45 分～ 16 時 30 分	11 時 30 分～ 12 時 30 分	日曜日及び 4 週間 について 4 日とし、 その割振りは、 課長が定める。	
		B	8 時 30 分～ 17 時 15 分	12 時 30 分～ 13 時 30 分		
	その他の職員		8 時 45 分～ 17 時 30 分	12 時～13 時	土曜日・日曜日	
環 境 セ ン タ ー	通常勤務に 従事する職員	A	7 時 45 分～ 16 時 30 分	12 時～13 時	土曜日・日曜日	
		B	8 時 15 分～ 17 時			
	早朝収集に 従事する職員		7 時 30 分～ 16 時 15 分	12 時～13 時		
東 工 場	全 職 員	A	7 時 45 分～ 16 時 30 分	12 時～13 時	日曜日及び 4 週間 について 4 日とし、 その割振りは、 工場長が定める。	
		B	8 時 30 分～ 17 時 15 分			
三京クリー ンランド 埋立処分場		場長		8 時 45 分～ 17 時 30 分	日曜日及び 4 週間 について 4 日とし、 その割振りは、 場長が定める。	
		そ の 他 の職員	A	8 時 45 分～ 17 時 30 分		12 時～13 時
			B			13 時～14 時

第4章 施設・機材

1 施設

(1) 事務所・工場等

R6. 4. 1 現在

名 称		所 在 地	構 造	摘 要	建 設 年 月 日	延 面 積	備 考
環 境 部		魚の町 4-1	鉄骨鉄筋コンクリート造地上 19 階地下 1 階塔屋 1 階建	13 階	R5.1.4	564.66 m ²	
ごみ収集・運搬部門	東部環境センター	戸石町 34-2	鉄筋コンクリート造 3 階建	2 階一部 事務所、控室	S63. 2.29	494.41 m ²	
			鉄筋コンクリート造 3 階建	1 階 車庫、整備室	S63. 2.29	934.63 m ²	
			鉄筋コンクリート造 3 階建	3 階一部控室	S63. 2.29	438.36 m ²	
	中央環境センター	木鉢町 2 丁目 406	鉄筋コンクリート造 2 階建	事務所、控室	S54. 3.20	1,115.90 m ²	R3.12.15 改修 R4.3.28 移転
	旧中央環境センター (R4.3.27 閉鎖)	川口町 6-10	鉄筋コンクリート造 5 階建	BF1,4,5,R 階 事務所、控室	S54. 3.31	2,403.16 m ²	
				3 階 事務所、控室		1,025.34 m ²	
			鉄骨造スレート葺 平家建	1 階 車庫	S38. 2.28	331.99 m ²	
				整備工場		335.40 m ²	
ごみ処理部門	東 工 場	戸石町 34-2	鉄筋コンクリート造 3 階建	事務所、控室	S63. 2.29	1,302.77 m ²	
			鉄骨造平家建	計量機棟	S63. 2.29	155.00 m ²	
			鉄筋コンクリート造	工場棟	S63. 3.31	8,820.61 m ²	
			鉄骨造平家建	洗車場	S63. 2.29	278.60 m ²	
	東工場資源ごみ一時保管施設 (現在、燃やせないごみの中継施設として使用)	戸石町 34-2	鉄骨造平家建	ストックヤード	H9.12.15	300.00 m ²	
	東工場紙ごみ一時保管施設 (現在、資源ごみの中継施設として使用)	戸石町 34-2	鉄骨造平家建	ストックヤード	H8. 3.15	300.00 m ²	
	東工場プラスチック製容器包装選別施設	戸石町 34-2	鉄骨造 2 階建	工場棟	H15. 3.14	1,487.65 m ²	
	東工場埋立処分地排水処理施設	戸石町 841	鉄骨鉄筋コンクリート造平家建	機械電気室	S57. 5.31	109.20 m ²	
	西 工 場	神ノ島町 3 丁目 526-23	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下 2 階地上 8 階建	工場棟	H28.9.30	12,238.21 m ²	
			鉄骨造地上 5 階建	管理棟(計量機部分含む)	H28.9.30	2,227.14 m ²	

名 称		所 在 地	構 造	摘 要	建 設 年 月 日	延 面 積	備 考
ご み 処 理 部 門	三 京 クリーンランド [※] 埋 立 処 分 場	三京町 43-4	鉄筋コンクリート造 2 階建	事務所	S61. 6.10	199.60 m ²	
			鉄骨造平家建	計量機棟	S61. 6.10	84.00 m ²	
			鉄骨造平家建	車 庫	S61. 6.10	136.50 m ²	
			鉄骨造平家建	倉 庫	S61. 6.10	40.32 m ²	
			鉄筋コンクリート造	機械室	S61.12. 1	10.00 m ²	
		三京町 2947	鉄筋コンクリート造	排水処理施設	S61.12. 1	266.00 m ²	
	三京クリーンランド [※] 資源 ごみ一時保管施設	三京町 43-4	鉄骨造平家建	ストックヤード [※]	H4. 9.10	146.25 m ²	
			鉄骨造平家建	ストックヤード [※]	H9.12.15	300.00 m ²	
	三京クリーンランド [※] 廃蛍光 管 一 時 保 管 施 設	三京町 43-4	鉄骨造平家建	ストックヤード [※] (2 棟)	H13.11.12	77.50 m ²	
	三 京 リ サ イ ク ル プ ラ ザ	三京町 43-4	鉄骨造地下 1 階 地上 2 階建	工場棟	H16.3	2,239.81 m ²	
	三京クリーンランド マットレス・ソファ ー 解 体 作 業 場	三京町 43-4	鉄骨造平屋建	作業場	H31.2.5	256.80 m ²	
	高 島 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	高島町 347	鉄骨造平家建	工場棟	H13.3	180.00 m ²	H22.4.1 ストック ヤードへ 転用
	旧 西 工 場 (H28.9.30 閉鎖)	木鉢町2丁目 406	鉄筋コンクリート造 2 階建	事務所、控室	S54. 3.20	1,115.90 m ²	R4.3.28 より中央 環境セン ターへ転 用
			鉄骨鉄筋コンクリート 造地下 1 階地上 5 階建	工場棟	S54. 3.20	7,384.38 m ²	R6.1.26 木鉢町環 境部倉庫 として一 部転用
			鉄筋コンクリート造 平家建	計量機棟	S54. 3.20	21.06 m ²	
			鉄骨造鉄板葺平 家建	車 庫	S54. 3.20	86.20 m ²	H9.3.25 改築
			鉄骨造平家建	洗車場	S54. 3.20	201.60 m ²	H9.3.25 増改築
			鉄筋コンクリート造 2 階建	苛性ソーダ [※] タンク室	H9. 3.25	130.20 m ²	R6.1.26 木鉢町環 境部倉庫 として一 部転用
			鉄骨造平家建	吸収液循環 ポンプ [※] 室	H9. 3.25	56.74 m ²	
			コンクリートブ [※] ロック造平 家建	灯油ポンプ [※] 室	H9. 3.25	15.07 m ²	
			鉄骨鉄筋コンクリート 造 5 階建	増設ごみピット	H9. 3.25	267.32 m ²	R6.1.26 木鉢町環

名 称		所 在 地	構 造	摘 要	建 設 年 月 日	延 面 積	備 考
			鉄筋コンクリート造 地上2階R階建	発電設備棟	H9.3.25	363.83 m ²	境部倉庫 として一 部転用
	旧三和町環境 センター (H17.1 閉鎖)	川原町 876-1	鉄筋コンクリート造、軽 量気泡コンクリート造	工場棟	H3.3	1,171.00 m ²	
			鉄骨軽量気泡コン クリート造	管理棟	H3.3		
	高島工場 (H18.3.31 閉鎖) (H30.3 煙突等解体)	高島町 2422	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下1階地上3 階建	工場棟	S58.3	338.00 m ²	
	高島ストックヤード (H21.6.30 閉鎖)	高島町 347	鉄骨鉄筋コンクリート 造地上2階建	ストックヤード	H6.1	2,371.00 m ²	
し尿 処理部 門	長崎半島クリーン センター	脇岬町 704-4	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下1階地上 2階建	管理棟、工場棟	H11.3.30	2,609.30 m ²	H20.3.31 閉鎖 H28.3.16 再開
	琴海クリーン センター	琴海戸根町 832	鉄筋コンクリート造地 上2階建	管理棟、工場棟	H2.3.30	1,995 m ²	H25.3.31 休止 H28.3.16 再開
	クリーンセンター (H28.3.31 閉鎖)	茂里町 2-34	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下2階地上 2階建	管理棟、工場棟	H2.9.30	16,531.55 m ²	R6.4.1 茂里町環 境センタ ー、動物 愛護管理 センター 及び中部 茂里町流 量調整池 として転 用
			鉄筋コンクリート造	便 所	H2.9.30	49.29 m ²	
			鉄骨造平家建	計量機棟	H2.9.30	38.05 m ²	
	伊王島クリーン センター (H23.3.31 閉鎖)	伊王島町 2 丁目 1187	鉄筋コンクリート造	管理棟、工場棟	S50.10.30	122.85 m ²	
	高島クリーン センター (R3.3.31 閉鎖)	高島町 347	鉄筋コンクリート造	管理棟、工場棟	H5.3.30	547.00 m ²	
そ の 他	鮑の浦詰所	鮑の浦町 1-46	木造瓦葺平家建	倉庫	S37.4.24	23.96 m ²	
	茂里町環境センター	茂里町 2-34	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下2階地上 2階建	旧クリーンセン ターの1階から 3階の一部	H2.9.30	3,882.30 m ²	一般財団 法人クリ ーンなが さき使用
	旧茂里町環境センター (R6.3.31 閉鎖)	茂里町 2-2	鉄骨鉄筋コンクリート 造3階建		S58.11.18	4,531.40 m ²	
	リユース倉庫きばち	木鉢町2丁目 406 番地	鉄骨造	倉庫	R6.2.5	94.1 m ²	

(2) ごみ処理施設
ア ごみ焼却施設

施設名		西工場	東工場
設置場所		神ノ島町3丁目526番地23	戸石町34-2
処理能力		240t/24h	300t/24h
		(120t/24h×2)	(150t/24h×2)
形式		全連続燃焼式ストーカ方式	連続燃焼式三菱マルチン
着工年月		平成25年9月	昭和60年7月 (平成13年6月)
完成年月		平成28年9月	昭和63年3月 (平成15年3月)
設計施工		三菱・フジタ・菱興 特定建設工事共同企業体	三菱重工業株式会社
敷地面積		14,500 m ²	114,310 m ²
事業費内訳	主体工事費	8,181,429,114 円	6,260,800,000 円 (2,898,000,000 円)
	附帯工事費	—	397,121,000 円 (0 円)
	道路整備工事費	—	246,008,000 円 (0 円)
	用地費ほか	358,953,279 円	29,397,000 円 (11,580,000 円)
	計	8,540,382,393 円	6,933,326,000 円 (2,909,580,000 円)
財源内訳	国庫補助金	2,186,729,000 円	1,337,293,000 円 (430,474,000 円)
	起債	5,165,800,000 円	4,868,900,000 円 (2,366,675,000 円)
	一般財源	1,187,853,393 円	727,133,000 円 (112,431,000 円)

(注) 東工場 () 書きは、東工場排ガス高度処理施設整備工事にかかる分である。

施設名		旧三和町環境センター (平成17年1月閉鎖)	高島工場 (平成18年3月末閉鎖)
設置場所		川原町876-1	高島町2422
処理能力		20t/日	10t/8h
		(10t/8h×2)	(10t/8h×1)
形式		機械化バッチ燃焼式	機械化バッチ燃焼式
着工年月		—	昭和57年6月 (平成10年6月)
完成年月		平成3年3月	昭和58年3月 (平成11年3月)
設計施工		株式会社川崎技研	株式会社川崎技研
敷地面積		—	1,267 m ²
事業費内訳	主体工事費	—	272,514,000 円 (385,200,000 円)
	附帯工事費	—	—
	道路整備工事費	—	—
	用地費ほか	—	—
	計	—	272,514,000 円 (385,200,000 円)
財源内訳	国庫補助金	—	90,761,000 円 (119,202,000 円)
	起債	—	110,800,000 円 (244,400,000 円)
	一般財源	—	70,953,000 円 (21,598,000 円)

(注) 高島工場 () 書きは、高島工場排ガス高度処理施設基幹的施設整備工事にかかる分である。

施 設 名		旧 西 工 場 (平成28年9月末閉鎖) (令和6年1月末一部転用)
設 置 場 所		木鉢町2丁目406
処 理 能 力		400t／24h
		(200t／24h×2)
形 式		連続燃焼式三菱マルチン
着 工 年 月		昭和51年10月 (平成6年8月)
完 成 年 月		昭和54年3月 (平成9年3月)
設 計 施 工		三菱重工業株式会社
敷 地 面 積		60,557 m ²
事業 費 内 訳	主 体 工 事 費	4,465,514,086 円 (9,651,100,000 円)
	附 帯 工 事 費	1,028,448,977 円 (195,014,000 円)
	道 路 整 備 工 事 費	128,765,937 円 (0 円)
	用 地 費 ほ か	77,271,000 円 (152,620,000 円)
	計	5,700,000,000 円 (9,998,734,000 円)
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	1,025,500,000 円 (1,736,037,000 円)
	起 債	4,443,200,000 円 (7,905,000,000 円)
	一 般 財 源	231,300,000 円 (357,697,000 円)

(注) 旧西工場()書きは、西工場施設整備工事にかかる分である。

イ 粗大ごみ処理施設、設備

施設名		東工場せん断式破碎機	西工場せん断式破碎機
設置場所		戸石町34-2	神ノ島町3丁目526-23
処理能力		6 t/h	3 t/h
形式		ウイング付三菱プレスシャ	島産業(株) 油圧往復動式切断
着工年月		昭和60年7月	平成25年9月
完成年月		昭和63年3月	平成28年9月
設計施工		三菱重工業株式会社	三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体
敷地面積		(東工場工場棟内)	(西工場工場棟内)
事業費内訳	主体工事費	227,200,000 円	※ 101,042,688 円
	附帯工事費	—	—
	道路整備工事費	—	—
	用地費ほか	—	—
	計	227,200,000 円	101,042,688 円
財源内訳	国庫補助金	56,800,000 円	40,366,068 円
	起債	127,700,000 円	52,680,757 円
	一般財源	42,700,000 円	7,995,863 円

※西工場主体工事費の内数

ウ 容器包装選別施設

施設名		東工場プラスチック製容器包装選別施設	三京リサイクルプラザ
設置場所		戸石町34-2	三京町43-4
処理能力		15t/日(5h) (年間予定稼働日数:250日)	25t/日(5h) (12.5t/日(5h)×2)
形式		圧縮梱包	圧縮梱包
着工年月		平成14年6月	平成15年7月
完成年月		平成15年3月	平成16年3月
設計施工		プラント設備・設計施工 三井鉱山(株) 建築工事 氏田建設(株) 給排水衛生・空調工事 (有)浜設備 建築電気工事 (株)マルデン 地盤改良工事 (株)栄組 建築実施設計 (株)有馬建築設計事務所	新日本製鐵・西海建 プラント建築設計施工 設特定建設工事共同 企業体
敷地面積		(東工場敷地内)	(三京クリーンランド埋立処分場敷地内)
事業費内訳	プラント工事費	119,452,725 円	240,708,344 円
	建築工事費 (地盤改良含む)	114,356,865 円	256,245,273 円
	建築設備工事費	31,542,000 円	82,992,673 円
	その他 (事務費等)	9,552,120 円	3,432,000 円
	計	274,903,710 円	583,378,290 円
財源内訳	国庫補助金	—	144,344,000 円
	起債	206,100,000 円	394,200,000 円
	一般財源	68,803,710 円	44,834,290 円

エ マテリアルリサイクル推進施設

施設名		三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場	木鉢町環境部倉庫
設置場所		三京町 43-4	木鉢町 2 丁目 4 0 6
処理能力		0.8 t/日	2, 1 1 5. 1 5 m ²
形式		—	—
着工年月		平成 30 年 8 月	令和 3 年 9 月
完成年月		平成 31 年 1 月	令和 6 年 2 月
設計施工		株式会社 M・M 設計 (有) 栄宏工務店 (株)MIC (株)SK システム	<工場棟関連> 設計 (株)システムシユウイ 煙突解体工事 ウェノ・タイハイ特定建設工事共同企業体 内部改修ほか主体工事 池田・日東特定建設工事共同企業 内部改修ほか電気設備工事 長崎運送(株) 内部改修ほか機械設備工事 (株)長与管工設備工業所 避雷設備設置工事 朝日通信建設(株) <煙突跡地関連> 設計 (株)MOR アーキテクツ ストックヤード新築主体工事 小宮建設(株) ストックヤード新築電気工事 (株)東部電気 ストックヤード新築管工事 (有)山忠設備工業
敷地面積		256.80 m ²	71,594.70 m ²
事業費内訳	主体工事費	63,567,443 円	971,843,313 円
	附帯工事費	—	—
	道路整備工事費	—	—
	用地費ほか	—	(設計費) 37,852,430 円
	計	63,567,443 円	1,009,695,743 円
財源内訳	国庫補助金	20,346,000 円	306,437,000 円
	起債	38,400,000 円	618,200,000 円
	一般財源	4,821,443 円	85,058,743 円

オ 最終処分施設

施設名		東工場埋立処分地 (平成16年度埋立完了)	三京クリーンランド埋立処分場	
			第1工区埋立 (平成5年度埋立完了)	第2工区埋立
設置場所		戸石町	三京町43-4	
処理能力		(埋立面積) 67,289 m ² (埋立容量) 790,000 m ³	(埋立面積) 64,000 m ² (埋立容量) 646,990 m ³	(埋立面積) 151,000 m ² (埋立容量) 2,740,000 m ³
形式		排水処理施設 (300 m ³ /日) 回転円板・凝集沈殿・ろ過・ 吸着滅菌→河川放流	排水処理施設 (400 m ³ /日) 回転円板・凝集沈殿・ろ過・ 吸着滅菌・除マンガソ→河川放流	排水処理施設 (520 m ³ /日) 回転円板・凝集沈殿・ろ過・ 吸着滅菌・除マンガソ→河川放流
着工年月		昭和55年7月	昭和58年1月	平成4年3月
完成年月		昭和57年5月	昭和61年12月	平成5年6月
設計施工		—	西日本開発コンサルタント(株)	国際水道コンサルタント(株) (株)西原環境衛生研究所
敷地面積		67,289 m ²	398,000 m ²	325,000 m ²
事業費内訳	主体工事費	776,800,000 円	4,312,720,000 円	2,513,216,480 円
	附帯工事費	—	—	343,209,390 円
	道路整備工事費	—	—	—
	用地費ほか	253,878,985 円	3,248,276,033 円	115,939,130 円
	計	1,030,678,985 円	7,560,996,033 円	2,972,365,000 円
財源内訳	国庫補助金	154,554,000 円	923,879,000 円	336,071,000 円
	起債	706,700,000 円	5,468,700,000 円	2,082,800,000 円
	一般財源	169,424,985 円	1,168,417,033 円	553,494,000 円

【三京クリーンランド埋立処分場の概要】

全体面積 117ha

〔内訳：公共用地 93.7ha、借上地 7.3ha、その他 16.0ha〕

区分	工事期間	埋立期間	総面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
第1工区	昭和57～61年度 (5年)	昭和61～平成5年度 (7年)	398,000	64,000	646,990
第2工区	平成2～5年度 (4年)	平成5年度～ (約85年間程度)	325,000	151,000	2,740,000
第3工区	未定	(約20年間程度)	447,000	74,000	389,000
計			1,170,000	289,000	3,775,990

(3) し尿処理施設

施設名		長崎半島クリーンセンター (平成20年3月末閉鎖 平成28年3月再開)	琴海クリーンセンター (平成25年3月末休止 平成28年3月再開)
設置場所		脇岬町704-4	琴海戸根町832
処理能力		40kl/日	60kl/日
形式		膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理	高負荷脱窒素処理+高度処理
脱臭設備		アルカリ・酸・次亜洗浄+活性炭吸着	アルカリ+活性炭吸着 酸、アルカリ+次亜洗浄
汚泥処理		脱水	脱水
着工年月		平成9年7月	昭和63年6月
完成年月		平成11年3月	平成2年3月
設計施工		栗田工業株式会社	株式会社クボタ
敷地面積		6,546 m ²	8,200 m ²
事業費内訳	主体工事費	2,457,000,000 円 (477,096,553 円)	1,018,227,000 円 (497,555,873 円)
	設計委託料	24,570,000 円	—
	事務費	2,389,486 円	—
	用地費ほか	4,021,560 円	—
	計	2,487,981,046 円 (477,096,553 円)	1,018,227,000 円 (497,555,873 円)
財源内訳	国庫補助金	246,386,000 円 (— 円)	320,000,000 円 (— 円)
	起債	1,942,800,000 円 (477,000,000 円)	547,600,000 円 (447,700,000 円)
	一般財源	298,795,046 円 (96,553 円)	150,627,000 円 (49,855,873 円)

(注) 長崎半島クリーンセンター () 書きは、長崎半島クリーンセンター基幹的設備整備工事にかかる分である。

(注) 琴海クリーンセンター () 書きは、琴海クリーンセンター基幹的設備整備工事にかかる分である。

放流水質 (日間平均値)

pH	5.0～9.0	5.8～8.6
BOD (mg/l)	10以下	20以下
COD (mg/l)	30以下	20以下
SS (mg/l)	10以下	40以下
大腸菌群数 (個/ml)	1,000以下	3,000以下
T-N (mg/l)	—	60以下
T-P (mg/l)	—	8以下
色度	30度以下	—

施 設 名		クリーンセンター (平成 28 年 3 月末 閉鎖) (令和 6 年 4 月転用)	伊王島クリーンセンター (平成 23 年 3 月末 閉鎖)
設 置 場 所		茂里町 2 - 3 4	伊王島町 2 丁目 1 1 8 7
処 理 能 力		3 5 0 kl/日	5 kl/日 (平成 15 年 6 月以降前処理のみ)
形 式		標準脱窒素方式＋高度処理	好気性処理
脱 臭 設 備		アルカリ・酸・次亜洗浄＋活性炭吸着	アルカリ＋水洗浄
汚 泥 処 理		コンポスト化 (別途施設)	農村還元
着 工 年 月		昭和 6 2 年 1 2 月	昭和 5 0 年 4 月
完 成 年 月		平成 2 年 9 月	昭和 5 0 年 1 1 月
設 計 施 工		三菱・大林建設工事共同企業体	東洋技研株式会社
敷 地 面 積		12,420 m ²	1,550 m ²
事業 費内 訳	主 体 工 事 費	7,176,000,000 円	92,750,000 円
	附 帯 工 事 費	189,376,000 円	11,700,000 円
	道路整備工事費	11,190,000 円	—
	用 地 費 ほか	3,310,953,000 円	2,222,000 円
	計	10,687,519,000 円	106,672,000 円
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	252,536,000 円	16,450,000 円
	起 債	9,133,096,000 円	67,700,000 円
	一 般 財 源	1,301,887,000 円	22,522,000 円

放流水質 (日間平均値)

p H	5. 8～8. 6
B O D (mg/1)	1 0 以下
S S (mg/1)	5 以下
T - N (mg/1)	6 0 以下
T - P (mg/1)	8 以下
大腸菌群数 (個/ml)	3, 0 0 0 以下
色度	3 0 以下

※ クリーンセンターは廃止し、クリーンながさが収集したし尿及び浄化槽汚泥を琴海クリーンセンターと長崎半島クリーンセンターへ運搬する中継基地として平成 28 年度～平成 30 年度まで使用していた。

※ 令和 6 年 4 月より茂里町環境センター、動物愛護管理センター及び中部茂里町流量調整池に転用した。

※ 施 設		高島クリーンセンター (令和3年3月末閉鎖)
設 置 場 所		高島町347
処 理 能 力		3kl/日
形 式		固液分離・活性汚泥法処理方式＋高度処理
脱 臭 設 備		アルカリ・酸・次亜洗淨
汚 泥 処 理		脱水・乾燥
着 工 年 月		平成4年9月
完 成 年 月		平成5年3月
設 計 施 工		山田工業株式会社
敷 地 面 積		950 m ²
事業費内訳	主体工事費	405,241,594 円
	設計委託料	—
	事務費	—
	用地費ほか	—
	計	405,241,594 円
財源内訳	国庫補助金	164,567,000 円
	起 債	189,300,000 円
	一 般 財 源	51,374,594 円

放流水質（日間平均値）

pH	—
BOD (mg/l)	—
COD (mg/l)	—
SS (mg/l)	—
大腸菌群数 (個/ml)	—
T-N (mg/l)	—
T-P (mg/l)	—
色度	—

※ 高島クリーンセンターは水処理施設を休止し固液分離のみを行い、脱水ろ液及び雑排水を高島浄化センター（下水道処理施設）に投入して処理していた。

2 車両

令和6年4月1日現在

(単位：台)

所 属 区 分				環 境 政 策 課	廃 棄 物 対 策 課	環 境 整 備 課	中 央 環 境 セ ン タ ー	東 部 環 境 セ ン タ ー	東 工 場	西 工 場	三 京 ク リ ー ン ラ ン ド	計
ごみ み 取 集	塵 芥 車	実 働 車	小型				10	10				20
		予 備 車	〃				4	4				8
	引出用	実 働 車	軽ダ				6	4				10
		予 備 車	〃				2	1				3
	収集用自動車		小型ダ					1				1
	搬出用特殊自動車		小型特					2				2
	ふれあい班収集用自動車		軽ダ				9					9
	小 計						31	22				53
ごみ み 処 理	トラクターショベル										1	1
	パワーショベル											-
	コンパクター										1	1
	フォークリフト			1	1			1				3
	バックフォア										3	3
	ホイールローダー				1						1	2
	灰 運 搬 車	小型										-
		大型						2	2			4
	コンテナ車		〃						1			1
	場 内 連 絡 車			小型特								1
		軽ダ								4	4	
		軽自						1		1	2	
小 計					1	2			5	2	12	22
そ の 他	けん引車					1	1					2
	現地調査・連絡車	小型	1									1
		軽自	3	2	4	1		3		1	14	
	パトロール車		小型			1						1
	指導用パトロール車		軽ピ			8	6					14
	不法投棄パトロール車		軽自		2							2
	廃棄物パトロール車	小型ダ				1						1
		軽ダ		5								5
	ポイ捨て・喫煙禁止パトロール車		軽自		1							1
	汚泥処理（灰運搬用）		小型ダ									-
軽自動車（作業員移送等）		軽ピ				2					2	
小 計				4	10	4	14	7	3	-	1	43
合 計				4	11	6	45	29	8	2	13	118

※ 灰運搬車両4台及びコンテナ車1台（東工場・西工場）は委託業者への無償貸与車両。

第5章 予算及び原価

1 予算
(1) 予算
ア 歳入

(単位:千円)

費 目		令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	令和6年度 当初予算の説明
目	節			
衛生使用料	清掃使用料	13,178	15,440	駐車場使用料 5,241
				建物使用料 10,144
				土地使用料 55
衛生手数料	清掃手数料	369,748	369,812	ごみ、粗大ごみ等処理手数料 351,018
				犬猫等死体処理手数料 60
				し尿処理手数料 13,534
				督促手数料 15
				証明手数料 1
				廃棄物関連申請手数料 5,184
衛生費国庫補助金	清掃費補助金	168,235	772,291	循環型社会形成推進交付金(新東工場建設事業)
衛生費県補助金	清掃費補助金	3,000	3,000	清掃総務費補助金
財産貸付収入	土地建物貸付収入	1,454	1,250	土地建物貸付料
物品売払収入	物品売払収入	281,838	268,212	不用物品売払収入
雑入	光熱水費等負担金	5,047	36,581	電気使用料 4,679
				水道・下水道使用料 2
				光熱水費等負担金(茂里町環境センター) 31,900
	保険料個人負担金 270	303	保険料個人負担金	
	ごみ処理施設発電電力売払収入 406,969	393,452	東・西工場発電電力売払収入	
	ペットボトル等有償入札拠出金 70,876	16,691	ペットボトル等有償入札市町村拠出金	
	再商品合理化拠出金 245	171	再商品合理化拠出金	
	廃棄物処理受託収入 -	-	廃棄物処理受託収入	
	その他	59,574	9,421	複写手数料 2
				報酬戻入金(過年度) -
				搬入ごみ計量カード実費弁償金 3
				上下水道局負担分:茂里町環境センター直流電源装置取替工事費負担金 6,667
				自動車リサイクル法離島対策支援事業資金出えん金 94
				時津クリーンセンター焼却施設等解体整備費事業減債基金清算金 2,654
				取得金収入 1
衛生債 清掃債		2,863,700	2,806,900	【単独】ごみ処理施設等整備事業費 ごみステーション(ごみ処理費) 6,100
				【単独】ごみ処理施設等整備事業費 清掃運搬車両等(ごみ処理費) 20,100
				【単独】ごみ処理施設等整備事業費 東工場(ごみ処理費) 92,800
				【単独】ごみ処理施設等整備事業費 三京クリーンランド埋立処分場(ごみ処理費) 36,900
				公共施設等適正管理推進事業債 (旧ごみ処理施設解体費) 4,200
				【単独】し尿処理施設等整備事業費 茂里町環境センター整備(し尿処理費) 5,000
				【補助】新東工場建設事業費 ごみ焼却施設建設(新東工場建設事業費) 2,641,800
				合 計

イ 歳 出

(単位:千円)

目	事 項 名	令 和 5 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 の 説 明
清掃 総務 費	1 清掃総務費職員給与費	1,422,265	1,344,727	一般職 192人
	2 清掃総務費交際費	80	80	
	3 清掃総務費	33,709	33,863	
	ア 清掃審議会費	619	649	清掃事業に関する重要事項の調査審議のための経費
	イ 廃棄物処理施設 専門委員会費	537	517	最終処分場や焼却施設が設置される場合に専門的知識を有する者の意見を聴く委員会の開催経費
	ウ 不法投棄対策費	8,666	8,842	不法投棄の監視指導業務及び回収された不法投棄物の処分のための経費
	エ 有害ごみ処理費	20,828	20,912	有害ごみ(廃蛍光管、使用済み乾電池)のリサイクル処理に係る経費
	オ し尿等運搬費補助金	2,870	2,743	し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の統廃合に伴い、し尿等の搬入先が変更されることにより増加するし尿許可業者に対する補助金交付に要する経費
	カ し尿処理手数料 負担軽減補助金	95	106	委託地区である伊王島・池島・高島地区の住民に対し、手数料の負担を軽減するための補助金交付に要する経費
	キ 自動車リサイクル法 離島対策支援費	94	94	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく使用済自動車等の海上輸送費(高島・池島から)に対する支援に要する経費
	4 リサイクル促進対策費	69,329	68,101	
	ア 資源物回収支援費	3,646	3,493	資源ごみの集団回収に使用するリヤカーなどの用具を支援するための経費
	イ リサイクルコミュニティ 推進費	37,807	38,111	リサイクル推進員の設置及び活動の支援等に係る経費
	ウ 資源物回収活動 奨励補助金	23,170	22,039	資源物の集団回収団体に対する、古紙・古布の回収量に応じた補助金交付に要する経費
	エ 資源物回収事業 奨励補助金	4,706	4,458	資源物の集団回収事業者に対する、古紙・古布の回収量に応じた補助金交付に要する経費
	5 清掃総務費事務費	6,514	6,337	
	6 【単独】自動車購入費	2,700	-	公用車の購入に要する経費
	計	1,534,597	1,453,108	
ごみ 処理 費	1 ごみ収集対策費	1,521,577	1,551,993	
	ア 環境センター 維持管理費	23,045	20,838	環境センター(中央、東部)の維持管理に係る経費
	イ ごみ収集費	100,768	115,494	ごみ収集業務に係る賃金、消耗品費、燃料費などの経費
	ウ ごみステーション整備費	33,524	33,477	クリーンボックスの設置や修繕により、ごみステーションを整備するための経費
	エ 車両整備費	30,546	33,312	ごみ収集用車両の車検・修繕の整備に係る経費
	オ 特殊ごみ処理費	47,458	48,323	お宮日に伴う清掃作業、精霊流し・市民大清掃等に伴い発生するごみの処分に要する経費
	カ ごみ収集委託費	1,273,036	1,300,549	ごみ収集運搬業務委託に要する経費
	キ ごみ収集現状分析・ 最適化事業費	13,200	-	
	2 ごみ中間処理費	1,027,930	1,041,819	
	ア 東工場維持管理費	537,239	532,333	燃やせるごみの中間処理施設(焼却施設・粗大ごみ処理施設)の維持管理に係る経費
	イ 西工場維持管理費	487,026	500,332	西工場の維持管理に係る経費
	ウ 旧焼却施設管理費	3,665	4,454	旧焼却施設の維持管理に係る経費

(単位:千円)

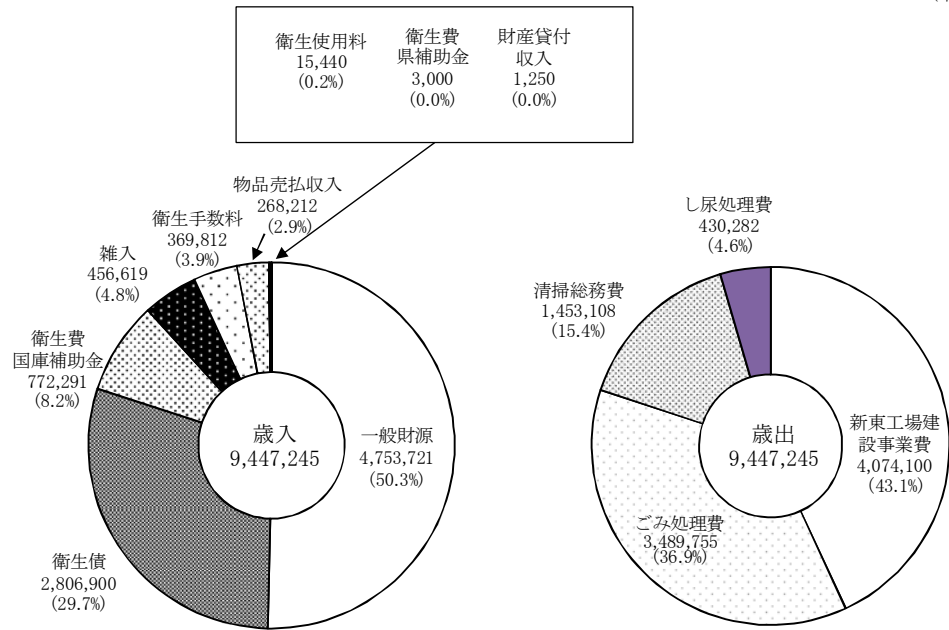
目	事 項 名	令 和 5 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 の 説 明
ごみ処理費	エ 旧ごみ処理施設解体費	-	4,700	旧ごみ処理施設の解体・撤去に要する経費
	3 ごみ最終処理費	208,970	195,581	
	ア 東工場埋立処分地維持管理費	14,126	10,499	ごみの最終処分地(東工場)の維持管理に係る経費
	イ 三京クリーンランド埋立処分場維持管理費	194,844	185,082	ごみ最終処分場の維持管理に係る経費
	4 資源ごみ対策費	480,263	489,552	
	ア 資源ごみ処理費	480,263	489,552	プラスチック製容器包装等の資源ごみの処理、小型家電等の拠点回収、ごみ減量・リサイクルの推進・市民への啓発等に係る経費
	5 ごみ処理費事務費	7,898	3,410	
	6 【補助】ごみ処理施設等整備事業費	330,100	-	
	ア スtockヤード整備	330,100	-	旧西工場の工場棟の内部機器撤去工事等と、解体した煙突の跡地にストックヤードを整備するための経費
	7 【単独】ごみ処理施設等整備事業費	206,400	207,400	
	ア 東工場	172,400	123,800	東工場の施設等設備(定期整備)に係る経費
	イ 三京クリーンランド埋立処分場	-	48,600	三京クリーンランド排水処理施設設備(定期整備)に係る経費
	ウ ごみステーション	11,000	8,200	ごみステーションの整備・改修に要する経費
	エ 清掃運搬車両等	23,000	26,800	ごみの計画収集に必要な収集車両等の購入に係る経費
	計	3,783,138	3,489,755	
し尿処理費	1 し尿処理費	424,354	410,977	
	ア 生活排水処理基本計画策定費	5,600	-	廃掃法第6条第1項に基づき、市町村に義務づけられる生活排水処理基本計画の策定のための業務委託に係る経費
	イ 旧クリーンセンター維持管理費	24,602	-	旧クリーンセンターの維持管理に係る経費
	ウ 琴海クリーンセンター維持管理費	139,331	125,478	琴海クリーンセンターの維持管理に係る経費
	エ 長崎半島クリーンセンター維持管理費	103,116	107,423	長崎半島クリーンセンターの維持管理に係る経費
	オ 茂里町環境センター維持管理費	-	40,120	茂里町環境センターの維持管理に係る経費
	カ し尿汲取費	138,223	135,146	し尿汲取業務に係る委託料等の経費及び施設の修繕等に係る経費
	キ 檜山地区残土埋立地取得費	4,022	2,810	檜山地区ヒル川改良工事(拡幅)により河川の一部となった民有地の取得に係る経費
	ク 茂里町環境センター解体費負担金	9,460	-	上下水道局による茂里町環境センターの解体設計業務に対して負担する経費
	2 【単独】し尿処理施設等整備事業費	252,290	19,305	
	ア 茂里町環境センター整備	-	13,400	茂里町環境センター直流電源装置の取替に係る経費
	イ 旧クリーンセンター整備	237,600	-	中部下水処理場内の茂里町環境センターを旧クリーンセンターに機能移転するために要する施設内部の整備に係る経費
	ウ し尿等受入施設建設事業費負担金	14,690	5,905	上下水道局によるし尿等受入施設の基本設計業務に対して負担する経費
	計	676,644	430,282	
新東工場建設費	1 【補助】新東工場建設事業費	3,206,000	4,022,100	
	ア ごみ焼却施設建設	3,206,000	4,022,100	施設の老朽化に伴い、DBO方式による新東工場の建設に係る経費

(単位:千円)

目	事 項 名	令 和 5 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 の 説 明
新 建 設 事 業 費	2【単独】新東工場 建設事業費	10,000	52,000	
	ア地域環境整備	10,000	52,000	新東工場の建設にあたり、地元地区と締結した覚書に基づき、地元地区の地域環境整備に係る経費
	計	3,216,000	4,074,100	
	合 計	9,210,379	9,447,245	

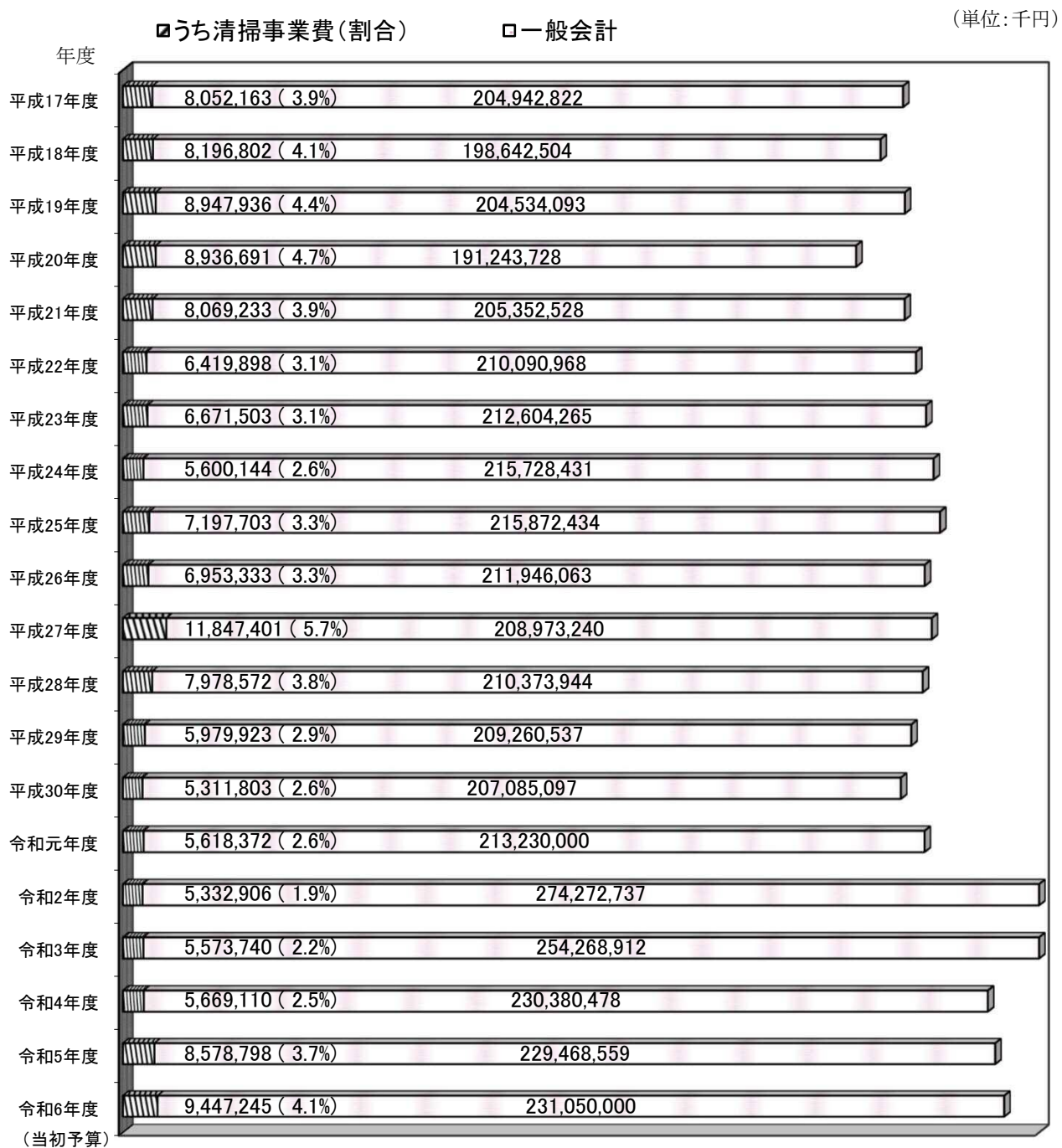
(2) 令和6年度当初予算の内訳

(単位:千円)



※端数処理により合計と一致しない場合がある。

2 長崎市決算額に占める清掃事業費の推移



3 令和5年度原価

(1) ごみ関係部門別原価計算書

(単位:円)

費用 区分	部門別 科目	管理部門	収集部門	中間処理部門	資源化部門	最終処分部門	計
人 件 費	報 酬	4,907,094	55,570,328	8,075,110	0	3,828,075	72,380,607
	給 料 等	317,098,584	710,550,930	52,066,368	0	28,995,179	1,108,711,061
	共 済 費 (報 酬)	69,727,427	159,377,887	10,719,104	0	6,656,892	246,481,310
	小 計	391,733,105	925,499,145	70,860,582	0	39,480,146	1,427,572,978
物 件 費 そ の 他	災 害 補 償 費	0	0	0	0	0	0
	報 償 費	31,731,300	32,700	0	0	0	31,764,000
	旅 費	638,126	2,347,130	429,104	161,740	381,865	3,957,965
	交 際 費	61,344	0	0	0	0	61,344
	需 用 費	20,909,125	113,802,852	153,583,137	1,466,146	76,678,346	366,439,606
	役 務 費	1,323,840	2,793,808	1,336,985	14,000	393,822	5,862,455
	委 託 料	6,746,770	1,316,949,128	785,277,847	473,197,053	100,636,766	2,682,807,564
	使用料及び賃借料	2,430,501	25,447,401	2,070,493	0	492,519	30,440,914
	工 事 請 負 費	0	0	158,223,454	0	36,055,800	194,279,254
	原 材 料 費	17,600	3,063,115	0	0	572,000	3,652,715
	公有財産購入費	0	0	0	0	0	0
	備 品 購 入 費	0	591,580	0	46,200	0	637,780
	負担金、補助・交付金	25,042,593	126,800	36,535,734	579,370	131,500	62,415,997
	補償、補填・賠償金	0	0	0	0	0	0
	寄 附 金	0	0	0	0	0	0
	公 課 費	727,000	915,362	847,900	0	17,000	2,507,262
	小 計	89,628,199	1,466,069,876	1,138,304,654	475,464,509	215,359,618	3,384,826,856
合 計		481,361,304	2,391,569,021	1,209,165,236	475,464,509	254,839,764	4,812,399,834

(単位:円)

費用 区分	部 門 別 科 目	管 理 部 門	収 集 部 門	中 間 処 理 部 門	資 源 化 部 門	最 終 処 分 部 門	計
減 価 償 却 費	建 物 及 び 機 械 装 置	0	7,405,956	965,415,458	9,080,106	57,364,021	1,039,265,541
	車 両	0	19,539,158	0	0	9,614,480	29,153,638
	小 計	0	26,945,114	965,415,458	9,080,106	66,978,501	1,068,419,179
部 門 別 直 接 原 価		481,361,304	2,418,514,135	2,174,580,694	484,544,615	321,818,265	5,880,819,013
処 理 量 (t)			89,299	110,828	16,204	19,593	235,924
世 帯 数 (推 計)		205,061 世帯					令和 6年 3月31日現在
人 口 (推 計)		393,052 人					
部 門 別 直 接 原 価	1 ト ン 当 た り		27,083.33	19,621.22	29,902.78	16,425.17	
	1 世 帯 当 た り 月 額		982.84	883.71	196.91	130.78	
管 理 部 門 配 賦 額			215,601,728	193,892,333	43,178,109	28,689,134	481,361,304
部 門 原 価			2,634,115,863	2,368,473,027	527,722,724	350,507,399	5,880,819,013
総 原 価	1 ト ン 当 た り		29,497.71	21,370.71	32,567.44	17,889.42	24,926.75
				22,142.90			
	1 世 帯 当 た り 月 額		1,070.46	962.51	214.46	142.44	2,389.87
				1,319.41			

〔処理量について〕

- ①収集部門 : 燃やせるごみ(68,867t) + 燃やせないごみ・粗大ごみ(5,010t) + びん・缶等(6,438t) + 古紙類(3,744t) + プラスチック製容器包装(5,100t) + 廃乾電池(111t) + 廃蛍光管(29t) = 89,299t
- ②中間処理部門 : 西工場燃やせるごみ(61,571t) + 東工場燃やせるごみ(49,257t) = 110,828t
- ③資源化部門 : びん・缶等(6,438t) + 古紙類(3,744t) + プラスチック製容器包装(5,100t) + 金属回収(782t) + 廃乾電池(111t) + 廃蛍光管(29t) = 16,204t
- ④最終処分部門 : 三京クリーンランド燃やせないごみ(5,584t) + 焼却灰(13,844t) + 資源等残渣(165t) = 19,593t

費用区分		部門別 科目	西工場	高島工場	東工場	計	
人件費		報酬	0	0	8,075,110	8,075,110	
		給料等	0	0	52,066,368	52,066,368	
		共済費（報酬）	0	0	10,719,104	10,719,104	
		小計	0	0	70,860,582	70,860,582	
物件費 その他		災害補償費	0	0	0	0	
		報償費	0	0	0	0	
		旅費	132,680	0	296,424	429,104	
		交際費	0	0	0	0	
		需用費	6,905,639	0	146,677,498	153,583,137	
		消耗品費	166,166	0	78,220,469	78,386,635	
		燃料費	158,009	0	7,367,574	7,525,583	
		食糧費	0	0		0	
		印刷製本費	64,680	0	354,860	419,540	
		光熱水費	0	0	26,297,880	26,297,880	
		修繕費	6,516,784	0	34,434,028	40,950,812	
		医薬材料費	0	0	2,687	2,687	
		役務費	272,675	0	1,064,310	1,336,985	
		委託料	432,893,539	0	352,384,308	785,277,847	
		使用料及び賃借料	145,808	0	1,924,685	2,070,493	
		工事請負費	0	0	158,223,454	158,223,454	
		原材料費	0	0	0	0	
		公有財産購入費	0	0	0	0	
		備品購入費	0	0	0	0	
		負担金、補助・交付金	36,332,044	0	203,690	36,535,734	
		補償、補填・賠償金	0	0	0	0	
		寄附金	0	0	0	0	
		公課費	216,800	0	631,100	847,900	
		小計	476,899,185	0	661,405,469	1,138,304,654	
	合計			476,899,185	0	732,266,051	1,209,165,236
	減価 償却費		建物及び機械装置	666,035,656	9,430,200	289,949,602	965,415,458
		車両	0	0	0	0	
		小計	666,035,656	9,430,200	289,949,602	965,415,458	
部門別直接原価			1,142,934,841	9,430,200	1,022,215,653	2,174,580,694	
処理量（t）			61,571		49,257	110,828	
部門別直接原価 （1トン当たり）			18,562.88		20,752.70	19,621.22	
管理部門配賦額			101,909,810	833,737	91,148,786	193,892,333	
部門原価			1,244,844,651	10,263,937	1,113,364,439	2,368,473,027	
部門原価 （1トン当たり）			20,218.04		22,603.17	21,370.71	

最終処分部門施設別原価計算書

(単位:円)

費用 区分		部門別 科目	東工場	三京クリーンランド	計
人 件 費		報 酬	0	3,828,075	3,828,075
		給 料 等	0	28,995,179	28,995,179
		共 済 費（ 報 酬 ）	0	6,656,892	6,656,892
		小 計	0	39,480,146	39,480,146
物 件 費 					

(2) し尿関係部門別原価計算書

(単位:円)

費用 区分	科目	部門別 管理部門	収集部門	処理部門	計
人 件 費	報 酬	0	0	0	0
	給 料 等	0	0	0	0
	共 済 費 (報 酬)	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
物 件 費 そ の 他	災 害 補 償 費	0	0	0	0
	報 償 費	0	0	0	0
	旅 費	0	0	0	0
	交 際 費	0	0	0	0
	需 用 費	8,510,777	2,222,083	42,736,847	53,469,707
	消 耗 品 費	0	496,001	2,187,999	2,684,000
	燃 料 費	0	0	0	0
	食 糧 費	0	0	575	575
	印 刷 製 本 費	0	475,530	0	475,530
	光 熱 水 費	4,962,177	37,252	35,648,169	40,647,598
	修 繕 費	3,548,600	1,213,300	4,900,104	9,662,004
	医 薬 材 料 費	0	0	0	0
	役 務 費	0	69,728	62,331	132,059
	委 託 料	18,788,114	129,961,007	191,041,661	339,790,782
	使用料及び賃借料	1,463,454	2,196,678	0	3,660,132
	工 事 請 負 費	0	0	0	0
	原 材 料 費	0	0	0	0
	公 有 財 産 購 入 費	0	0	0	0
	備 品 購 入 費	0	0	0	0
	負担金、補助・交付金	0	2,814,488	0	2,814,488
	貸 付 金	0	0	0	0
	補償、補填・賠償金	0	0	0	0
	償還金、利子、割引料	0	0	0	0
	投資及び出資金	0	0	0	0
	寄 附 金	0	0	0	0
	公 課 費	0	0	0	0
	小 計	28,762,345	137,263,984	233,840,839	399,867,168
合 計		28,762,345	137,263,984	233,840,839	399,867,168

(単位:円)

費用 区分	部門別 科目	管理部門	収集部門	処理部門	計
減価 償却 費	建物及び機械装置	0	3,203,628	65,445,322	68,648,950
	車 両	0	0	0	0
	小 計	0	3,203,628	65,445,322	68,648,950
部 門 別 直 接 原 価		28,762,345	140,467,612	299,286,161	468,516,118
処 理 量 (本数)			36,500	1,267,778	1,304,278
処 理 量 (k ^{リットル})			657	22,820	23,477
管 理 部 門 配 賦 額			9,186,693	19,575,652	28,762,345
部 門 原 価			149,654,305	318,861,813	468,516,118
原 価 (1 8 ^{リットル} 当 た り)			4,100.12	251.51	359.21
原 価 (1 k ^{リットル} 当 た り)			227,784.33	13,972.91	19,956.39

第6章 ごみ処理事業

1 概 略

本市のごみ処理事業は、全市域を処理区域として、直営及び委託の方法により、家庭から排出されるごみを中心に、その処理を行っている。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物については、本市が処理を行うもののほか、事業者又は許可業者が収集・運搬し、その処理は本市処理施設で行っている。

収集されたごみは、焼却、破碎及び埋立により処分されているが、埋立処分場の確保・拡充等が必要であり、本市においてもごみの減量化、リサイクルの推進に積極的に取り組んでいるところである。

令和5年度におけるごみの総排出量は、年間130,448トン（1日平均357トン）このうち直営及び委託による収集量は88,965トン（1日平均244トン）、民間搬入等は年間41,483トン（1日平均114トン）となっている。

2 収 集

ごみの収集は、市内の処理区域を直営区域と委託区域（表1）に区分し、ごみを8体系に分類（表2）して収集している。

直営区域の収集・運搬業務は、平成24年度末で北部環境センターを廃止したため、平成25年度から市内2ヶ所の環境センターが行っている。

本市のごみ収集の特徴としては、地形的条件で車両通行範囲が限定される地域があり、これらの地域ではごみステーションに出されたごみを大かご、軽自動車等に移し、車両積込地点まで引き出し、車両に積み込む方法を採用している。

表1 直営区域と委託区域

令和6年4月1日現在

直 営 地 区	委 託 地 区 以 外 の 区 域	収集車	53台
委 託 地 区	小ヶ倉地区、土井首地区、深堀地区、茂木地区、三重地区、式見地区、戸町地区、滑石地区、住吉地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区、野母崎地区、外海地区、三和地区、琴海地区、市中心部	委託業者 収集車	18業者 102台

表2 ごみ収集区分

種 別	収 集 対 象	収 集 方 法	収 集 回 数	処 分 方 法
燃 や せ る ご み	野菜くず・料理ごみ等	ステーション方式	週 2 回	焼 却
古 紙 類	新聞・雑誌等・段ボール等	ステーション方式	週 1 回	再 生 処 理
燃 や せ ない ご み	金属類・ガラス・陶磁器類	ステーション方式	週 1 回	埋 立
粗 大 ご み	家具・家電製品等	申 込 方 式	随 時	破 碎 処 理 焼 却 埋 立 再 生 処 理
資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン	ステーション方式	週 1 回	再 生 処 理
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	ステーション方式	週 1 回	再 生 処 理
有 害 ご み	使用済み電池及びボタン電池	ステーション方式	週 1 回 (排出は随時)	再 生 処 理
	廃蛍光管	ステーション方式	週 1 回	
動 物 の 死 体	犬・猫等	申 込 方 式	随 時	焼 却

（注）ステーション方式とは、一定の場所に集積されたごみを収集することをいう。

(1) ごみステーション

計画収集（直営・委託）においては、ごみの散乱、臭気を防止し、地域の良好な衛生環境の維持・向上を図るため、公共用地（道路、公園など）等を利用し、ごみステーションを設置するなど、必要な改善措置に努めている。

ごみ種類別ステーション数調べ

令和6年7月1日現在

区 分 地 区	燃やせるごみ・古紙類				燃やせないごみ・資源ごみ プラスチック製容器包装				合 計
	構造物 ステーション	路 上 その他	うちクリーン ボックス等	計	構造物 ステーション	路 上 その他	うちクリーン ボックス等	計	
東 部	495	1,142	913	1,637	491	768	727	1,259	2,896
中 央	369	1,322	1,066	1,691	368	555	506	923	2,614
直営計	864	2,464	1,979	3,328	859	1,323	1,233	2,182	5,510
委託計	1,635 (66)	5,591 (924)	3,351 (898)	7,226 (990)	1,556 (66)	3,231 (924)	2,559 (898)	4,787 (990)	12,013 (1,980)
合 計	2,499	8,055	5,330	10,554	2,415	4,554	3,792	6,969	17,523

区 分		ステーション数	ステーションの形態別数		
			構造物	路上・その他	うちクリーンボックス等
ご み 種 類 別	燃やせるごみ用	10,554	2,499	8,055	5,330
	燃やせないごみ・資源ごみ プラスチック製容器包装用	6,969	2,415	4,554	3,792
	計	17,523	4,914	12,609	9,122
【参考】 ごみステーション設置件数		10,830件 (990件)	2,552件 (66件)	8,278件 (924件)	5,450件 (898件)

※構造物ステーションとは、ブロック構造、金網フェンス構造等をいう。

※クリーンボックス等とは、散乱や猫、からすからの被害を防止するために設置したごみ収納箱等をいう。

※（ ）は、平成17年以降における合併町（香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和、琴海）管轄分である。

(2) 計画収集の体制

市域を直営地区（中央環境センター及び東部環境センター）と委託地区に分け、ごみ収集車を配車し、収集・運搬を行っている。

ア 燃やせるごみ

生ごみ、紙くず、木切れ、プラスチック製品等の燃やせるごみは、市域を2分区に分け、各々の分区に収集曜日を指定し、週2回塵芥車で収集している。収集方法は、ステーション方式を採っている。

イ 古紙類

新聞・雑誌・段ボール等の古紙類は、市域を2分区に分け、各々の分区に収集曜日を指定し、週1回塵芥車で収集している。収集方法は、ステーション方式を採っている。

ウ 燃やせないごみ

金属類・陶磁器類・ガラス類・刃物類等の燃やせないごみは、市域を3分区に分け、収集曜日を指定し、週1回塵芥車で収集している。収集方法は、ステーション方式を採っている。

エ 資源ごみ

空き缶・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパンの資源ごみは、市域を3分区に分け、収集曜日を指定し、週1回塵芥車で収集している。収集方法はステーション方式を採っている（詳しくは 第7章参照）。

オ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、市域を3分区に分け、収集曜日を指定し、週1回塵芥車で収集している。収集方法はステーション方式を採っている。

平成13年10月から一部の地区を対象に分別収集を開始し、平成15年6月には人口比約50%の地区で実施し、平成16年4月からは市内全域で実施している。

カ 粗大ごみ

家具・家電製品・自転車等の粗大ごみは、申込方式を採用し、申込時点で排出場所及び日時等を決め、戸別に収集している。

旧長崎市区では、平成13年10月から榑長崎衛生公社（平成24年4月から一般財団法人クリーンながさき）に全部委託すると同時に、手数料改定とステッカー制及び戸別収集への変更を行った。令和6年4月からは委託先を長崎市環境整備事業協同組合に変更している。

また、合併地区の粗大ごみについては、合併前の方式により収集していたが、平成19年4月から各地区のごみ収集委託業者に委託して、旧長崎市区と同様に戸別収集を行っている。

キ 有害ごみ（使用済み電池及びボタン電池・廃蛍光管・水銀含有廃棄物）

使用済み乾電池は、昭和59年7月から分別収集を開始し、燃やせないごみステーション付近に回収缶を置き随時回収して燃やせないごみの日に収集している。収集後は処理施設内にてドラム缶に一時保管後、再生工場へ移送し再資源化を図っている。令和5年度は121トン再生工場へ移送した。

また、平成29年度からはボタン電池についても回収缶による随時回収を開始するとともに、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀含有廃棄物の拠点回収を開始し、乾電池とあわせて処理を行っている。

廃蛍光管は、平成13年10月から分別収集を開始し、使用済み乾電池の回収缶付近に回収箱を置き、紙箱等に入れて燃やせないごみの日に排出させ、収集車に取り付けた専用の回収袋に入れ運搬している。収集後は処理施設内にて専用コンテナに投入し、再生業者が搬出再生処理している。令和5年度は29トン再生処理した。

ク 動物の死体

道路上等の公の場所で発生した猫・犬等の死体は、ごみ収集時の発見時又は市民からの連

絡等によりごみとして収集している。

(3) ふれあい訪問収集事業

高齢者等及び身体障害者等のごみ出しに際し、ごみステーションまでのごみ出しが常時困難な方を対象に生活支援の一環として、福祉部への申請によりごみの戸別回収を行っている。

(令和6年3月末日現在、2,522件)

3 運 搬

収集したごみのうち、燃やせるごみは、焼却処分するため市内2ヶ所の清掃工場（東工場・西工場）に運搬される。燃やせないごみや粗大ごみは、埋立処分するために、直接埋立処分場へ搬入されるもの、中間処理をするため破碎処理施設へ搬入されるものがある。

また、「資源ごみ」は市内2ヶ所のストックヤード（東工場内、三京クリーンランド内）に搬入、または選別処理施設に直接搬入し、専門のリサイクル業者に搬出及び選別処理を委託している。

4 中間処理

中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無公害化することを目的として、焼却、破碎、圧縮その他の物理的、化学的変化等を行わせる手段で、最終処分に至る前に行う一連の操作をいう。

(1) 焼 却

焼却処理は、ごみの体積を小さくするばかりでなく、病原菌や害虫を殺すことができる衛生的な処理方法である。

本市には、東工場、西工場、伊王島工場、高島工場及び野母崎工場の5ヶ所の清掃工場があったが、平成18年3月に高島工場と、平成19年3月に伊王島、野母崎工場の3ヶ所を廃止し、現在では東・西工場の2ヶ所である。1日の処理能力は、東工場が300トン（150t/24h×2基）、西工場が240トン（120t/24h×2基）で合計540トンである。

令和5年度において、計画収集分189t/日、自己搬入分等（災害ごみ含む）107t/日、計296t/日を焼却処分している。焼却施設では、公害防止に万全を期すとともに、発電・冷暖房等の余熱利用も行っている。

(2) 破 碎

東工場内及び西工場内の破碎施設は、せん断破碎機（東工場は昭和63年4月設置：能力6t/h、西工場は平成28年10月設置：能力3t/h）があり、燃やせる粗大ごみは、そのままでは焼却できないため、せん断破碎機で焼却処理可能な大きさに破碎処理している。

令和5年度においては、1日平均東工場は15t、西工場は7tを破碎処理している。

5 最終処分

最終処分とは、埋立の方法で、廃棄物を自然界に還元することをいう。

本市では、現在、不燃物や焼却灰を、昭和62年1月供用開始した三京クリーンランド埋立処分場で、サンドイッチ方式及びセル方式により埋立処分している。

令和5年度において、計画収集分14t/日、自己搬入分等5t/日、焼却灰38t/日、資源等残渣1t/日、計58t/日が搬入され、金属・家電等2t/日の搬出を差引いた56t/日を埋立処分している。

6 事業者・許可業者による搬入

事業所等の事業活動に伴い排出されるごみ（産業廃棄物等を除く）は、排出者において自己処理又は処理施設へ搬入させているが、処理施設へ自己搬入ができないもの、市による収集が困難なものは、一般廃棄物収集運搬業の許可を得た業者が収集・運搬を行っている。

なお、処理施設に搬入するにあたっては、搬入許可制を導入し、搬入券を発行している。

令和6年4月1日現在の許可業者は290業者で、車両台数は1,261台である。

7 環境センター等の収集地区一覧表（令和6年4月1日現在）

世帯数及び人口は、令和6年3月末日の住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数により算出している。世帯数：205,061世帯 人口：393,052人

下線の町名は、同じ町内の異なるごみステーションを環境センター及び委託業者が収集している町である。したがって、世帯数、人口は、按分して算出している。また、（ ）内の町名も同様に重複しているが、一部分のみ重複しているため、ごみステーションが多い環境センター又は委託業者に世帯数、人口ともにカウントしている。

(1) 直営地区

センター名	世帯数	人 口	収 集 地 区
中央環境センター	35,605	68,112	宝栄町、岩見町、春木町、竹の久保町、梁川町、淵町、稲佐町、光町、曙町、弁天町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、丸尾町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、小江原2丁目、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、城栄町、青山町、若草町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目、花園町、立岩町、富士見町、城山町、(大宮町)、虹が丘町、(葉山2丁目)、 <u>エミネット</u> 葉山町、 <u>岩屋町</u> 、西北町、若竹町、柳谷町、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目、音無町、西町、白鳥町、清水町、緑が丘町、江里町、三芳町、油木町
東部環境センター	36,340	73,752	本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平2丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、 <u>八つ尾町</u> 、中川1丁目、中川2丁目、新中川町、桜馬場1丁目、桜馬場2丁目、(新大工町)、伊良林1丁目、伊良林2丁目、伊良林3丁目、風頭町、彦見町、 <u>愛宕2丁目</u> 、(愛宕4丁目)、 <u>上西山町</u> 、下西山町、西山本町、 <u>西山1丁目</u> 、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台1丁目、西山台2丁目、片淵1丁目、片淵2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、夫婦川町、鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目、木場町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、田中町、矢上町、現川町、平間町、鶴の尾町、東町、かき道1丁目、かき道2丁目、かき道3丁目、かき道4丁目、かき道5丁目、かき道6丁目、松原町、古賀町、つつじが丘1丁目、つつじが丘2丁目、つつじが丘3丁目、つつじが丘4丁目、つつじが丘5丁目、中里町、船石町、上戸石町、川内町、戸石町、牧島町、高城台1丁目、高城台2丁目、石神町、 <u>辻町</u> 、三原2丁目、大手1丁目、大手2丁目
直営地区計	71,945 (35.08%)	141,864	

(2) 委託地区

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
茂木清掃	10,076	19,888	星取2丁目、磯道町、鹿尾町、京太郎町、 <u>三和町</u> 、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、(田上1丁目)、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、(茂木町)
大串清掃	7,576	15,348	戸町5丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、 <u>ダイヤント</u> 1丁目、 <u>ダイヤント</u> 2丁目、 <u>ダイヤント</u> 3丁目、 <u>ダイヤント</u> 4丁目、磯道町、古道町、 <u>三和町</u> 、 <u>早坂町</u> 、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、 <u>田上1丁目</u> 、 <u>茂木町</u> 、宮摺町、大崎町、千々町
岩崎清掃	8,607	19,956	松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、畝刈町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目
式見清掃	4,174	8,849	小江原1丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、式見町、四杖町、相川町、見崎町
環境産業	13,723	22,975	(八つ尾町)、 <u>新大工町</u> 、伊勢町、寺町、八幡町、麴屋町、出来大工町、(馬町)、(勝山町)、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、 <u>銅座町</u> 、鍛冶屋町、油屋町、高平町、愛宕1丁目、 <u>愛宕2丁目</u> 、愛宕3丁目、 <u>愛宕4丁目</u> 、弥生町、三景台町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、 <u>船大工町</u> 、本石灰町、丸山町、寄合町、中小島1丁目、中小島2丁目、西小島1丁目、西小島2丁目、 <u>稲田町</u> 、(南が丘町)、 <u>早坂町</u>
海野清掃 産業	10,959	18,653	魚の町、栄町、賑町、築町、江戸町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、 <u>大黒町</u> 、 <u>船大工町</u> 、館内町、 <u>稲田町</u> 、中新町、十人町、籠町、 <u>新地町</u> 、 <u>梅香崎町</u> 、相生町、 <u>東山手町</u> 、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、椎の木町、高丘1丁目、高丘2丁目、南町、 <u>南が丘町</u> 、八景町、星取1丁目、 <u>星取2丁目</u> 、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、上田町、(南山手町)、 <u>松が枝町</u> 、 <u>戸町2丁目</u> 、上戸町、(銅座町)
カワイ テック	8,890	17,344	出島町、 <u>新地町</u> 、(梅香崎町)、常盤町、大浦町、 <u>東山手町</u> 、 <u>南山手町</u> 、 <u>松が枝町</u> 、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町、国分町、小菅町、戸町1丁目、 <u>戸町2丁目</u> 、戸町3丁目、戸町4丁目、上戸町1丁目、上戸町2丁目、上戸町3丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町2丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、大山町

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
長崎市古紙リサイクル回収機構	11,687	20,449	馬町、炉粕町、 <u>勝山町</u> 、(大黒町)、尾上町、八千代町、御船蔵町、浜平1丁目、浜平2丁目、西坂町、中町、上町、筑後町、玉園町、八百屋町、立山1丁目、立山2丁目、立山3丁目、立山4丁目、立山5丁目、(上西山町)、 <u>西山1丁目</u> 、宝町、幸町、天神町、(銭座町)、(平和町)、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本3丁目、 <u>上野町</u> 、 <u>辻町</u> 、小峰町、三原1丁目、三原3丁目、高尾町、本尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目
長崎環境美化	10,574	18,077	(宝町)、 <u>銭座町</u> 、上銭座町、緑町、茂里町、目覚町、岩川町、川口町、浜口町、平野町、 <u>平和町</u> 、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本2丁目、松山町、岡町、橋口町、 <u>上野町</u> 、本原町、大橋町、若葉町、中園町
アイスタン	14,580	29,127	<u>赤迫1丁目</u> 、赤迫2丁目、赤迫3丁目、滑石1丁目、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、滑石5丁目、滑石6丁目、大園町、 <u>太宮町</u> 、北栄町、北陽町、横尾1丁目、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉山1丁目、 <u>葉山2丁目</u> 、(岩屋町)
コンフォートミンティ	15,060	28,053	扇町、石神町、 <u>辻町</u> 、家野町、文教町、千歳町、住吉町、住吉台町、 <u>赤迫1丁目</u> 、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、花丘町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、大手3丁目、けやき台町、川平町、三川町、三ツ山町、畦別当町
ひかり運送	1,633	3,040	香焼町
福島清掃	604	875	伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町
野母崎振興公社	2,566	4,398	以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
森田清掃	4,821	9,353	蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
クリーン外海	1,743	2,909	永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町
三井松島リソース	74	98	池島町
琴海環境保全	5,769	11,796	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
委託地区計	133,116 (64.92%)	251,188	

8 ごみ収集に係る車両及び人員の配置状況

令和6年4月1日現在

区 分	車 両				人 員		
	パッカー車 (小型車) (単位:台)	収集用 自動車 (単位:台)	搬出用特殊 自動車 (単位:台)	軽自動車 (引き出し) (単位:台)	運転士 (単位:人)	環 境 士 整 備 士 (単位:人)	ふれあい (再任用) (会計年度任 用職員含) (単位:人)
中 央	10	-	-	(6)	10	35	-
ふれあい班	-	-	-	(9)	-	-	22
東 部	10	(1)	(1)	(4)	10	30	-
計	20	(1)	(1)	(19)	20	65	22
予 備	(8)	-	(1)	(3)	-	-	-
合 計	28	(1)	(2)	(22)	20	65	22

- (注) (1) 車両の()書については、運転士を配置していない車両。
(2) 人員については、現員数を記載。
(3) 環境整備士のうち2人はふれあいの業務に従事。
(4) ふれあい班については、欠員代替要員として会計年度任用職員10人を配置している。

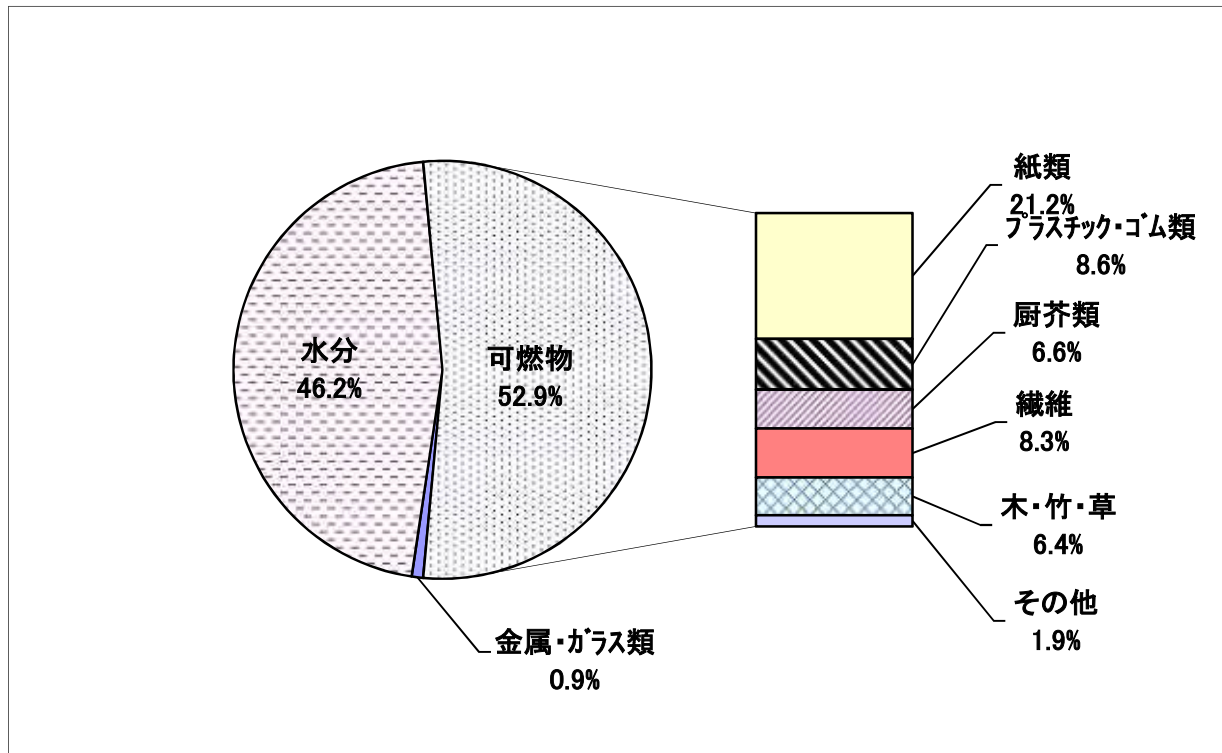
9 ごみの組成分析

令和5年度ごみ組成試験結果

< 燃やせるごみの実測平均値(重量%)である。 >

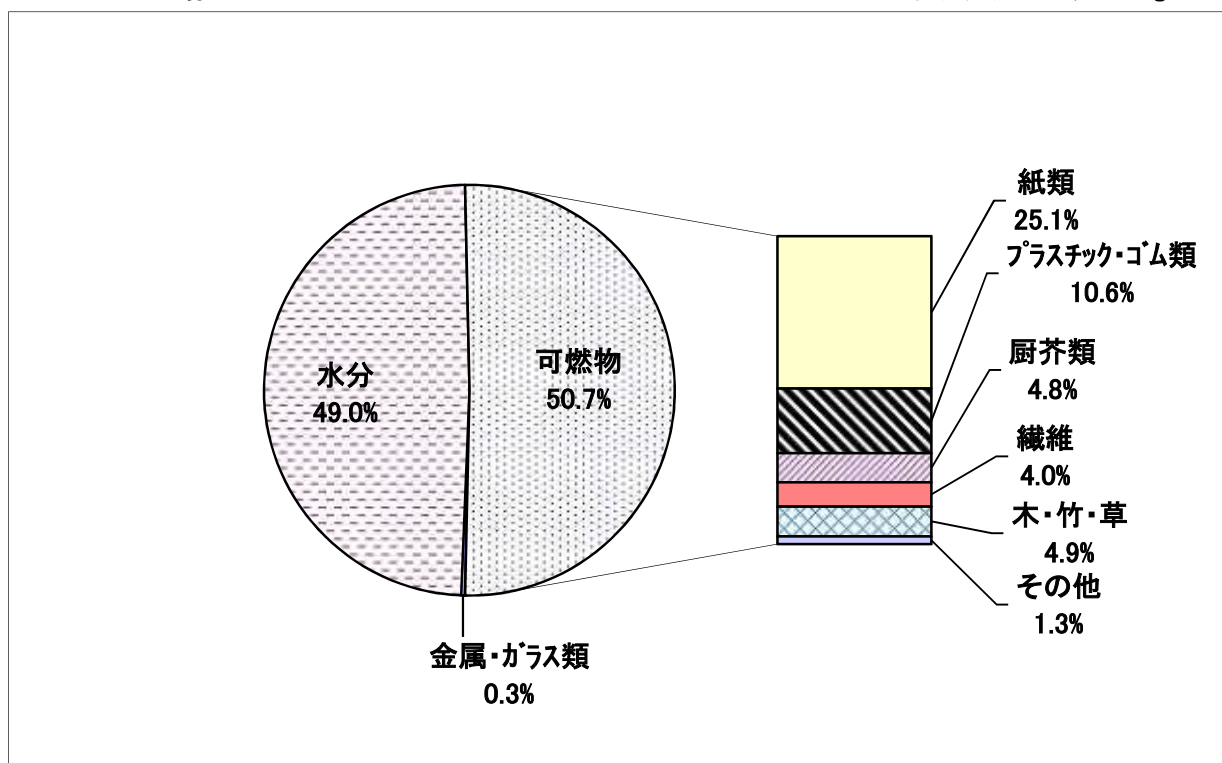
東工場

(低位発熱量 8,298 J/g)



西工場

(低位発熱量 8,790 J/g)



※低位発熱量とは、ごみの水分及び可燃物中の水素が燃焼により水となったときの蒸発潜熱(気化熱)を差し引いたごみ焼却時の発熱量

10 計画収集に係るごみ収集人口（世帯）及び1人1日平均排出量の推移

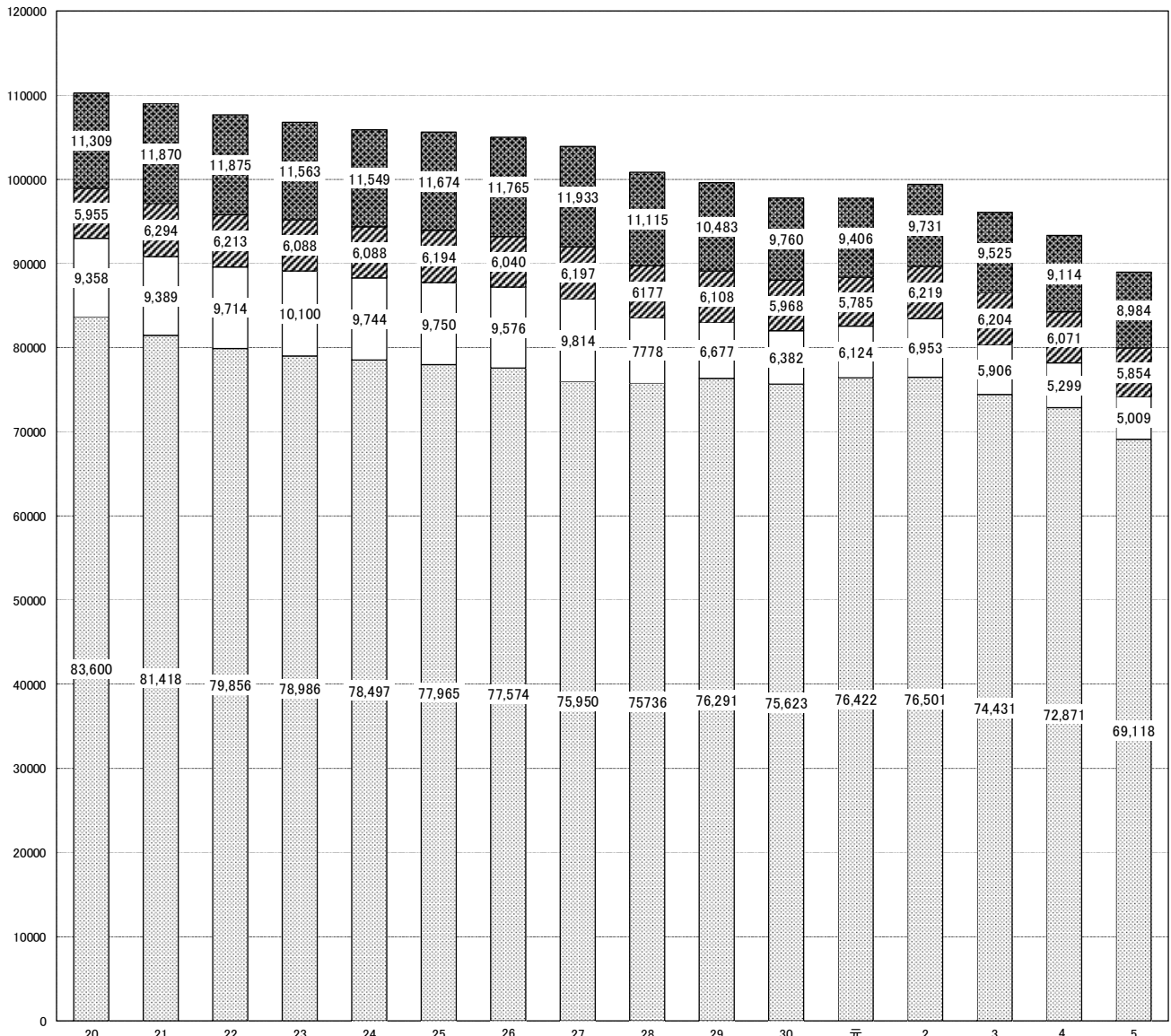
区 分 \ 年 度		R元	R2	R3	R4	R5
総 人 口		413,845 人	409,158 人	403,628 人	398,747 人	393,052 人
計 画 収 集	人 口	413,845 人	409,158 人	403,628 人	398,747 人	393,052 人
	世 帯 数	206,633 世帯	206,213 世帯	205,350 世帯	205,395 世帯	205,061 世帯
年間総収集量	燃やせるごみ 可燃性粗大ごみ	76,422 t	76,501 t	74,431 t	72,871 t	69,118 t
	燃やせないごみ 不燃性粗大ごみ	6,124 t	6,953 t	5,906 t	5,299 t	5,009 t
	資 源 ご み	5,785 t	6,219 t	6,204 t	6,071 t	5,854 t
	プラスチック製容器包装	5,766 t	5,856 t	5,646 t	5,356 t	5,100 t
	古 紙 類	3,489 t	3,721 t	3,717 t	3,606 t	3,744 t
	使用済み乾電池	112 t	112 t	126 t	121 t	121 t
	廃 蛍 光 管	39 t	42 t	36 t	31 t	29 t
	計	97,737 t	99,403 t	96,067 t	93,355 t	88,975 t
一日平均収集量	燃やせるごみ 可燃性粗大ごみ	208.8 t	209.6 t	203.9 t	199.6 t	188.8 t
	燃やせないごみ 不燃性粗大ごみ	16.7 t	19.0 t	16.2 t	14.5 t	13.7 t
	資 源 ご み	15.8 t	17.0 t	17.0 t	16.6 t	16.0 t
	プラスチック製容器包装	15.8 t	16.0 t	15.5 t	14.7 t	13.9 t
	そ の 他	9.9 t	10.6 t	10.6 t	10.3 t	10.6 t
	計	267.0 t	272.3 t	263.2 t	255.8 t	243.1 t
一人一日当たり平均排出量	燃やせるごみ 可燃性粗大ごみ	504.5 g	512.3 g	505.2 g	500.7 g	480.5 g
	燃やせないごみ 不燃性粗大ごみ	40.4 g	46.6 g	40.1 g	36.4 g	34.8 g
	資 源 ご み	38.2 g	41.6 g	42.1 g	41.7 g	40.7 g
	プラスチック製容器包装	38.1 g	39.2 g	38.3 g	36.8 g	35.5 g
	そ の 他	24.0 g	25.9 g	26.3 g	25.8 g	27.1 g
	計	645.2 g	665.6 g	652.0 g	641.4 g	618.6 g
一世帯一日当たり平均排出量	燃やせるごみ 可燃性粗大ごみ	1,010.5 g	1,016.4 g	993.0 g	972.0 g	920.9 g
	燃やせないごみ 不燃性粗大ごみ	81.0 g	92.4 g	78.8 g	70.7 g	66.7 g
	資 源 ご み	76.5 g	82.6 g	82.8 g	81.0 g	78.0 g
	プラスチック製容器包装	76.2 g	77.8 g	75.3 g	71.4 g	68.0 g
	そ の 他	48.1 g	51.5 g	51.7 g	50.1 g	51.9 g
	計	1,292.3 g	1,320.7 g	1,281.6 g	1,245.2 g	1,185.5 g

- (注) 1 年間総収集量は直営・委託分である。
2 人口は、各年度末(3月31日)現在の登録人口である。
3 1日平均排出量及び1日1人当たり平均排出量並びに1世帯1日当たり平均排出量は1年を365日又は366日とする。
4 その他とは、古紙類、使用済み乾電池、廃蛍光管の合計値である。
5 四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

11 ごみ収集量の推移（計画収集）

燃やせるごみ
 燃やせないごみ
 資源ごみ
 その他(プラスチック製容器包装、古紙類、使用済み乾電池、廃蛍光管)

単位(t)



年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
総量(t)	110,222	108,971	107,658	106,737	105,878	105,583	104,955	103,894	100,806	99,559	97,733	97,737	99,403	96,067	93,355	88,975
1日平均 排出量(t)	302	299	295	292	290	289	288	284	276	273	268	267	272	263	256	243

12 ごみ収集及び処理状況(令和元年度～令和5年度)

年 度	収 集 及 び 持 込 み 量														中間処理量		最 終 処 分 量				
	燃やせるごみ・粗大ごみ(可燃)					燃やせないごみ・粗大ごみ(不燃)				資源ごみ			有害ごみ		計 (A+B+C+D+E+F+G)	焼 却	破 砕 せん断式	埋 立 処 分			
	直営	委託	持込み	市外 ごみ	小計 (A)	直営	委託	持込み	小計 (B)	びん・ 缶・ペット ボトル (C)	古紙類 (D)	プラ製 容器 包装 (E)	廃乾電池 (F)	廃蛍光管 (G)				燃やせ ない ごみ	焼却灰	不燃 残渣等	計
元	76	133	114	2	325	6	11	6	22	18	10	16	0	0	392	334	20	20	41	0	61
	27,683	48,739	41,905	786	119,113	2,057	4,067	2,103	8,227	6,598	3,492	5,766	112	39	143,347	122,146	7,144	7,383	15,003	100	22,486
2	76	133	104	0	313	6	13	6	25	19	10	16	0	0	384	322	20	22	40	0	63
	27,691	48,811	38,143	0	114,645	2,299	4,654	2,292	9,245	6,860	3,724	5,856	112	42	140,484	117,724	7,495	8,120	14,779	129	23,028
3	74	130	104	22	330	5	11	5	22	19	10	15	0	0	396	338	18	19	42	0	61
	26,929	47,502	37,812	8,101	120,344	1,946	3,960	1,949	7,855	6,833	3,720	5,646	126	36	144,560	123,455	6,452	6,901	15,306	128	22,335
4	72	127	107	2	309	5	10	5	20	18	10	15	0	0	372	317	15	17	39	0	57
	26,444	46,427	39,038	831	112,740	1,730	3,569	2,004	7,303	6,659	3,606	5,356	121	31	135,816	115,775	5,482	6,238	14,345	155	20,738
5	69	120	107	0	296	5	9	5	19	18	10	14	0	0	356	304	15	15	38	0	54
	25,075	44,043	39,118	0	108,236	1,651	3,359	1,780	6,789	6,438	3,744	5,100	121	29	130,457	111,292	5,593	5,585	13,844	165	19,593

施設別処理状況

年 度	西 工 場							東 工 場							東 工 場						
	焼 却					破 砕		焼 却					破 砕		資 源 回 収					廃乾電池	廃蛍光管
	燃やせるごみ					せん断式 破砕処理	燃やせるごみ					せん断式 破砕処理	びん・缶・ ペットボトル		古 紙 回 収	プラ製 容器 包装	計				
	直営	委託	持込	市外ごみ	可燃 残渣等		直営	委託	持込	市外ごみ	可燃 残渣等		計	プラ資 源残渣				計			
元	35	86	51	0	5 ※1 ※2	177	3	40	47	63	2	3 ※1 ※2	157	16	4	0	2	6	12	0	0
	12,920	31,358	18,669	0	1,833	64,779	1,142	14,764	17,381	23,236	786	1,200	57,367	6,002	1,335	44	802	2,140	4,320	55	13
2	36	87	48	0	5 ※1 ※2	176	4	40	46	56	0	3 ※1※2 ※3	145	16	4	0	2	7	13	0	0
	13,027	32,018	17,566	0	1,880	64,491	1,489	14,663	16,793	20,577	0	1,200	53,233	6,006	1,386	38	822	2,470	4,715	50	14
3	35	87	49	6	5 ※2 ※3	182	8	39	43	55	16	4 ※3 ※4	156	13	4	0	2	7	13	0	0
	12,832	31,760	17,863	2,131	1,772	66,358	1,525	14,097	15,742	19,949	5,970	1,339	57,097	4,927	1,406	37	837	2,452	4,732	53	13
4	34	84	51	0	5 ※2 ※3	173	9	39	43	56	2	4 ※3 ※4	144	10	4	0	0	6	10	0	0
	12,332	30,570	18,680	-	1,660	63,241	1,653	14,112	15,857	20,358	831	1,375	52,533	3,829	1,342	33	0	2,317	3,692	36	11
5	31	79	55	0	4 ※2 ※3	169	10	37	41	52	0	4 ※3 ※4	135	10	3	0	0	6	10	0	0
	11,491	28,899	20,071	-	1,575	62,035	1,789	13,584	15,144	19,047	-	1,481	49,257	3,804	1,245	36	0	2,211	3,492	42	10

※1琴海グリーンセンター、長崎半島グリーンセンターのし渣を含む

※2農業集落汚水汚泥を含む

※3下水処理場し渣を含む

※4し尿処理における沈砂を含む

(注) 1. 上段の数字は日量を示す(年間日数365日又は366日)

2. 資源残渣等は、びん・缶・ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び鉄分回収の残渣である。

3. 資源回収の()内は、収集等より残渣を除いた量

※埋立の量は、H29年度よりソファー・マットレス解体による可燃ごみ、粗大ごみ・不燃ごみ中の可燃物及び小型家電搬出等を本格的に行ったことにより、燃やせないごみ・粗大ごみ(不燃)の収集量とは一致しない。

(単位:t)

資源回収							有害ごみ回収	
びん・缶・ ペットボトル	プラ資源 残渣	古紙類	プラ製 容器 包装	小型 家電	粗大 家電	金属 回収	廃乾電池	廃蛍光灯
18	0	10	16	1	0	1	0	0
6,598	79	3,492	5,766	231	164	203		
(6,095)		(3,456)	(5,026)	(-)	(-)	(-)	112	39
19	0	10	16	1	1	1	0	0
6,860	67	3,724	5,856	259	187	248		
(6,186)		(3,682)	(5,194)	(-)	(-)	(-)	112	42
19	0	10	15	1	0	1	0	0
6,833	65	3,720	5,646	274	170	195		
(6,206)		(3,683)	(5,058)	(-)	(-)	(-)	126	36
18	0	10	15	1	0	1	0	0
6,659	59	3,606	5,356	313	164	280		
(5,974)		(3,581)	(4,813)	(-)	(-)	(-)	121	31
18	0	10	14	1	0	1	0	0
6,438	62	3,744	5,100	336	163	282		
(5,755)		(3,722)	(4,567)	(-)	(-)	(-)	121	29

三京クリーンランド埋立処分場													
埋 立						資 源 回 収							
燃やせないごみ			焼却灰	不燃 残渣等	計	びん・缶・ ペットボトル	プラ製 容器 包装	小型 家電	粗大 家電	金属 回収	計	廃乾電池	廃蛍光灯
直営	委託	持込											
5	10	5	41	0	61	7	0	10	0	1	19	0	0
				※4		2,544	35	3,626	231	164	203	6,803	
1,846	3,650	1,887	15,003	100	22,486	(2,357)	(3,227)	(-)	(-)	(-)	(5,584)	57	26
6	11	6	40	0	63	7	0	9	1	1	18	0	0
				※4		2,493	30	3,386	259	187	248	6,603	
2,019	4,088	2,013	14,779	129	23,028	(2,261)	(3,011)	(-)	(-)	(-)	(5,272)	62	28
5	10	5	42	0	61	7	0	9	0	1	17	0	0
				※4		2,472	28	3,194	274	170	195	6,333	
1,709	3,479	1,712	15,306	128	22,335	(2,261)	(2,873)	(-)	(-)	(-)	(5,135)	73	23
4	8	5	39	0	57	7	0	8	1	0	17	0	0
				※4		2,444	27	3,039	313	164	280	6,267	
1,477	3,048	1,712	14,345	155	20,738	(2,197)	(2,746)	(-)	(-)	(-)	(4,943)	85	19
4	8	4	38	0	54	7	0	8	1	0	17	0	0
				※4		2,440	26	2,889	336	163	282	6,137	
1,358	2,763	1,464	13,844	165	19,593	(2,193)	(2,617)	(-)	(-)	(-)	(4,810)	79	18

委託業者(直搬入)		
資源回収		
びん・缶・ ペットボトル	プラ資源 残渣	古紙回収
7	0	7
2,719	0	2,691
(2,478)		(2,666)
8	0	8
2,981	0	2,902
(2,655)		(2,873)
8	0	8
2,955	0	2,883
(2,644)		(2,857)
8	0	10
2,872	0	3,606
(2,549)		(3,581)
8	0	10
2,753	0	3,744
(2,407)		(3,722)

13 一般廃棄物処理業者（ごみ関係）一覧表

(1) 委 託 業 者

R6. 4. 1 現在

名 称	所 在 地	電話番号	保 有 車 両			従業員数 (事務員含む)
			塵 芥 車	ダンプ車	軽自動車	
(有) 茂 木 清 掃	長崎市茂木町 1590 番地 109	836-2327	7 台	0 台	1 台	14 人
(有) 大 串 清 掃	〃 茂木町 2194 番地 7	836-2633	6 台	0 台	2 台	13 人
(有) 岩 崎 清 掃	〃 三重町 1620 番地 1	850-1596	5 台	0 台	1 台	10 人
(有) 式 見 清 掃	〃 向 町 1498 番地	841-0089	3 台	0 台	1 台	6 人
(有) 環 境 産 業	〃 上戸石町 2077 番地 1	839-5353	6 台	0 台	2 台	15 人
(有) 海 野 清 掃 産 業	〃 八つ尾町 28 番 12 号	836-0120	5 台	0 台	2 台	13 人
(株) カワイテック	〃 茂木町 1590 番地 66	836-3581	4 台	0 台	1 台	9 人
(協業) 長崎市古紙 リサイクル回収機構	〃 小江町 1 番地 10	801-7700	5 台	0 台	1 台	11 人
(株) 長 崎 環 境 美 化	〃 住吉町 15 番 17 号	843-8511	4 台	0 台	1 台	9 人
(株) ア イ ス タ ン	〃 多以良町 523 番地 1	865-8750	6 台	0 台	1 台	13 人
(株) コンフォート・ミンティ	〃 昭和 3 丁目 256 番地 9	865-6994	6 台	0 台	1 台	13 人
(有) ひ か り 運 送	〃 京泊 2 丁目 3 番 47 号	850-2270	2 台	1 台	0 台	5 人
(有) 福 島 清 掃	〃 小江原 4 丁目 22 番 5 号	848-9645	2 台	1 台	1 台	6 人
(一財) 長崎市野母崎振興公社	〃 野母町 1665 番地	834-8200	3 台	1 台	1 台	6 人
(有) ク リ ー ン 外 海	〃 神浦上道徳町 297 番地	0959-24-0144	2 台	1 台	1 台	6 人
三井松島リソース(株)	〃 池島町 776 番地 1	080-4942-6634	1 台	1 台	1 台	3 人
(有) 森 田 清 掃	〃 川原町 312 番地	892-2350	4 台	1 台	2 台	9 人
(有) 琴海環境保全	〃 長浦町 1023 番地	885-2035	3 台	1 台	1 台	9 人
計 18 業 者			74 台	7 台	21 台	170 人

(注) 塵芥車台数については、予備車も含む。

(2) 許 可 業 者

R6. 4. 1 現在

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
アーチ総合サービス	長崎市本河内 3 丁目	095-820-3531	324	3
株式会社 RoC 長崎	諫早市久山町	0957-46-5840	686	1
AISHIN TRANSPORT	長崎市かき道 2 丁目	095-839-7121	541	5
株式会社アイスタン	長崎市多以良町	095-850-8600	403	16
株式会社 Aquatic Dreams	長崎市西海町	095-807-3232	561	6
Action	西彼杵郡長与町吉無田郷	095-883-8950	461	2
旭建装有限会社	長崎市川平町	095-842-3732	521	3
アスナロ環境有限会社	長崎市鳴見台一丁目	095-840-4005	75	13
アタゴ引越センター	長崎市愛宕 1 丁目	095-823-2857	342	1
アポロ運送	長崎市西山 4 丁目	095-824-0458	378	1
有限会社新井商店	諫早市新道町	0957-24-1537	412	7
赤帽あらきの通運	西彼杵郡時津町西時津郷	095-881-3019	480	2
池島清掃有限会社	長崎市池島町	0959-26-0075	373	3
株式会社イケダ	大村市溝陸町	0957-53-0184	249	11
池田 新助	長崎市戸町 2 丁目	095-827-3041	530	2

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
有限会社池本商会	長崎市界二丁目	095-839-4633	7	6
池本総業	長崎市小瀬戸町	095-865-0881	669	4
協業組合 諫早リサイクルセンター	諫早市福田町	0957-23-5353	337	1
泉 俊治	長崎市ダイヤランド2丁目	095-878-0694	597	3
株式会社井石	長崎市浜口町	095-801-3866	13	15
有限会社一越興業	長崎市高浜町	095-894-2335	449	4
一瀬 淳也	長崎市永田町	090-6895-3831	655	1
有限会社壹良産業	佐世保市江上町	0956-58-5868	384	1
株式会社一心多助	西彼杵郡長与町岡郷	095-883-4949	551	9
今井 秋利	西彼杵郡長与町三根郷	095-887-1932	448	1
有限会社岩尾建業	長崎市向町	095-841-2155	175	3
有限会社岩輝総合サービス	長崎市川平町	095-865-9976	576	5
岩崎清掃	長崎市三重町	095-850-1596	681	1
有限会社岩藤清掃	大村市富の原一丁目	0957-55-8213	288	3
株式会社イワフチ	杵島郡江北町大字下小田	0952-86-5433	148	2
有限会社インター運輸サービス	長崎市青山町	095-846-6900	644	6
株式会社 VERDE	長崎市川平町	095-843-8783	635	1
有限会社海野清掃産業	長崎市八つ尾町	095-827-5383	17	30
有限会社浦川運送	長崎市岩屋町	095-856-8108	27	12
株式会社雲仙リサイクル	雲仙市瑞穂町	0957-77-4078	676	2
永商株式会社	長崎市江平3丁目	090-9602-5407	630	3
株式会社永新	長崎市飽の浦町	095-894-5515	645	2
A&Kたちき運送	長崎市上戸町4丁目	095-878-1458	77	1
有限会社エー・カンパニー	長崎市小菅町	095-829-3636	594	3
株式会社エコシス	佐世保市日野町	0956-28-1511	372	18
株式会社江崎工業	長崎市田手原町	095-826-2455	640	7
株式会社 EZAKIT JAPAN	西彼杵郡時津町野田郷	095-882-0027	667	1
SK 運送	長崎市戸石町	090-8662-7432	683	1
株式会社エス・ピー・シー	長崎市坂本3丁目	095-845-0809	565	3
株式会社 any work	長崎市平戸小屋町	095-801-1155	603	4
NCS	長崎市古賀町	090-7441-7751	604	1
有限会社海老沼造園	長崎市多以良町	095-850-2200	81	1
株式会社エムアイ興産	佐世保市愛宕町	0956-26-2010	425	4
エムアンドエム長崎株式会社	長崎市宿町	095-838-5551	588	2
株式会社 MS 緑化	長崎市西海町	095-865-7081	626	1
株式会社エム・シー	長崎市田上一丁目	095-895-5634	671	2
有限会社大川龍商店	長崎市松山町	095-844-0359	660	1
有限会社大串清掃	長崎市茂木町	095-836-2633	672	1
赤帽岡運送	長崎市東町	090-3192-0847	666	1
株式会社ガードサービス長崎	長崎市京泊二丁目	095-860-1101	508	7
買取ブルドック	西彼杵郡時津町久留里郷	070-8317-1362	653	3
海友商会	長崎市永田町	080-3228-8157	613	3
有限会社鶴陽興産	長崎市小江原二丁目	095-848-2700	352	2
kajiE	長崎市住吉町	090-9598-2888	651	1
かたづけ支援隊ハート	大村市竹松町	0957-53-7557	500	2
株式会社カワイテック	長崎市茂木町	095-836-3581	440	5
赤帽川内運送	長崎市ダイヤランド4丁目	095-878-9070	553	2
河上総合メンテナンス	長崎市鳴見町	095-850-2213	498	1

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
川口 梓	長崎市西海町	095-884-0462	534	2
川口運送	長崎市三ツ山町	095-845-5120	338	1
株式会社川口金属	長崎市東町	095-839-1024	124	6
有限会社川徳	長崎市田中町	095-839-1600	198	7
株式会社カワナミコーポレーション	長崎市大手2丁目	095-845-1118	540	3
有限会社環境サービス	佐世保市白岳町	0956-33-0884	406	5
有限会社環境産業	長崎市上戸石町	095-830-1111	25	23
北山 秀和	諫早市小川町	050-3479-6430	648	2
有限会社九州興産	諫早市高天町	0957-23-9445	188	2
キラングループ合同会社	長崎市上戸石町	095-813-9601	638	3
有限会社琴海環境保全	長崎市長浦町	095-885-2035	685	1
琴海清掃有限会社	長崎市長浦町	095-885-2504	411	11
國博興業株式会社	長崎市城栄町	095-848-0722	497	5
久保山運送	長崎市椎の木町	095-826-2820	363	1
株式会社クリーンサービス原田	長崎市江平1丁目	095-845-0894	478	3
有限会社クリーン外海	長崎市神浦上道德町	0959-24-0144	256	2
一般財団法人 クリーンながさき	長崎市茂里町	095-844-4117	496	28
栗林工業	大村市玖島3丁目	0957-52-5794	632	2
株式会社クローバーサービス	西彼杵郡時津町左底郷	095-886-8125	554	7
有限会社宏栄クリーンサービス	長崎市三川町	095-847-3303	392	9
株式会社弘栄工業	長崎市小瀬戸町	095-865-0012	625	3
有限会社広輝緑化	長崎市松原町	095-838-2843	231	6
有限会社江和	長崎市田手原町	095-823-4117	646	3
株式会社興和開発	長崎市西海町	095-840-3322	552	5
コスモ引越センター	西彼杵郡長与町吉無田郷	095-883-6854	307	2
コトブキ産業株式会社	長崎市琴海戸根原町	095-884-0410	479	3
株式会社コンフォート・ミンティ	長崎市昭和三丁目	095-865-6994	492	3
崎永海運株式会社	長崎市浪の平町	095-825-8343	664	1
さくら通運	長崎市横尾4丁目	095-857-5342	346	3
赤帽笹崎運送	長崎市葉山2丁目	095-848-1232	316	1
澤 光信	長崎市女の都2丁目	095-845-5428	467	3
有限会社三幸	長崎市銭座町	095-848-1447	364	2
三興建設株式会社	長崎市立岩町	095-861-2355	580	1
サンコー株式会社	長崎市石神町	095-845-3704	49	6
有限会社さんち家具	長崎市元船町	095-826-4111	584	2
株式会社サンハート	大村市宮代町	0957-28-8218	462	1
株式会社サンビッグ	佐世保市大野町	0956-26-1733	186	20
有限会社三和清掃社	長崎市為石町	095-892-2866	415	10
株式会社シーサイド城下町	島原市湊町	0957-64-1600	244	2
JR九州サービスサポート株式会社	福岡市博多区博多駅中央街	092-433-6660	83	2
株式会社葉総建	長崎市上野町	095-844-7234	658	1
有限会社式見清掃	長崎市向町	095-841-0089	679	1
篠崎 誠	長崎市鳴滝1丁目	095-826-7643	398	2
嶋中 祐希	大村市池田1丁目	080-2730-6636	612	3
有限会社下道運送	長崎市新戸町二丁目	095-878-7481	48	2
株式会社修和	長崎市下黒崎町	0959-25-0370	621	3
有限会社匠舞環境	長崎市黒浜町	095-894-2332	284	10
株式会社城保安警備	長崎市中園町	095-844-0806	550	3

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
白井運送	長崎市柿泊町	095-841-2821	649	5
有限会社白石運送	長崎市鳴見台二丁目	095-850-3369	348	1
有限会社新協工業所	長崎市草住町	095-878-5619	282	1
株式会社進元	長崎市三川町	095-894-1566	563	4
シンコウ有限会社	長崎市西海町	095-884-3528	416	3
株式会社新興産業	長崎市西海町	095-840-3622	596	1
株式会社シンコー	大村市東三城町	0957-20-7373	171	8
シンコー・マイニング株式会社	長崎市尾上町	095-829-2111	629	2
新里運送	西彼杵郡長与町高田郷	095-883-4930	343	1
株式会社真総業	長崎市三川町	095-865-8331	624	4
スカイ運送	長崎市北陽町	095-857-2092	296	2
株式会社 Sky	長崎市八景町	095-822-6562	459	6
有限会社菅原産業	諫早市多良見町東園	0957-43-2452	524	11
株式会社すけさんグループ	長崎市城山台 1 丁目	095-818-0207	501	1
昴リサイクルサービス	長崎市坂本 3 丁目	090-8222-8042	532	2
SMILE ASSIST	諫早市宇都町	0957-26-1282	590	5
炭谷 晋司	諫早市小川町	090-9582-7720	656	2
株式会社清愛会	長崎市西海町	095-807-7893	661	1
清光株式会社	長崎市さくらの里二丁目	095-850-4646	623	3
西部環境開発有限会社	西彼杵郡時津町久留里郷	095-882-7320	463	5
株式会社西菱環境開発	長崎市三京町	095-893-6311	139	36
有限会社西菱重機工業	西彼杵郡時津町浜田郷	095-882-9317	528	5
ゼウス	長崎市鳴見台 1 丁目	095-815-8284	326	1
株式会社仙水工業	雲仙市瑞穂町古部甲	0957-77-2150	599	5
ダーマエ	西彼杵郡長与町丸田郷	080-5253-2666	654	2
ダイイチ環境サービス	長崎市深堀町 1 丁目	090-1198-1954	650	1
株式会社ダイエイ	長崎市風頭町	095-893-6287	439	2
有限会社大周環境運輸	長崎市小江原四丁目	095-847-0129	270	5
有限会社大伸技研	長崎市平瀬町	095-898-5161	609	2
大心興業株式会社	大村市木場二丁目	0957-51-5340	633	3
大成物流 K・S 有限会社	長崎市大崎町	095-865-8532	396	3
有限会社大裕工業	長崎市畝刈町	095-850-5168	117	10
株式会社太陽クリーン工業	長崎市若草町	090-6427-8552	665	2
ダイワプランニング株式会社	長崎市三川町	095-845-2845	547	3
株式会社田浦工務店	長崎市岩屋町	095-857-1540	605	2
赤帽高尾運送	長崎市花丘町	095-844-4507	241	1
有限会社高田建材	長崎市戸石町	095-830-2216	395	2
株式会社滝口商店	長崎市小江町	095-845-4423	437	17
竹下建設工業株式会社	長崎市泉 3 丁目	095-848-0912	587	5
有限会社竹本運送店	長崎市滑石 4 丁目	095-840-4300	9	3
有限会社たけやま運送	長崎市三川町	095-847-3521	347	2
谷川 一夫	長崎市城山台 1 丁目	090-6337-5388	688	1
株式会社中央環境	長崎市西海町	095-884-3229	39	22
有限会社長州開発	西彼杵郡長与町高田郷	095-855-4419	631	3
株式会社長南	長崎市城栄町	095-843-4666	515	1
株式会社九十九紙源センター	佐世保市吉岡町	0956-40-7755	443	3
株式会社 T-work	長崎市新戸町三丁目	095-895-8784	614	4
出口商店	長崎市女の都 1 丁目	095-846-8037	69	1

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
哲建業	長崎市西海町	095-884-0210	617	1
株式会社 DENKEN	長崎市北陽町	095-857-8000	674	2
赤帽土井運送	長崎市滑石4丁目	095-857-4885	546	1
東建工業株式会社	久留米市原古賀町	0942-35-4565	509	1
騰盛貿易株式会社	長崎市八幡町	095-827-5598	657	2
有限会社東陽システムサービス	長崎市琴海村松町	095-884-0392	455	6
富田 久宣	諫早市久山台	0957-25-5464	487	1
ドリームサービス	長崎市蚊焼町	095-892-0815	293	3
内藤運送	長崎市城山町	095-862-0330	329	4
株式会社中川工業	長崎市城山町	095-894-9270	637	3
長崎運送株式会社	長崎市西泊町	095-894-8701	573	18
長崎衛生社	長崎市秋月町	095-861-7130	542	1
株式会社長崎環境美化	長崎市住吉町	095-843-4649	102	23
長崎漁港水産加工団地協同組合	長崎市三京町	095-850-4511	491	1
長崎軽運送協業組合	長崎市滑石3丁目	095-855-9390	627	2
株式会社長崎古紙回収サービス	長崎市多以良町	095-814-1167	442	1
長崎三共有機株式会社	長崎市赤迫三丁目	095-856-1100	18	11
長崎市一般廃棄物処理業協同組合	長崎市上戸石町	095-830-1111	519	1
長崎シーボルト運送	西彼杵郡長与町高田郷	095-856-2480	575	3
長崎市環境整備事業協同組合	長崎市鳴見町	095-850-4166	562	2
長崎紙業	長崎市川平町	095-894-7546	41	3
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構	長崎市小江町	095-841-9411	421	9
株式会社長崎新生活センター	長崎市茂里町	095-846-9100	628	1
長崎清掃産業	長崎市かき道1丁目	095-839-3732	274	6
長崎総合サービス	長崎市立岩町	090-5407-0960	687	1
有限会社長崎タイヤリサイクルセンター	長崎市さくらの里三丁目	095-850-5582	454	2
長崎美装工業株式会社	長崎市万才町	095-821-5205	474	1
社会福祉法人長崎ボランティア協会	長崎市平和町	095-844-8156	595	2
株式会社長崎リサイクルサービス	長崎市西海町	095-884-1500	390	10
中田鉄機株式会社	長崎市三川町	095-844-0733	146	7
有限会社ながた引越センター	長崎市芒塚町	095-839-1983	568	7
株式会社中ノ瀬商店	長崎市末石町	095-878-1065	126	8
中原急送有限会社	長崎市浜平二丁目	095-848-3339	218	6
中村トランスポート株式会社	糟屋郡篠栗町大字田中	092-692-5944	539	3
有限会社鳴滝	長崎市本原町	095-847-1525	677	2
なるとみ HOBBY 急送	長崎市大浜町	090-8413-3693	569	2
有限会社南都産業	長崎市小菅町	095-895-8457	90	5
株式会社南部建設	長崎市高浜町	095-895-3267	572	4
西川 勝人	長崎市油屋町	095-827-1671	227	2
株式会社西日本ビルサービス	長崎市昭和三丁目	095-801-2468	138	1
西日本リサイクル	長崎市滑石3丁目	095-865-6807	483	3
日昇	長崎市かき道2丁目	090-2511-8663	523	1
株式会社日本医療環境サービス	糟屋郡粕屋町	092-938-2200	513	8
有限会社野口	西彼杵郡長与町吉無田郷	095-887-5288	435	6
のぞみ通運	長崎市城山台2丁目	090-7449-0987	611	1
有限会社野母崎清掃社	長崎市高浜町	095-894-2041	371	4
株式会社橋口石材彫刻店	長崎市古川町	095-823-8227	585	1
濱崎 翼	長崎市西海町	080-6416-8994	608	4

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
濱辻 幸道	長崎市興善町	095-822-6838	358	3
株式会社浜電気	長崎市浜町	095-823-6221	579	4
ハラサンギョウ株式会社	東彼杵郡川棚町三越郷	0956-82-2572	477	8
株式会社 HARERUYA	長崎市大黒町	090-2398-2825	680	1
有限会社 B-TEC	長崎市木場町	095-828-0301	615	4
有限会社赤帽ひえだ運送	長崎市上野町	095-849-2279	277	3
有限会社ひかり運送	長崎市京泊町	095-850-2270	201	18
樋口運送	長崎市上小島 1 丁目	095-821-7368	410	1
久松 大和	長崎市畝刈町	090-9585-4411	652	3
日高 共生	長崎市虹が丘町	090-8917-6425	505	1
有限会社秀島建設	長崎市滑石 3 丁目	095-857-0411	586	4
平木工業株式会社	長崎市三京町	095-850-5000	413	41
有限会社福島清掃	長崎市小江原四丁目	095-848-9645	380	4
株式会社福田工業	長崎市小江町	095-894-9222	662	5
フジケイ工業	長崎市川平町	095-847-6296	457	1
有限会社富士商会	伊万里市南波多町笠椎	0955-24-2155	453	7
株式会社藤原産業	長崎市早坂町	095-895-5631	557	3
株式会社 BRIDGE	長崎市ダイヤランド二丁目	095-821-5252	475	5
便利屋タスケ	長崎市畝刈町	095-850-6106	634	2
宝和金属株式会社	長崎市平瀬町	095-879-5858	149	5
株式会社ホクト	長崎市東町	095-838-5765	432	3
株式会社星野組	長崎市宝町	095-844-8181	564	2
北高清掃有限会社	諫早市小長井町小川原浦	0957-34-2079	260	11
本多 和典	長崎市香焼町	090-2086-3865	549	2
本田商会	長崎市戸石町	095-838-4192	76	11
株式会社真人	諫早市飯盛町里	0957-48-1022	414	11
株式会社まちのてらす	長崎市幸町	095-807-7770	622	4
赤帽松尾運送	西彼杵郡時津町西時津郷	095-882-1625	344	1
有限会社松尾土建	長崎市小菅町	095-816-3412	537	5
松田工業株式会社	長崎市小江町	095-815-0041	663	3
株式会社松原工業	長崎市さくらの里 1 丁目	095-800-5895	577	1
松本 典之	伊万里市脇田町	0956-39-9111	582	2
株式会社松本紙店	長崎市浜町	095-822-3971	40	18
株式会社松本豊松園	長崎市松原町	095-383-3503	620	6
赤帽マツワ運送	長崎市畦別当町	095-844-4459	86	1
まるかわ産業	諫早市多良見町山川内	0957-44-1653	464	10
赤帽マルシゲ運送	長崎市横尾 4 丁目	095-857-3993	169	1
株式会社丸野	長崎市田中町	095-839-2879	215	2
有限会社マルモ産業	長崎市深堀町 5 丁目	095-871-5395	422	2
三上商事	西彼杵郡長与町岡郷	090-7389-5500	485	1
水浦運送	長崎市上野町	095-847-7151	294	2
株式会社水樹	長崎市船石町	095-839-1860	419	5
水口建設株式会社	長崎市京泊三丁目	095-894-1237	503	9
有限会社溝上造園	長崎市古賀町	095-838-2495	516	2
有限会社緑屋家具	西彼杵郡時津町西時津郷	095-882-6658	555	5
合同会社宮田土木	長崎市為石町	095-892-1979	647	2
有限会社宮原工業	西海市大島町	0959-34-2553	641	1
株式会社 MUSASHI	長崎市新小が倉 1 丁目	095-878-0677	592	1

名 称	所 在 地	電話番号	許可 番号	保有 車両
女の都商店	西彼杵郡長与町平木場郷	095-815-8501	160	4
株式会社メモリードサービス九州	長崎市小瀬戸町	095-865-4400	471	5
有限会社茂木清掃	長崎市茂木町	095-836-2327	668	1
合同会社森茂商事	長崎市小浦町	080-3998-3526	643	2
赤帽森下運送	長崎市深堀町3丁目	095-871-5402	566	1
有限会社もり造園産業	長崎市新戸町一丁目	095-878-1860	407	6
有限会社森総業	長崎市新小が倉2丁目	095-879-2078	606	3
有限会社森田清掃	長崎市川原町	095-892-2350	245	1
有限会社森満工業	西彼杵郡長与町嬉里郷	095-883-2115	684	2
株式会社矢敷環境保全	大村市富の原二丁目	0957-55-5333	134	7
株式会社ヤシキ・トリニケンス	長崎市琴海戸根町	095-884-3067	486	1
有限会社八千代産業	長崎市岩川町	095-845-3169	104	1
株式会社山葵	長崎市かき道一丁目	095-856-5424	670	2
株式会社ヤマキ産業	長崎市深堀町二丁目	095-871-5566	243	2
株式会社山口商会	長崎市香焼町	095-871-4649	675	3
株式会社山口商店	長崎市神ノ島町三丁目	095-865-2370	202	9
山崎 哲志	長崎市田上3丁目	090-3738-2374	151	1
山士株式会社	長崎市三原一丁目	095-865-9976	639	6
山下産業株式会社	長崎市三重町	095-850-1811	181	3
有限会社ヤマシタ清掃	長崎市琴海戸根町	095-884-2050	441	3
山田 誠	長崎市星取2丁目	095-826-4382	267	1
山戸運送	長崎市三ツ山町	095-873-1117	558	2
有限会社ヤマナミ商会	西彼杵郡長与町高田郷	095-894-7115	682	1
株式会社ヤマモト	長崎市西海町	095-884-0804	659	3
有限会社山本海産	佐世保市鹿子前町	0956-28-1598	507	4
有限会社雄和土建工業	長崎市琴海村松町	095-894-1773	616	5
有限会社湯田総業	長崎市香焼町	095-871-5915	673	5
横田 実	長崎市滑石2丁目	095-856-4538	531	1
株式会社ライジング	大村市小路口本町	0957-51-5139	642	4
LIFE	西彼杵郡長与町吉無田郷	080-3792-4292	607	1
株式会社來夢総業	長崎市つつじが丘三丁目	095-800-3745	678	2
リメイン	諫早市貝津町	090-5945-6162	636	4
LECCS	長崎市けやき台町	095-843-1491	167	5
ワールドセブン	長崎市豊洋台2丁目	095-801-9963	470	3
渡邊軽運送	長崎市早坂町	095-836-3612	237	2
計 290 業者				1,261 台

第7章 ごみ減量化・資源化事業

1 概 略

本市は、平成5年度からの資源物の直営・委託収集と昭和53年度からの自治会等による集団回収を2本柱として、ごみ減量と資源の有効活用を推進している。

直営・委託収集においては、平成5年度から「缶」「びん」（資源ごみとしての混合収集）、平成10年度から「ペットボトル」（資源ごみへ追加）、平成13年10月から「新聞」「雑誌」「段ボール」（古紙類として収集）、平成15年6月からプラスチック製容器包装（平成16年度から全市実施）、平成21年4月から「鍋・釜・やかん・フライパン」（資源ごみへ追加）等の分別収集を実施した。これらのうち、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づき3年ごとに策定する「長崎市分別収集計画」によって分別収集の方向性が定められる。

また、平成14年2月には、ごみの減量と分別の徹底を目的として、長年各世帯に無料で配付していたごみ袋を指定・有料化した。平成28年7月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品・ゴム製品・革製品）を燃やせるごみに分別品目を変更している。平成30年5月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の回収促進を図るため、ごみステーションへの排出方法を簡便化している。

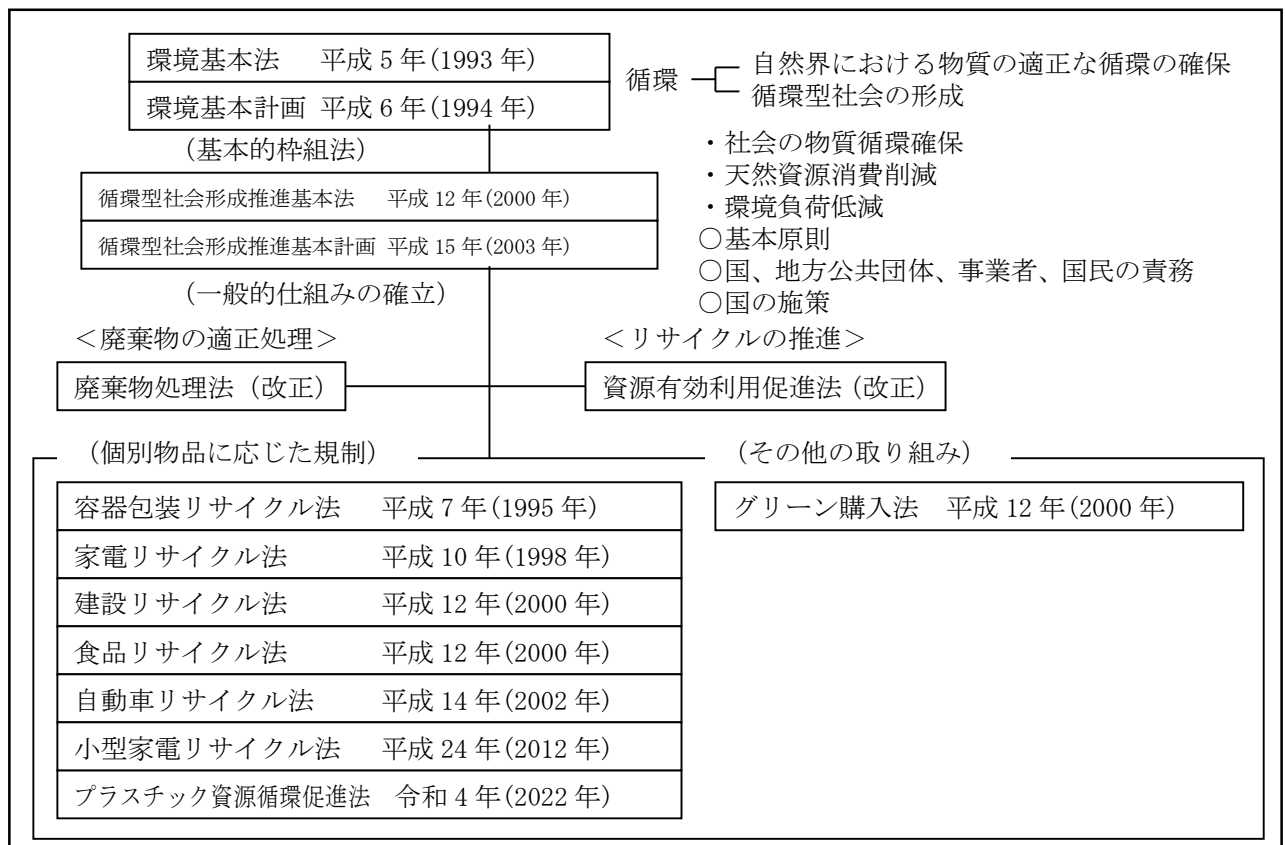
市民主体のごみ減量活動を支援するための施策としては、リサイクル推進員制度や集団回収活動に対する補助制度等を設けている。

今後も、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等、諸法令の整備・改正に柔軟に対応し、市民及び事業者の協力のもと、更なるごみ減量・リサイクルを推進していくものである。

2 循環型社会形成のための法体系

政府が平成12年（2000年）を「循環型社会元年」と位置付け、これまでに整備した法制度は以下のとおりである。

循環型社会形成のための法体系



3 本市と全国のごみ処理比較

(1) 一般廃棄物処理量

区 分	長崎市（令和5年度）	全国値（令和4年度）
重 量 （ごみ収集車に換算 ※1）	130,457 t （72,476 台）	40,345 千 t （22,414 千台）
容 積 ※2 （容積の目安 ※3）	434,857 m ³ （ビック N スタジアム約 1.2 杯分）	134,484 千 m ³ （ビック N スタジアム約 369 杯分）
1人1日当り ※4	928 g	880 g
リサイクル率 ※5	13.2%	19.6%
最終処分率 ※6	14.5%	8.4%

※1 ごみ収集車1台当り 1.8 t で算出

※2 ごみの比重を 0.3 t/m³ として算出※3 ビック N スタジアムを 364,550 m³ として算出

※4～6 一般廃棄物重量に集団回収量（4,219 t）、小中学校リサイクル活動推進事業資源化量（9 t）、拠点回収（4 t）及び協定事業者回収（13 t）を加えて算出

※4 長崎市人口を令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口（396,753 人）で算出

※6 最終埋立処分量を 19,593 t として算出

一般廃棄物処理量の内訳

長崎市（令和5年度）			全国値（令和4年度）	
燃やせるごみ		108,236 t	混合ごみ	2,442 千 t
燃やせないごみ・粗大ごみ		6,789 t	可燃ごみ	26,865 千 t
資源ごみ		6,438 t	不燃ごみ	946 千 t
プラスチック製容器包装		5,100 t	資源ごみ	4,282 千 t
古 紙		3,744 t	その他	58 千 t
有害ごみ	乾電池	121 t	粗大ごみ	571 千 t
	蛍光管	29 t	直接搬入ごみ	3,665 千 t

集団回収量	1,515 千 t
-------	-----------

(2) 一般廃棄物処理費用 ※1

区 分	長崎市（令和5年度）	全国値（令和4年度）
1 年間	58 億 8,082 万円	2 兆 1,519 億円
1 日当り	1,611 万円	58 億 9,563 万円
1 年間 1 人当り ※2	14,962 円	17,100 円

※1 処理及び維持費に建築改良費を加えた額

※2 長崎市人口を令和6年3月31日現在の推計人口（393,052 人）で算出

(3) 一般廃棄物最終処分場残余年数

ごみ袋の指定・有料化やプラスチック製容器包装の分別収集開始等のごみ減量施策、埋立処分場への搬入ごみ展開検査実施による廃棄物の適正処理の推進を図っており、現時点では、第2期及び第3期埋立地を合わせて少なくとも令和6年度から74年間程度の埋立容量を確保している。

4 リサイクル率

資源ごみ + 古紙 + プラ※1 + 有害ごみ + 鉄分回収 + 集団回収 + 小中リサ※2 + 拠点回収等※3
 5,367 t 3,195 t 4,047 t 150 t 281 t 4,218 t 9 t 521 t

収集・持込 + 集団回収 + 小中リサ + 拠点回収等
 130,448 t 4,218 t 9 t 17 t

= 資源化量 17,787 t / 一般廃棄物総排出量 134,692 t = 13.2% (令和5年度実績)
 ※令和4年度のリサイクル率全国値は、19.6%

※1 プラスチック製容器包装のこと。

※2 小中学校リサイクル活動推進事業により回収した資源物のこと。

※3 資源物拠点回収や最終処分場においてピックアップ回収した資源物のこと。

リサイクル率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	14.1%	13.5%	13.6%	13.7%	13.3%	13.2%
長崎県	14.9%	15.8%	15.9%	16.3%	16.0%	※
全国値	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	※

※令和5年度の長崎県・全国値については令和6年7月1日現在で未発表

5 施策内容

(1) 分別収集の充実化

ア 資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、鍋、釜、やかん、フライパン）の分別収集

ごみ減量・リサイクルを目的として、平成4年10月から、市内の約1万3千世帯を対象とするモデル地区において、従来の燃やせないごみの中から空き缶、空きびんを「資源ごみ」として分別する5分別収集を試行し、平成5年度からは市内全域で資源ごみ収集を開始した。

また、容器包装リサイクル法に対応して、平成10年1月から3月までモデル地区（市内100自治会、約2万4千世帯）でのペットボトルの分別収集（資源ごみ混合収集）を試行した。この間、市内全域での自治会説明会、テレビ・ラジオスポット、広報誌、ちらし等の広報媒体を使った住民周知のための広報活動を行い、平成10年度から市内全域で空き缶・空きびん・ペットボトルの資源ごみ分別収集を開始した。

なお、平成17年1月に合併した近隣6町における資源ごみの分別収集は、空き缶、空きびん、ペットボトルをそれぞれ分けて、平成18年1月に合併した琴海町については、空き缶・空きびんとペットボトルをそれぞれ分けることとし、いずれも合併前のごみ分別方法を平成20年度まで継続した。

平成21年度からは、合併7町のごみ分別方法を旧長崎市のものと統一するとともに、新たに金属類のうち鍋、釜、やかん、フライパンの分別収集を開始した。

収集された資源ごみは、東工場及び三京クリーンランド内のストックヤードに搬入した後委託業者（協業組合長崎環境再生促進センター）の施設に搬出、もしくは直接委託業者の施設に搬入した後、選別処理され、容器包装リサイクル法に定める指定法人ルート又は独自処理ルートで再商品化されている。

資源ごみの選別処理量実績

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
10,133.27 t	10,053.86 t	9,759.45 t	10,124.89 t	9,940.42 t
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
9,153.30 t	8,329.22 t	8,092.45 t	7,706.72 t	7,340.93 t
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
7,596.90 t	7,349.41 t	7,057.55 t	7,006.34 t	7,099.28 t
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
6,840.24 t	6,999.52 t	7,015.46 t	6,800.61 t	6,800.36 t
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
6,753.12 t	6,980.94 t	6,880.77 t	6,676.72 t	6,366.72 t

令和 5 年度資源ごみの選別処理量（種類別）

対象品目		選別処理量	対象品目	選別処理量
ガラス	無色	558.22t	プラスチック製キャップ	4.28t
	茶色	729.97t	スチール缶	361.78t
	その他の色	749.08t	アルミ缶	642.14t
	混合びん	753.91t	その他金属	82.52t
ペットボトル		1,750.02t	残さ	731.57t
小型家電		3.23t	合計	6,366.72 t

- (注) 1 上記資源ごみの処理量には、プラスチック製容器包装の選別等処理後に発生した資源残さの処理量（62.42 t）も含まれる。
- 2 上記資源ごみの処理量は選別等処理後の重量であり、第 6 章中の表「ごみ収集及び処理状況」の量は収集時の数値である。選別等処理中の水分の蒸発等により、収集量と処理量に誤差が生じる。

分別収集方法が合併地区により異なることやガラスびんの破損による資源化率の低迷等を改善するため、平成 17 年 6 月に設置した「長崎市分別収集実施計画策定委員会」（糸山景大長崎大学教育学部教授を委員長とする委員 12 人で構成）において、費用対効果に基づく具体的な分別収集実施計画に係る検討を重ね、平成 18 年 8 月に結果報告がなされた。その結果を受けた「長崎市清掃審議会」において、資源ごみについては、「缶・びん・ペットボトル」の 3 種混合収集から新たに金属の一部（鍋・釜・やかん・プライパン）を追加した 4 種混合収集とすること及び合併 7 町の分別収集方法を全市統一することが承認された。これらの分別変更については、平成 21 年度から全市一斉に実施している。

イ 古紙の分別収集

一般家庭における紙ごみの減量化を図るため、平成 13 年 10 月から、新聞・雑誌・段ボール等の古紙について、週 1 回のステーション収集を実施している。また、平成 30 年 5 月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の回収促進を図るため、ごみステーションへの排出方法を簡便化し、従来の本・雑誌に挟んで出す方法に加え、紙袋に入れてひもでしばるか無色透明のビニール袋に入れて出すことができるように変更している。現在、市内で収集した古紙は、小江町の選別等処理業務委託業者（協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構）に搬入し選別処理されている。

古紙の選別処理量実績

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
2,045.26 t	5,326.70 t	5,590.22 t	5,517.93 t	6,064.74 t	6,095.46 t
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
5,734.32 t	4,073.90 t	4,562.61 t	4,527.22 t	4,074.29 t	3,952.30 t
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4,047.90 t	4,141.30 t	4,065.87 t	3,794.63 t	3,612.12 t	3,472.37 t
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3,489.57 t	3,718.81 t	3,720.57 t	3,628.19 t	3,439.21 t	

令和5年度古紙の選別処理量

対象品目	選別処理量	対象品目	選別処理量
段ボール	1,457.78 t	紙製容器包装	68.16 t
新聞	580.67 t	残さ	275.07 t
雑誌等	1,057.53 t	合計	3,439.21 t

ウ プラスチック製容器包装の分別収集

平成13年10月から、市内約5%（人口比）に当たる柿泊町・手熊町・上浦町、式見地区、三重地区の7,570世帯を第一次モデル地区に指定し、平成14年8月、10月、11月にはモデル地区を市内約15%（人口比）まで拡大し、燃やせないごみのうち、重量で約5割、容積で約8割を占めるプラスチック製容器包装の分別収集を試行した。

モデル地区における試行の結果、プラスチック製容器包装の分別収集は、埋立処分量の削減及び資源の有効活用に多大な効果があるものと実証されたため、平成15年6月から市内約50%の地区で本格実施、平成16年4月からは全市で実施し、順調に資源化が図られている。

また、平成17年1月及び平成18年1月の合併に伴い、合併前にプラスチック製容器包装の分別収集を実施していなかった地区は、合併後実施することとなった。

なお、選別処理については、東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザにおいて、委託業者（一般財団法人クリーンながさき）によって行われている。

プラスチック製容器包装選別処理量実績

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
166.68 t (138.19 t)	698.52 t (620.95 t)	3,281.70 t (2,941.04 t)	6,842.28 t (6,322.25 t)	7,117.99 t (6,644.25 t)	7,634.30 t (6,778.72 t)
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
7,379.49 t (6,665.68 t)	7,151.42 t (6,219.98 t)	7,007.49 t (6,293.91 t)	7,112.88 t (6,372.96 t)	7,173.66 t (6,477.11 t)	7,215.31 t (6,462.39 t)
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
7,215.12 t (6,457.06 t)	7,157.19 t (6,324.51 t)	7,323.00 t (6,480.56 t)	6,711.57 t (5,897.87 t)	6,406.81 t (5,656.42 t)	5,892.03 t (5,105.18 t)
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5,548.99 t (4,808.80 t)	5,362.31 t (4,701.18 t)	5,117.45 t (4,527.77 t)	4,822.54 t (4,310.30 t)	4,535.83 t (4,046.96 t)	

（注） 上記プラスチック製容器包装の処理量は選別等処理後の重量であり、第6章中の表「ごみ収集及び処理状況」の量は収集時の数値である。選別等処理中の水分の蒸発等により、収集量と処理量に誤差が生じる。（）内は資源化した量。

エ 有害ごみの分別収集

昭和59年7月から使用済み乾電池を有害ごみとして、燃やせないごみステーション付近に設置する専用の回収缶で回収している。収集後はドラム缶に入れ、東工場及び三京クリーンランド内で一時保管し、民間業者に引き渡し、資源化している（令和5年度：野村興産㈱（北海道北見市）121トン）。

また、廃蛍光管についても、平成13年10月から有害ごみとして分別収集を開始した。東工場及び三京クリーンランドに設置されたコンテナに一時保管された後、民間業者により搬出されリサイクルされている（令和5年度：ジェイ・リライツ（北九州市）29トン）。

オ 燃やせないごみからの資源物回収

平成7年度から、三京クリーンランドに持ち込まれた燃やせないごみから鉄分を回収し、資源化しており、更に、平成29年度からはソファー・マットレスを、令和元年度からは折畳ベッドを、令和4年度からはポケットコイルマットレスを解体して金属部分を回収し、資源化している（令和5年度：281トン）。

また、燃やせないごみのうち、新たに金属の一部「鍋・釜・やかん・フライパン」を平成21年度から資源ごみとして収集し資源化している（令和5年度：83トン）。

平成29年2月からは、三京クリーンランドでの小型家電（フロンガス使用製品、マッサージチェアを含む）のピックアップ回収・資源化を開始している（令和5年度：336トン）。

カ ごみ袋の指定・有料化

ごみの分別の徹底及び減量化を推進するため、平成5年度の長崎市清掃審議会を皮切りに、ごみ袋の指定及び有料化について検討を行ってきた。

平成12年9月には、長崎市廃棄物対策市民懇話会（橋田克男長崎市保健環境自治連合会会長を会長とする委員100人で構成）において意見を集約し、平成13年1月の長崎市清掃審議会における答申を経て、平成14年2月から全市一斉に実施することとなった。

平成13年6月から自治会や未組織団体、学生、外国人等を対象として、延べ約700の会場で説明会を実施し、住民への周知と理解を図るとともに、分別マナーの徹底とごみ減量に対する意識向上に努めた。

キ 資源物拠点回収及びピックアップ回収、協定事業者による回収

資源物拠点回収モデル事業として、小型家電は平成25年7月から、古布（古着）は平成26年8月から地域センター等に回収ボックスを設置し、拠点回収を開始した。一定の回収量を見込めたため、小型家電については平成29年2月から、古布（古着）については平成29年4月から拠点回収を本格実施し、資源化を行っている（令和5年度実績：小型家電30箇所4.2トン、古布（古着）24箇所0トン※）。

※古布（古着）の回収は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による古布再資源化産業の拠点である東南アジア諸国のロックダウンを受け令和2年5月から休止。令和6年4月から回収再開済み。

また、粗大ごみとして排出又は燃やせないごみとして持ち込まれた小型家電（フロンガス使用製品、マッサージチェアを含む）を、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成29年2月からリサイクルを開始している（令和5年度実績：336トン）。

令和3年10月からは、小型家電リサイクル法の認定事業者であり、宅配業者を利用し

た小型家電回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル株式会社との協定により、市民が排出するパソコンをはじめとした小型家電の再資源化促進を図っている（令和5年度実績：13トン）。

(2) 集団回収活動の促進

ア 資源物回収活動奨励補助金

昭和62年1月から、古紙類の回収活動を実施している団体に対し、補助金を交付し、集団回収を奨励している。1kg当たりの補助単価は、市場の動向にあわせ、昭和62年当初から平成3年度まで上限3円、平成4年度から平成12年度まで上限4円、平成13年度から現在まで上限5円としている。

古布の回収を実施している団体に対しては、回収活動の活発化を目的として、平成13年度から1kg当たり一律3円の補助金を交付している。

平成12年度には、長崎市保健環境自治連合会の協力を得て、連合自治会単位で、回収活動の推進と補助金に関する説明会を実施することができたため、活動団体数も増加した。

令和5年度集団回収活動実績

届出団体数	回収量（古紙、古布、アルミ缶、びん等）	補助金交付申請延べ団体数	補助金交付額
565 団体（令和5年度末）	4,218t	1,905 団体	20,557 千円

補助単価（古紙）

期間	単価
S62. 1～	上限 3 円
H 4 ～	〃 4 円
H13 ～	〃 5 円

補助単価（古布）

期間	単価
H13 ～	一律 3 円

イ 資源物回収事業奨励補助金

古紙価格の低迷により、集団回収量低下のおそれがあったため、回収協力を得る意味で、平成5年10月から回収業者に対して古紙1kg当たり一律2円の補助を行ったが、古紙余剰問題が深刻化したため、平成6年度、平成10年度、平成14年度に補助単価を1円ずつ引き上げた。平成17年度からは、古紙価格が安定してきた状況を踏まえ、1kg当たりの補助単価を引き下げて、平成17年度は4円、平成18年度は3.5円、平成19年度は3円、平成20年度からは1円の補助を行っている。

また、古布の回収についても同様の目的で、平成13年度から1kg当たり一律3円、平成20年度からは1円の補助金を交付している。

補助単価（古紙）

期 間	単 価
H 5.10～	一律 2 円
H 6 ～	〃 3 円
H10 ～	〃 4 円
H14 ～	〃 5 円
H17 ～	〃 4 円
H18 ～	〃 3.5 円

補助単価（古布）

期 間	単 価
H13 ～	一律 3 円
H20 ～	〃 1 円

H19 ～	〃 3 円
H20 ～	〃 1 円

ウ 資源物回収用具の譲与

平成4年2月、篤志者団体からリヤカー15台の寄贈を受けたことを契機に、平成3年度末から資源物回収用具の貸与を開始した（リヤカーと台車は貸与、一輪車と空き缶プレス機は譲与）。平成20年度からは貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。

また、同年に空き缶回収ボックスを品目に追加した。

資源物回収用具の貸与・譲与実績

	リヤカー	台車	一輪車	空き缶 プレス機	空き缶回収 ボックス
平成3年度	15台			1台	
平成4年度	48台		63台	0台	
平成5年度	33台		39台	1台	
平成6年度	18台	14台	12台	10台	
平成7年度	19台	17台	16台	37台	
平成8年度	28台	6台	4台	6台	
平成9年度	7台	15台	8台	13台	
平成10年度	9台	5台	7台	7台	
平成11年度	3台	0台	2台	0台	
平成12年度	9台	0台	1台	2台	
平成13年度	5台	5台	2台	3台	
平成14年度	8台	1台	4台	12台	
平成15年度	10台	1台	2台	6台	
平成16年度	9台	4台	1台	2台	
平成17年度	11台	2台	2台	10台	
平成18年度	5台	1台	0台	12台	
平成19年度	10台	11台	5台	11台	
平成20年度	13台	7台	5台	9台	5台
平成21年度	9台	0台	1台	9台	2台
平成22年度	11台	4台	2台	13台	13台
平成23年度	5台	4台	1台	5台	9台
平成24年度	8台	3台	6台	10台	22台
平成25年度	19台	0台	2台	2台	5台
平成26年度	10台	1台	1台	0台	13台
平成27年度	7台	0台	0台	0台	8台
平成28年度	14台	0台	0台	0台	9台
平成29年度	6台	0台	0台	0台	1台
平成30年度	12台	0台	0台	4台	4台
令和元年度	10台	0台	0台	0台	9台
令和2年度	11台	0台	0台	0台	10台
令和3年度	7台	0台	0台	0台	1台
令和4年度	4台	0台	0台	0台	2台
令和5年度	7台	1台	0台	0台	0台
累計	389台	102台	186台	185台	

エ 資源物回収用保管庫の譲与

長崎県の補助事業（1／2補助）として、平成3年12月に市内3町をモデル地区に選定し、大型保管庫を設置したところ、資源物の回収効果は大きく、また回収団体からの要望も多く出されていたため、平成7年度から保管庫の貸与を開始し、平成20年度からは貸与期間をなくし、譲与することとした。

資源物回収用保管庫の貸与・譲与実績

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
72台	44台	20台	18台	26台	33台
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
47台	39台	33台	29台	28台	38台
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
59台	37台	16台	19台	29台	19台
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
12台	22台	14台	11台	6台	11台
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
12台	10台	14台	11台	16台	745台

(3) 生ごみの減量

ア 生ごみ堆肥化容器等購入費の助成

ごみの減量化や分別排出に対する意識を高めてもらうため、平成4年度から生ごみ堆肥化容器の取扱業者を指定のうえ、購入した市民に対し3千円を限度として1／2の購入補助を行う制度を開始し、平成9年度からは電動式生ごみ処理機も補助の対象とした。

また、平成13年度に、電動式生ごみ処理機の性能を測るため、購入希望者100人に対し、2万円を上限とする1／2の購入補助を行い、アンケートに回答してもらうモニター制度を実施した結果、減量効果が確認されたため、平成14年度からは電動式生ごみ処理機購入者に対し、2万円を上限とする1／2の購入補助を行った。

また、平成30年度まで、生ごみ堆肥化容器と電動式生ごみ処理機の両方について、2万円を上限とする1／2の購入補助を行った。

生ごみ堆肥化容器等購入費補助実績

(単位：基)

平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
410	979	855	713	604	414
平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
377 (3)	315 (22)	190 (11)	194 (11)	571 (487)	561 (336)
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
855 (246)	446 (149)	590 (151)	567 (97)	562 (155)	754 (232)
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
427 (98)	373 (79)	268 (52)	259 (44)	242 (52)	162 (51)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計		
114 (37)	131 (28)	99 (35)	12,032 (2,376)		

※（）内はそのうち電動式の数。

※平成13年度における電動式生ごみ処理機モニター98名への補助は含まない。

※令和元年度以降は補助を休止し令和5年3月31日で要綱廃止した。

イ グリーンコンポスト事業

平成11年度の2学期に、市内小学校57校の内21校を対象に、し尿処理汚泥のコンポスト化工場（委託業者：自然環境保全事業協同組合）を活用し、し尿処理汚泥と給食残渣を混合し、効率的にコンポスト化する実験を行った。

また、平成12年度には、市内で発生する剪定樹木についても、コンポスト化することによる減量化及び有効活用を図るため、同工場において、基礎データ収集のための実験を行った。

平成13年度からは、正式にし尿処理汚泥に剪定樹木と学校給食残渣を混合し堆肥化するグリーンコンポスト事業を実施し、有機性資源の循環利用を促進することとなったが、このような身近なものがリサイクルされ得ることを考える契機として、市立小学校の4年生児童を対象にグリーンコンポストの愛称を同年募集したところ、坂本小学校の古賀明杜君による作品「けんこうばたけ」が最優秀賞として表彰された。

平成15年度からは、グリーンコンポストの更なる質の向上を図るため、これまでの堆肥化とは別に、剪定樹木と学校給食残渣の2種類を混合して堆肥化を行っていたが、長崎市クリーンセンターの稼働終了に伴い平成27年度末で廃止した。（平成27年度実施小中学校数：103校）

ウ 生ごみ堆肥化指導

生ごみ堆肥化に取り組む市民を支援するため、平成20年度から平成30年度まで、生ごみ堆肥化や生ごみ発酵促進剤（ボカシ）作り及び土作りの普及活動などを行なっている市民団体「生ごみシェイパーズ長崎」に生ごみ堆肥化の指導委託を行い、市内各地での講習会の開催やイベント時の普及啓発、電話相談などを実施した。

令和3年度からは、長崎県の環境アドバイザー派遣制度を利用した「生ごみ堆肥化体験会」を開催し、生ごみの減量や資源化の推進を図っている。

(4) リサイクル推進員の委嘱・研修

平成6年度からごみの減量化や適正処理を図るための新たな施策として、改正法及び条例の規定に基づき、廃棄物減量等推進員制度を発足させた。平成14年度からは、より地域住民に親しみやすいものとするために「リサイクル推進員」と名称を変更した。

推進員は、市内の自治会長の推薦により選定し、2年の任期で市長から個人委嘱されるもので、主な活動内容は次のとおりである。

- ア ごみステーションにおける分別及び排出マナーの指導
- イ 集団回収活動その他資源化活動の推進
- ウ ごみの減量化及び資源化の推進に関する啓発

毎年、地域ブロックごとに活動内容等に関する研修会を開催するほか、ごみ処理施設の視察研修会などを実施し、推進員を中心として、市民と行政が一体となったごみの分別と減量の推進を行っている。

なお、推進員を配置する自治会へは、活動謝礼金として、当初は1世帯当たり年額60円を交付していたが、平成14年度からは1世帯当たり年額300円に増額している。

リサイクル推進員数

平成6年度（委嘱状交付式時）	714人	平成21年度（3月末）	2,815人
平成7年度（年度末時）	815人	平成22年度（3月末）	2,867人
平成8年度（委嘱状交付式時）	826人	平成23年度（3月末）	2,926人

平成 9 年度（年度末時）	834 人	平成 24 年度（ 3 月末）	2,957 人
平成 10 年度（委嘱状交付式時）	831 人	平成 25 年度（ 3 月末）	3,002 人
平成 11 年度（10 月末）	855 人	平成 26 年度（ 3 月末）	3,005 人
平成 12 年度（12 月末）	852 人	平成 27 年度（ 3 月末）	3,041 人
平成 13 年度（11 月末）	854 人	平成 28 年度（ 3 月末）	2,979 人
平成 14 年度（12 月末）	1,487 人	平成 29 年度（ 3 月末）	3,009 人
平成 15 年度（12 月末）	1,607 人	平成 30 年度（ 3 月末）	2,865 人
平成 16 年度（12 月末）	1,970 人	令和元年度（ 3 月末）	2,926 人
平成 17 年度（12 月末）	2,316 人	令和 2 年度（ 3 月末）	2,802 人
平成 18 年度（ 3 月末）	2,570 人	令和 3 年度（ 3 月末）	2,831 人
平成 19 年度（ 3 月末）	2,700 人	令和 4 年度（ 3 月末）	2,557 人
平成 20 年度（ 3 月末）	2,746 人	令和 5 年度（ 3 月末）	2,649 人

(5) 廃棄物減量化推進店舗の指定

百貨店やスーパーなどの大型店をはじめとする小売店舗に対して、消費者団体等と連携を取りながら、包装紙の簡素化や容器の回収等について協力要請を行っていたが、平成 7 年 11 月、廃棄物の発生を抑制し、その減量を推進する店舗を「廃棄物減量化推進店舗」（条例第 29 条）として指定する制度を創設した。令和 6 年 3 月 31 日現在 53 店舗を指定している。

(6) グリーン購入の推進

経済活動や日常生活で購入・消費する商品の全ては、環境に対して何らかの負荷を与えている。この環境への負荷を軽減し、省資源、省エネルギー、廃棄物の再資源化といった環境保全活動に寄与し、産業を環境共生型に導く役割として期待されているのが、安全性や環境を考慮して商品を選び購入する「グリーン購入」である。

本市としても、循環型社会形成を目指し、庁舎内で発生した古紙類をリサイクルしているほか、全国の自治体や企業、民間団体等で組織するグリーン購入ネットワークに平成 9 年 9 月に入会、全庁的な取り組みとして、平成 10 年 10 月に本市独自の「長崎市グリーン購入指針」、平成 13 年度に「グリーン購入判断基準」（年 1 回改訂）を策定し、古紙再生 100% のコピー用紙を使用するなど、再生品や環境に負荷の少ない商品等の優先購入を積極的に推進している。

(7) 事業系ごみ対策

昭和 56 年 8 月、長崎市廃棄物処理業等に関する規則を制定し、もっぱら事業系一般廃棄物の収集を行うことを業とする一般廃棄物処理業の許可制を実施するとともに、廃棄物搬入許可申請制度を導入、ごみ処理手数料改定を行った。

また、平成 5 年度に、本市で作成した事業所向けの「ごみ減量マニュアル」を市内約 1,800 の事業所に送付したほか、平成 6 年 3 月には、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定し、事業者の責務を明確に定め、排出量の多い特定建築物及び大規模小売店舗の所有者等に対し、減量等計画書を毎年提出させるとともに、管理責任者の届出を義務付けた。

本市の場合、事業系一般廃棄物は、本市の処理計画及び収集体制になじむものであれば収集している状況であり、平成 9 年 4 月からは、一般搬入される事業系資源ごみを三京クリーンランド資源ごみストックヤードへ適宜受け入れている状況である。

本市のごみ処理の重要な課題として、持ち込みごみ（事業系廃棄物）の増加があり、ごみ量の増加、資源化率の低迷の原因となっている。このため、平成 10 年度に処理施設における搬入物検査を行った結果、市の施設に持ち込むことが出来ない産業廃棄物や医療系廃棄物、

分別されていないごみや市外のごみなどが数多く混入していることを確認した。

これら不適正に持ち込まれるごみは、ダイオキシン等の発生の原因となるばかりでなく、最終処分場の逼迫を更に招くなど、子孫に引き継がねばならない貴重な処分場の余命を無くしてしまうことから、「長崎市廃棄物適正処理検討委員会」を平成10年10月31日に設置し、当年度末に検討結果を報告した。平成11年度からも、引き続き「長崎市廃棄物適正処理推進協議会」を設置し、これらの進捗状況を管理し更に徹底を図るほか、処理施設における搬入指導を強化する等の対策を講じ、排出事業者及び廃棄物処理業者による適正処理の推進を図った。

さらに、平成13年10月には、埋立処分場の逼迫の大きな原因である事業系の発泡スチロール等の収集を廃止し、平成14年2月から事業所用ごみ袋の指定・有料化を実施することで、事業者自らの適正処理を推進しているところである。

平成12年度の循環型社会形成推進基本法の制定とともに、容器包装、食品、建設、家電各リサイクル法等の制定、廃棄物処理法の改正等、事業者に対する廃棄物の減量化及び資源化の責務が拡大・明確化されているところであり、現在、事業者に対する指導や啓発活動を展開しているところである。

(8) 長崎市小中学校リサイクル活動推進事業

将来の地球環境保全について重要な役割を担う小中学生に対する環境教育を推進するため、平成20年4月から本事業を開始した。本事業の目的は、児童生徒がリサイクル活動を参加体験することにより、分別排出の習慣を身に付け、環境意識を高めるというものである。児童生徒の努力への評価として年に1回表彰（平成29年度は台風の影響で中止）を行っている。また、資源化することによる処理費用の削減や分別の徹底による効率的収集も実現できた。

- ① 給食用牛乳パックリサイクル……児童生徒が給食で飲んだ牛乳のパックをリサイクルするため、洗って乾かすなどリサイクル業者へ引き渡すまでの作業を自ら行う。
- ② キャップくるくるリサイクル……各家庭から出るびん、ペットボトルなどの金属製やプラスチック製のキャップを学校に持ち寄り集めてリサイクル業者に引き渡す。家庭での分別の徹底にもつながる。

長崎市小中学校リサイクル活動推進事業実績

令和5年度	
牛乳パック	5.3 t
金属製・樹脂製キャップ	3.7 t
合 計	9.0 t

(9) リユース事業

令和5年4月から、市民のリユース意識の醸成を図るとともに最終処分場の延命化を図るため、家庭で不用となり排出された粗大ごみから比較的状态の良いものを選出し、「リユース品」としてインターネット上の地域特化型掲示板「ジモティー」を通して無償で譲渡を行っており、令和6年6月からリユース拠点として「リユース倉庫きばち」を整備し事業を拡大した。

なお、本事業は平成29年8月から運用するリユース自転車事業から拡大をしたものである。

(10) 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図るため、平成28年9月から「サステナブラザ

ながさき」や令和元年6月から市役所廃棄物対策課を常設窓口として、また、平成28年10月からは、エコライフ・フェスタなどのイベント開催時において、フードドライブ活動を行っている。令和元年度からは、10月の食品ロス削減月間や6月の環境月間にちなんだ市民向けフードドライブの開催や、市職員を対象とした毎月30日の「市内フードドライブの日」における食品回収を行っている。あわせて、3010（さんまるいちまる）運動をホームページ等でPRし、宴会時等における食べ残し削減の協力を呼びかけている。

(11) ごみ焼却熱の有効利用

東工場に発電設備（発電能力2,000kW）を設け、昭和63年度からごみの焼却熱を利用した発電を行っている。発電した電力は東工場及び関連施設で消費し、余剰電力を令和3年2月より株式会社ながさきサステナエナジーに売電している。

また、西工場にも発電設備（発電能力5,200kW）を設け、発電した電力は西工場及び神の島プールで消費し、余剰電力を令和3年1月より九州電力送配電株式会社及び株式会社ながさきサステナエナジーに売電している。

焼却施設の発電実績

年度	施設	総発電電力量	所内消費量	売電電力量	売電収入額
平成6年度	東工場	13,455,927kWh	9,443,043kWh	4,012,884kWh	29,020,199円
平成7年度	東工場	15,046,300kWh	10,683,772kWh	4,362,528kWh	31,498,602円
平成8年度	東工場	14,974,080kWh	10,786,860kWh	4,187,220kWh	33,786,329円
	旧西工場	1,836,010kWh	1,587,120kWh	248,890kWh	2,160,105円
平成9年度	東工場	14,727,040kWh	10,467,604kWh	4,259,436kWh	34,703,557円
	旧西工場	9,582,680kWh	7,579,580kWh	2,003,100kWh	17,065,074円
平成10年度	東工場	15,112,930kWh	10,583,782kWh	4,529,148kWh	36,681,116円
	旧西工場	9,625,680kWh	7,182,180kWh	2,443,500kWh	21,012,920円
平成11年度	東工場	14,710,900kWh	10,302,400kWh	4,408,500kWh	35,305,037円
	旧西工場	9,440,520kWh	7,127,500kWh	2,313,020kWh	19,512,949円
平成12年度	東工場	15,309,697kWh	10,694,545kWh	4,615,152kWh	37,657,466円
	旧西工場	9,124,390kWh	7,217,680kWh	1,906,710kWh	16,016,126円
平成13年度	東工場	12,815,472kWh	8,743,932kWh	4,071,540kWh	31,518,965円
	旧西工場	10,823,640kWh	8,238,890kWh	2,584,750kWh	21,100,374円
平成14年度	東工場	12,567,460kWh	9,043,588kWh	3,523,872kWh	27,729,959円
	旧西工場	8,544,030kWh	6,990,630kWh	1,553,400kWh	12,495,838円
平成15年度	東工場	12,692,914kWh	10,002,730kWh	2,690,184kWh	20,568,893円
	旧西工場	7,650,040kWh	6,327,720kWh	1,322,320kWh	10,455,908円
平成16年度	東工場	11,920,290kWh	8,932,794kWh	2,987,496kWh	23,500,948円
	旧西工場	8,239,360kWh	6,667,260kWh	1,572,100kWh	12,717,626円
平成17年度	東工場	11,805,570kWh	8,908,602kWh	2,896,968kWh	22,776,488円
	旧西工場	8,271,420kWh	6,675,728kWh	1,595,692kWh	12,806,032円
平成18年度	東工場	14,270,940kWh	9,848,124kWh	4,422,816kWh	34,683,658円
	旧西工場	8,150,930kWh	6,795,530kWh	1,355,400kWh	10,646,652円

年度	施設	総発電電力量	所内消費量	売電電力量	売電収入額
平成19年度	東工場	13,438,360kWh	9,734,056kWh	3,704,304kWh	28,624,189 円
	旧西工場	8,418,190kWh	6,817,882kWh	1,600,308kWh	12,651,622 円
平成20年度	東工場	12,937,450kWh	8,251,234kWh	4,686,216kWh	37,150,912 円
	旧西工場	8,425,750kWh	6,946,942kWh	1,478,808kWh	11,738,979 円
平成21年度	東工場	12,548,230kWh	7,979,374kWh	4,568,856kWh	48,715,517 円
	旧西工場	8,859,610kWh	7,216,930kWh	1,642,680kWh	18,559,602 円
平成22年度	東工場	13,191,300kWh	8,476,668kWh	4,714,632kWh	51,560,300 円
	旧西工場	8,753,520kWh	7,087,512kWh	1,666,008kWh	18,045,467 円
平成23年度	東工場	12,856,130kWh	8,247,266kWh	4,608,864kWh	50,357,494 円
	旧西工場	10,118,310kWh	7,401,678kWh	2,716,632kWh	30,656,430 円
平成24年度	東工場	12,111,640kWh	7,745,176kWh	4,366,464kWh	48,875,217 円
	旧西工場	10,418,070kWh	6,598,830kWh	3,819,240kWh	43,958,835 円
平成25年度	東工場	10,087,050kWh	6,381,618kWh	3,705,432kWh	41,014,932 円
	旧西工場	11,187,670kWh	6,729,970kWh	4,457,700kWh	66,249,492 円
平成26年度	東工場	12,934,460kWh	7,996,940kWh	4,937,520kWh	57,230,444 円
	旧西工場	9,888,450kWh	6,163,638kWh	3,724,812kWh	59,403,464 円
平成27年度	東工場	11,073,950kWh	7,087,934kWh	3,986,016kWh	42,934,388 円
	旧西工場	9,664,620kWh	5,855,280kWh	3,809,340kWh	58,045,259 円
平成28年度	東工場	13,089,740kWh	8,462,084kWh	4,627,656kWh	52,048,835 円
	旧西工場	2,666,410kWh	1,641,814kWh	1,024,596kWh	16,640,900 円
	西工場※	15,513,841kWh	3,494,545kWh	12,019,296kWh	178,660,549 円
平成29年度	東工場	12,333,340kWh	7,712,308kWh	4,621,032kWh	49,057,040 円
	西工場	30,541,560kWh	7,484,599kWh	23,056,961kWh	311,618,047 円
平成30年度	東工場	14,188,180kWh	8,395,852kWh	5,792,328kWh	58,299,593 円
	西工場	30,741,020kWh	8,034,593kWh	22,706,427kWh	304,433,299 円
令和元年度	東工場	13,412,350kWh	7,933,251kWh	5,479,099kWh	56,507,262 円
	西工場	31,465,200kWh	7,621,799kWh	23,846,997kWh	331,158,162 円
令和2年度	東工場	15,072,600kWh	8,306,550kWh	6,766,050kWh	72,350,790 円
	西工場	31,333,180kWh	7,582,685kWh	23,750,495kWh	338,277,282 円
令和3年度	東工場	14,768,880kWh	8,154,870kWh	6,614,010kWh	67,713,140 円
	西工場	32,823,310kWh	8,007,730kWh	24,815,580kWh	352,449,239 円
令和4年度	東工場	14,893,830kWh	8,186,059kWh	6,707,771kWh	73,322,703 円
	西工場	31,352,371kWh	7,874,750kWh	23,477,621kWh	317,326,574 円
令和5年度	東工場	14,438,120kWh	7,540,041kWh	6,898,079kWh	74,908,036 円
	西工場	30,157,298kWh	7,707,608kWh	22,449,690kWh	299,100,443 円

※西工場は平成28年10月より供用開始。

焼却施設の余熱利用状況

東工場	所内の給湯・冷暖房、隣接施設（東公園・農業センター）への電気・熱供給
西工場	所内の給湯・冷暖房、隣接施設（神の島プール）への電気・熱供給

(12) リサイクル法への対応

ア 家電リサイクル法への対応

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法、平成13年4月施行）に係る本市の対応としては、大手量販店と覚書を交わすことで、小売業者に引取義務がない対象機器について、小売業者に課せられる引取義務と同様の引取り及び製造業者への引渡しを行うことが可能となり、法の趣旨に基づく適正な再商品化の流れを確立した。

これらの法の趣旨に基づいた措置によって、家電リサイクル法が対象とする機器については、従来の市が行う粗大ごみ収集や搬入受入れによる処分によらず、消費者、小売業者、製造業者による回収及び再商品化が促進されることとなった。

また、法施行に伴い、対象機器の不法投棄の増加が懸念されるため、巡回パトロールを強化するなどの対策を講じ予防にあたっているところである。

イ 自動車リサイクル法への対応

(ア) 登録許可事業者について

平成17年1月1日に自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律。以下「同法」という。）が全面施行された。

この法施行により、新車購入時にユーザーがリサイクル料金を負担し、廃車後の車の流れが管理されるシステムが確立されたことから、資源の有効利用促進と廃自動車の不法投棄の減少が期待される。

廃自動車の引取業及びフロン類回収業は登録制、解体業及び破砕業は許可制となっており、市内における令和6年3月末日時点での事業者数は次表のとおりとなっている。

登録	引取業	39 件	許可	解体業	7 件
	フロン類回収業	16 件		破砕業	3 件

(イ) 離島支援事業について

離島地域（池島、高島に限る。）で発生した使用済自動車の適正かつ円滑な引渡しを図るため、平成17年度から、同法に基づき、使用済自動車を引取業者へ引き渡す際に生じる海上輸送費の8割を所有者に対して補助している。

令和5年度の補助金交付は、10件の申請に対し総額96,800円であった。

ウ プラスチック資源循環促進法への対応

プラスチック製容器包装だけでなく、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を市町村が必要な措置を講ずるよう努めなければならないというプラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、令和4年4月施行）の趣旨に鑑み、本市としての対応の検討を進めているところである。

(13) 三京メガソーラー事業

平成25年度より（株）九電工長崎支店、（株）キューコーリースと賃貸借契約を結び、三京町に発電設備（発電能力1,010kW）を設け、発電を行っている。発電した電力は九州電力株式会社に売電している。

メガソーラー事業収支

年度	売電電力量	売電収入額	リース料	売電収支
平成25年度（3月のみ）	129,610kWh	4,899,258 円	2,999,997 円	1,899,261 円
平成26年度	1,297,930kWh	50,463,518 円	37,028,535 円	13,434,983 円
平成27年度	1,268,680kWh	49,326,274 円	37,028,535 円	12,297,739 円
平成28年度	1,246,000kWh	48,444,476 円	37,028,535 円	11,415,941 円
平成29年度	1,244,890kWh	48,401,319 円	37,028,535 円	11,372,784 円
平成30年度	1,328,470kWh	51,650,907 円	37,028,535 円	14,622,372 円
令和元年度	1,198,090kWh	46,861,105 円	37,371,388 円	9,489,717 円
令和2年度	1,151,789kWh	45,610,844 円	37,714,248 円	7,896,596 円
令和3年度	1,141,377kWh	45,196,942 円	37,714,248 円	7,482,694 円
令和4年度	1,224,305kWh	48,482,474 円	37,714,248 円	10,768,226 円
令和5年度	1,203,284kWh	41,263,041 円	37,714,248 円	3,548,793 円

(14) 地域エネルギー事業

令和2年2月に再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO2の削減を図るとともに新たな脱炭素事業を創出することを目的として、(株)ながさきサステナエナジーが本市も出資したうえで設立された。

令和2年12月から小売電気事業を開始し、廃棄物発電施設である東西工場及び太陽光発電設備である三京メガソーラー、小中学校等に設置している低圧太陽光発電設備（FIT）で発電された再生可能エネルギー由来の電力を市有の公共施設に供給している。

(株)ながさきサステナエナジー 事業実績

年度	電力供給施設数	電力供給量
令和2年度※	157 施設	4,759,641kWh
令和3年度	160 施設	22,262,139kWh
令和4年度	162 施設	23,378,402kWh
令和5年度	161 施設	24,733,167kWh

※令和2年12月に47施設へ供給を開始し、令和3年1月には68施設、令和3年2月からは157施設へ供給。

6 クリーン・リサイクルタウンの表彰

平成8年10月に廃棄物減量化のための新たな社会システムの開発に資し、かつ、全国モデルとなる取り組みとして、厚生大臣からリサイクルを重視した街づくり事業「クリーン・リサイクルタウン」として表彰を受けた。

第8章 啓発事業

1 背景

現在の廃棄物処理は、市民生活に密接に結びついている。ライフスタイルの多様化とともに進展する廃棄物の多様化、複合化がもたらす廃棄物の適正処理についての障害、また、最終処分や焼却等の中間処理が抱える切実な課題は、現在のみならず将来の市民生活を大きく左右するものである。

また、大量生産、大量廃棄といった消費優先型社会の見直しや廃棄物の発生抑制、循環型社会に向けての法整備が進む中、本市においても分別収集品目の細分化を進めているが、一方で、大量消費、大量リサイクルについての問題も明らかになっている。特に、中間処理に係る自治体の財政的負担は年々増加しており、拡大生産者責任に基づく費用負担等さらなる法整備が待たれる。

このような状況の中、廃棄物のさらなる減量を進めるためには、製品の製造から販売、購入、消費、排出、処理・処分にいたるまでの各段階における市民・事業者の理解とごみ減量及び分別排出への自発的な行為が不可欠であり、単に行政の計画だけでは、廃棄物処理の根本的な問題解決にはいたらない。市民・事業者に対する啓発あるいは情報の提供が今後の廃棄物処理行政において極めて重要な意味を持っている。

2 事業の沿革

本市では、従来から市民・事業所に対し、廃棄物の減量やごみ出しルールについて啓発・指導を行ってきた。

特に平成4年度からは、新しい資源化事業のキャッチフレーズ「わけよう、ごみ。いかそう、資源。」及び公募によるイメージキャラクター「ハローリサちゃん」を定め、市と関係団体、事業者の共催によるイベント「ばってんリサイクル」を開催してきた。また、長崎市のごみの行方を紹介したDVD、ビデオを作成・貸し出しを行うほか、各種チラシ・社会科副読本の作成、施設見学会の実施など、市民のごみ減量及びリサイクルに対する意識の向上に積極的に取り組んでいる。

事業所に対する啓発活動としては、平成5年度に事業所向けの「ごみ減量マニュアル」を作成し、主要な事業所に配布したほか、大規模事業所に対するごみ減量に関する説明会や分別チラシ配布等により、事業系廃棄物の分別の徹底及び減量化の指導を行っているところである。

分別や収集体制の変更に際しては、自治会等を対象とした説明会や広報媒体を通じて市民に周知を図ってきた。近年においては、平成14年2月からのごみ袋指定・有料化、平成15年6月から本格実施（平成16年4月から全市実施）のプラスチック製容器包装分別収集、平成21年4月からの資源ごみの品目追加及び合併地区の分別統一並びに平成28年7月からの燃やせるごみの品目追加などを啓発するため、自治会、未組織団体、大学、商店街、地区公民館等数多くの場所で説明会を開催した他、テレビ・ラジオコマーシャルやポスター、車体広告、広報ながさきへのパンフレットの折り込み等により、多くの市民に対し啓発活動を行った。

今後は、ごみ減量4Rに基づく啓発や、重要課題である事業系廃棄物適正処理に向けた指導・啓発活動を推し進めて行くこととしている。

説明会を開催した主な事業

実施時期	事業
平成 5 年 4 月～	資源ごみ（缶・びん）の分別収集
平成 6 年 7 月～	収集回数の変更
平成 10 年 4 月～	ペットボトルの資源ごみとしての分別収集
平成 14 年 2 月～	ごみ袋指定・有料化
平成 15 年 6 月～	プラスチック製容器包装分別収集（本格実施）
平成 16 年 4 月～	プラスチック製容器包装分別収集（全市実施）
平成 21 年 4 月～	資源ごみの品目追加及び合併地区の分別統一
平成 28 年 7 月～	プラスチック製品・革製品・ゴム製品を「燃やせるごみ」に変更

3 本市の主な啓発活動内容

- ア 広報紙「広報ながさき」への啓発記事掲載
 イ 分別チラシ「長崎市のごみの分け方」の作成・配付
 ウ 啓発パンフレット「リサちゃんニュース」の作成・広報誌への折り込み
 エ 「ごみの分別一覧表（50音別）」の作成・配付
 オ 小学校社会科副読本「くらしとリサイクル」の製作・配付（全校）
 カ 啓発DVDの上映・貸出
 「長崎市ごみ減量・リサイクル啓発DVD」
 キ 各種講座（公民館、学校、自治会等）（随時）
 ク 施設見学案内及びパンフレット配付（随時）
 ケ キャッチフレーズ「わけよう、ごみ。いかそう、資源。」の活用
 コ イメージキャラクター「ハローリサちゃん」の活用
 サ 環境イベント「ばってんリサイクル」の開催

第 1 回	平成 4 年 9 月 6 日（日）	第 15 回	平成 18 年 10 月 7 日（土）
第 2 回	平成 5 年 9 月 5 日（日）	第 16 回	平成 19 年 10 月 20 日（土）
第 3 回	平成 6 年 9 月 11 日（日）	第 17 回	平成 20 年 10 月 18 日（土）
第 4 回	平成 7 年 9 月 10 日（日）	第 18 回	平成 21 年 10 月 17 日（土）
第 5 回	平成 8 年 8 月 25 日（日）	第 19 回	平成 22 年 10 月 16 日（土）
第 6 回	平成 9 年 9 月 21 日（日）	第 20 回	平成 23 年 10 月 15 日（土）
第 7 回	平成 10 年 9 月 13 日（日）	第 21 回	平成 24 年 10 月 28 日（日）
第 8 回	平成 11 年 10 月 17 日（日）	第 22 回	平成 25 年 10 月 19 日（土）
第 9 回	平成 12 年 10 月 15 日（日）	第 23 回	平成 26 年 10 月 26 日（日）
第 10 回	平成 13 年 10 月 14 日（日）	第 24 回	平成 27 年 10 月 25 日（日）
第 11 回	平成 14 年 10 月 5 日（土）	第 25 回	平成 28 年 10 月 16 日（日）
第 12 回	平成 15 年 10 月 11 日（土）	第 26 回	平成 30 年 11 月 10 日（土）、11 日（日）
第 13 回	平成 16 年 10 月 16 日（土）	第 27 回	令和元年 11 月 30 日（土）、12 月 1 日（日）
第 14 回	平成 17 年 10 月 15 日（土）	第 28 回	令和 5 年 11 月 25 日（土）、11 月 26 日（日）

※ 第 19・20 回は「ながさきエコライフ・フェスタ」と同時開催、第 21 回からは「ながさきエコライフ・フェスタ」の中で「ばってんリサイクルゾーン」として開催（平成 29 年度は台風の影響、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策で中止）。令和 3 年度、令和 4 年度は「ながさきエコライフ・フェスタ」の開催様式の変更により開催せず。令和 5 年度は「ながさきエコライフ・フェスタ」の中で「ガレージセール」として開催。

シ 環境イベント「6 月環境月間街頭キャンペーン」の開催

第 1 回	平成 12 年 6 月 3 日（土）	第 10 回	平成 22 年 6 月 12 日（土）
第 2 回	平成 14 年 6 月 8 日（土）	第 11 回	平成 23 年 6 月 4 日（土）
第 3 回	平成 15 年 6 月 21 日（土）	第 12 回	平成 24 年 6 月 9 日（土）
第 4 回	平成 16 年 6 月 26 日（土）	第 13 回	平成 25 年 6 月 8 日（土）

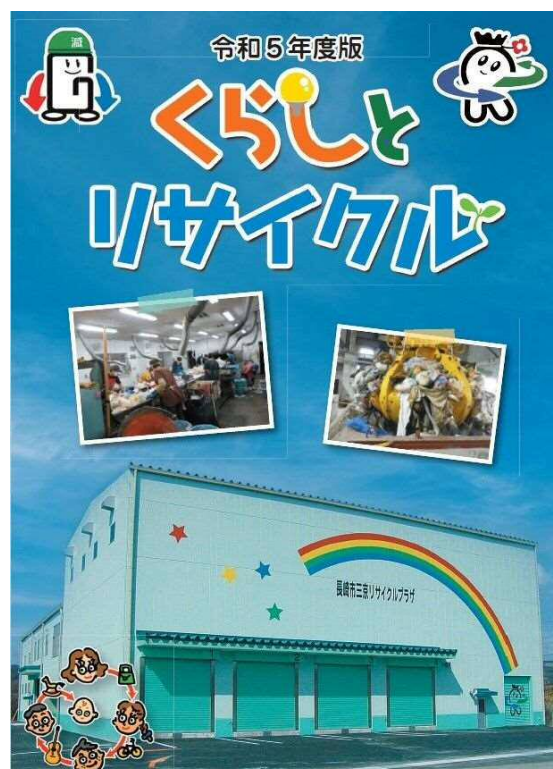
第 5 回	平成 17 年 6 月 18 日 (土)	第 14 回	平成 26 年 6 月 14 日 (土)
第 6 回	平成 18 年 6 月 25 日 (日)	第 15 回	平成 27 年 6 月 13 日 (土)
第 7 回	平成 19 年 6 月 2 日 (土)	第 16 回	平成 28 年 6 月 11 日 (土)
第 8 回	平成 20 年 6 月 1 日 (土)	第 17 回	平成 29 年 6 月 10 日 (土)
第 9 回	平成 21 年 6 月 6 日 (土)	第 18 回	平成 30 年 6 月 9 日 (土)

※平成 30 年度をもって事業終了

ス 「親子で省エネ実験・施設見学会」の実施
 セ 長崎市ごみ減量リサイクル推進功労者表彰式の実施
 ソ 新聞、雑誌への啓発記事掲載、アーケード看板による広告
 タ ごみ処理施設、三京リサイクルプラザ等の見学

リサちゃんニュース

小学校社会科副読本「くらしとリサイクル」



環境イベント「ながさきエコライフ・フェスタ」 (令和5年度の様子)



★朝 8 時まで指定のごみ袋で出しましょう。ごみの減量と正しい分別に努めましょう。

あなたの地区の曜日を書き入れましょう。一度に出せるごみは、一種類につき三袋までです。

古紙：種類ごとにひもでしばってください ビニールなどは取りはずしてください

新聞・折込チラシ	本・雑誌・紙パック・紙箱（紙筒・紙巻・包装紙など）	段ボール
2	3	4

● 靴がみ（紙箱・紙袋・包装紙など）は、本・雑誌の間に挟むか、紙袋に入れてひもでしばるか、無色透明の袋に入れて出してください。

● 写真、カルポ板・レートなどは「① 焼くや② 燃やすこみ」へ

● 靴がみは開いて中を洗って乾かしてください

⑦ 資源ごみ

空きびん・空き缶

●飲料・食品用 ●油・調味料 ●薬類
●化粧品 ●飲み薬 ●びん・缶のふた(金属) など

金属製の鍋・釜・やかん・フライパン

ペットボトル

- 水・茶・ジュース
- しょうゆ・酒・調味料 など

資源物

PET
calPET

ふたとラベルははしてプラスチック製容器包装へ

【注意】

- 中をすく
- プラスチック製のふたは
⑥プラスチック製容器包装へ
- 金属製のふたは本体からはずして
の資源ごみへ
- びんの口のプラスチックがとれない場合は、
無理にこらなくてもそのまま出してください。
●汚れが落ちないもの、切ななどの加工した
もの、塗料や薬品が付いたものは資源ごみ
では出せません。びん・缶はなるべく
きれいに、ペットボトルは⑥燃やせるごみへ。

資源物等拠点回収 (家庭で使用したものに限りです)

リユースやリサイクルのため、市役所や地域センターなどの回収ボックスや窓口で拠点回収しています。

●小型家電

※家庭用ボックスの投入口(25cm×10cm)に入るものが対象です。
 ※家電情報必ず消去してください。
 ※充電式は回収できませんので、できるだけ取り外してごください。
 ※変圧したものは、回収できません。
 ※モバイルバッテリーなど単体のバッテリーや充電式電池は回収できません。

●古歯 歯肉への侵入を防ぐ、義下、スティング、下着、じょうたんなどは回収できません。

→ ①煙やせごこへ

●水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計
 長崎市役所、地域センターで回収を行っています。(無料)

●スプレー缶・カセットボンベ・ライター
 使いきれずに身割が残っているもの、1〜数本の少量を捨てたい場合は、
 地域センターや市役所、環境センターで無料で回収します。

市では収集しないごみ

小型家電、古歯
 回収拠点QRコード

- **処理困難物**
 - ⇒ 専門の処理業者に依頼してください。
 - 火機・銃、爆発性化学物質類(爆発物など)、毒や腐食性、放射性物質、有害な農薬・日用品、パソコン、タイプライター(自動車、バイク用)など、第一種特定廃棄物の記載がある廃棄物
- **多量のごみ**
 - ⇒ 購入したとき、又は、専門の処理業者に依頼してください。
 - 引越ごみや引越し後など、近頃間に自己搬入するが専門の業者に依頼してください。
 - ⇒ 自己搬入する場合は、市役所、燃費センターで搬入者の届出を要してください。
- **家電4品目**
 - 冷蔵庫・洗濯機、エアコン(家庭用)、エアコン(業務用)、エアコン(業務用)など、燃費センターで搬入者の届出を要してください。
 - ⇒ 購入したお店やメーカーなどにご相談ください。

第9章 環境美化対策

1 概 略

私達が住む長崎は、豊かな自然環境のもとに日本屈指の景観を誇る観光都市としての形態を保持してきたのであるが、近年の地球環境の悪化は、私達が誇るこの美しい街にも影を落としており、緑地の減少、廃棄物の増加など、深刻な問題を抱えている。

そこで、官民一体となり、この豊かな環境を大切に保護し、人間性の回復になくてはならない快適な環境の維持に努めることが必要と考えられる。

本市では昭和48年8月1日に、長崎市「街を美しくする運動」実施要綱を定めるなど、行政、市民、事業所等の参加による官民一体のもとに、緑と花があふれる美しい郷土長崎のまちづくりに取り組んでいる。

2 空き缶等散乱防止対策

空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等が道路、空き地、公園などに投げ捨てられ、環境の美化を阻害する大きな要因として、全国的に社会問題となっている。

そのような中、平成21年4月1日からごみのポイ捨てと屋外の公共の場所での喫煙を禁止することで、環境美化を進めるとともに、快適な生活環境づくりを目指して「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例（ポイ捨て・喫煙禁止条例）」を施行している。

また、本市では空き缶等の散乱防止対策として次のような対策を講じている。

(1) 年間対策

- ア 地域での空き缶等の散乱防止清掃活動に対し、ボランティア清掃用ごみ袋の配布やごみ収集車を配車
- イ アダプトプログラム※を活用した市民協働環境美化推進事業を実施
(令和6年3月31日現在里親登録数204団体)
- ウ ポイ捨て・喫煙禁止地区として14地区を指定し、職員によるパトロールを実施
- エ 廃棄物指導班によるその他幹線道路の不法投棄ごみの監視、指導、回収

(2) 月間対策（環境月間）

- ア 空き缶等の散乱防止活動に対する清掃用具、ごみ袋の提供
- イ 毎年8月第1日曜日に市内全域で散乱ごみの一斉清掃を自治会中心に実施（市民大清掃）

※アダプトプログラム

一定区間の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、市が清掃用具の支給やごみの回収などの支援を行う取組み。

3 環境美化に関わる広報・啓発

(1) 年間活動

ア 広報ながさき、テレビ、ホームページによる啓発

(2) 月間活動（環境月間）

ア 各種メディアによる広報、啓発

イ 市役所庁舎の透過ディスプレイへの掲出による啓発

ウ ごみの不法投棄の調査

4 不法投棄対策

近年、増加傾向にある山林、道路敷き等への不法投棄に対応するため、平成7年度から専任の監視指導員を1名配置し、不法投棄箇所の監視パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び未然防止に努めており、平成13年度からはこの監視指導員に警察OBを配置して警察との連携を図っている。

また、平成9年4月から不法投棄等の監視パトロール及びごみの散乱防止を目的として、環境整備士3名による環境美化パトロール班を設置し、平成13年10月からは指導員5名を加え8名体制、平成17年4月からは指導員2名を加え10名体制とし、監視パトロールの強化を図ってきた。さらに、平成21年4月から組織名称を廃棄物指導班に変更し、環境整備士3名を指導員3名に変更し、清掃指導員10名体制としている。

なお、平成17年4月から令和5年3月まで現職警察官の派遣を受けており、特に悪質な不法投棄事案及び放置自動車対策に取り組むとともに、警察との連携強化に努めた。

加えて、平成17年4月から不法投棄の情報を広域的かつ積極的に収集し、不法投棄の状況をより迅速かつ細かく把握するとともに、適切な対応を行い、不法投棄防止の推進を図るため、専用のフリーダイヤル回線及び市のホームページで不法投棄の情報を受け付ける「不法投棄110番」を設置している。

また、郵便局、九州電力及びタクシー協会と不法投棄発見時の通報協定を締結し、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っている。

5 空地対策

管理が不十分な空地に雑草が繁茂し、廃棄物の絶好の捨て場や、カ・ハエなどの発生源となり、生活環境を悪化させている例が多い。

そこで、健康で快適な環境づくりの一環として、昭和49年10月に施行した「長崎市環境保全条例」に基づき、空地の所有者や管理者に対し、生活環境を阻害しないよう適正に管理しなければならないことを規定し、不良な空地については指導を行っている。

なお、令和5年度は、450件の相談が寄せられ、空地の所有者あるいは管理者に文書及び口頭で適正管理を指導した。

6 長崎市「街を美しくする運動」推進協議会

(1) 概要等

都市の発展及び消費生活の多様化に伴うごみの増加、緑地の減少などにより自然環境が悪化するにつれて、快適な生活環境を求める声が高まり、昭和48年8月に市、関係公共機関、運動に賛同する団体等で、長崎市「街を美しくする運動」推進協議会が結成された。

令和6年7月1日現在、49団体が加盟し、市民参加のもとに美しい郷土の街づくりを推進するため、街を緑化し花いっぱいにする、街からごみを追放するなどの運動を展開している。

(2) 緑化花いっぱい運動

ア 緑化花いっぱい園芸講習会の開催

イ 長崎市と共同で実行委員会を組織し、ながさきグリーンキャンペーンを開催

(3) 環境美化運動

ア 市民大清掃の実施（8月の第1日曜日）

イ 「ながさきエコライフ・フェスタ」への参加・後援

長崎市やながさきエコネット等で組織する「ながさきエコライフ実行委員会」主催の「ながさきエコライフ・フェスタ」について後援するとともに、会場において協議会ブースを設置し、パネル展示等により協議会事業等の周知を行うとともに、会場周辺の清掃活動を行う。

ウ 長崎ごみぶくろの活用

小学生による「まちづくり」アイデアコンテストでの提案を受け、平成30年度にそのアイデアを実現させて製作した長崎ごみぶくろ（小型のボランティア清掃用ごみ袋）を活用し、小中学生の児童生徒による学校や地域における環境美化活動などを通じて、こどもたちの環境への意識やボランティア意識の醸成を図る。



長崎ごみぶくろ

エ まちを美しくする標語の活用

小学生による「まちづくり」アイデアコンテストでの提案を基に、令和3年度より新たに実施した事業である「まちを美しくする標語」の小学生への募集を継続し、自治会掲示板等へのポスターの掲示などの活用より、地域環境美化の啓発を行う。



まちを美しくする標語ポスター

(4) 功労者の表彰

美しい長崎の街づくりを目標に、緑化花いっぱい運動、環境美化運動等の活動に功労の顕著な団体及び個人の表彰を行っている。

第 10 章 し尿処理事業

1 し尿の収集、運搬及び処分

(1) 収集、運搬

本市のし尿収集業務は、一般財団法人クリーンながさき及びその他の民間許可業者（7 業者）、民間委託業者（2 業者）により、収集区域を定めて、全市的に計画収集を実施している。

なお、一部周辺地区並びに公衆便所及び公共施設の一部について、平成元年 10 月からは、直営を廃止し、一般財団法人クリーンながさきに委託している。

業者別担当区域及びし尿収集量（浄化槽汚泥を除く）

R6. 4. 1 現在

地区名	区 分	種別	収集区域	年間収集量 (令和 5 年度)	1 日あたり 平均	稼働車
旧長崎市	一般財団法人 クリーンなが さき	委託	・長崎市東部地区 ・小櫛地区 ・北部地区 ・三重地区	8,609 k1	23.6 k1	18 台
		許可	・委託地区及び東長崎、三 川、川平地区を除く旧長 崎市			
	(有)川徳	許可	・東長崎地区 ・三川・川平地区	1,093 k1	3.0 k1	7 台
合併地区	(有)野母崎 清掃社	許可	野母崎地区	343 k1	0.9 k1	3 台
	(有)三和清掃社	許可	三和地区	988 k1	2.7 k1	4 台
	(有)マルモ産業	許可	香焼地区	34 k1	0.1 k1	1 台
	(株)エコシス	許可	外海・本土地区	820 k1	2.2 k1	9 台
	琴海清掃(有)	許可	琴海地区	826 k1	2.3 k1	4 台
	(有)ヤマシタ 清掃	許可	琴海地区	306 k1	0.8 k1	2 台
	(有)福島清掃	委託	・伊王島地区 ・高島地区	43 k1	0.1 k1	2 台
	池島清掃(有)	委託	外海・池島地区	5 k1	0.1 k1	2 台
合計				13,067 k1	35.8 k1	52 台

(2) 手数料徴収

ア 委託地区

くみ取り後、納入通知書及び口座振替によって徴収している。

イ 一般財団法人クリーンながさき及びその他の民間許可業者区域

一般財団法人クリーンながさきでは、口座振替又は銀行振込制度を導入しており、その他の民間許可業者区域については、原則としてくみ取りと同時に徴収し、一部銀行振込制度を導入している。

(令和元年10月改定)

人頭制	一般家庭	世帯員1人につき1月	1,173円
		無臭便槽加算金1基1月につき	838円
従量制	一般家庭以外及び簡易水洗便所	18リットルまでごとに	419円

(3) 処 分

し尿処理は、過去海洋投棄と陸上処理によって行ってきたが、海洋汚染防止の観点から全量陸上処理する方針のもとに昭和62年12月から建設を進めていた長崎市クリーンセンターが平成2年9月末に完成し、全量陸上処理することが可能となった。

令和5年度の総処理量（浄化槽汚泥を含む）は22,825klで、長崎半島クリーンセンター、琴海クリーンセンターで処理した。

2 し尿収集及び処理状況（令和元～令和5年度）

(単位：kl)

区分 年度	総 量				収 集 の 区 分							処 理 状 況	
					一般財団法人クリーンながさき				一般財団法人クリーンながさき以外の民間許可業者			陸 上 処 分	
	くみ取り し尿	し尿 浄化槽 汚泥	計	1日 当たり 平均	くみ取り し尿	し尿 浄化槽 汚泥	計	1日 当たり 平均	くみ取り し尿	し尿 浄化槽 汚泥	1日 当たり 平均	年間 処理量	1日 当たり 平均
元	16,269	10,580	26,849	74	10,760	4,219	14,979	41	5,509	6,361	15	26,849	74
2	15,568	10,456	26,024	71	10,447	4,253	14,700	40	5,121	6,203	14	26,024	71
3	14,467	9,756	24,223	66	9,592	4,001	13,593	37	4,875	5,755	13	24,223	66
4	13,555	9,813	23,368	64	9,072	3,835	12,907	35	4,483	5,978	12	23,368	64
5	13,067	9,758	22,825	63	8,609	3,969	12,578	34	4,458	5,789	12	22,825	63

3 浄化槽の設置状況（令和元～5年度）

（単位：基）

年 度	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
処 理 方 法	増加数	設置数	前年度比	増加数	設置数	前年度比	増加数	設置数	前年度比	増加数	設置数	前年度比	増加数	設置数	前年度比
単 独 処 理	△21	525	% 96.2	△25	500	% 95.2	△13	487	% 97.4	△18	469	% 96.3	△12	457	% 97.4
合 併 処 理	21	2,749	% 100.8	△1	2,748	% 99.9	△5	2,743	% 99.8	12	2,755	% 100.4	8	2,763	% 100.3
計	0	3,274	% 100.0	△26	3,248	% 99.2	△18	3,230	% 99.4	△6	3,224	% 99.8	△4	3,220	% 99.9

4 一般財団法人クリーンながさき

(1) 設 立 経 緯

本市のし尿処理事業は、昭和38年以前は民間25業者による担当地区をそれぞれ受け持つ方法で行われていたが、脆弱な経営基盤の強化と近代化を図り、事業の円滑な運営を確保するため、廃業の6業者を除き19業者をもって1業者に統合し、昭和39年3月、株式会社長崎衛生公社を発足させた。（設立時は3分の1出資、平成22年12月に、長崎市が全株式を取得）

しかしながら、下水道の普及に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化が進み、採算性を確保することができず、営利企業としての存続は困難なことから、平成24年3月末で株式会社を解散し、平成24年4月からは、安定的な経営体制を樹立するため、人員体制や人件費を含む経費の見直しなどの経営安定化策を行ったうえで、長崎市が全額出捐して新たに設立した「一般財団法人クリーンながさき」として事業を開始した。

(2) 概 要（令和6年4月1日現在）

- ア 名 称 一般財団法人 クリーンながさき
- イ 所 在 地 長崎市茂里町2番34号
- ウ 代 表 者 理事長 川崎 昌三
- エ 出 捐 金 3,000,000円
- オ 事 業
- ① 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業
 - ② 産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業
 - ③ 浄化槽の清掃、保守点検、補修及び設計施工に関する事業
 - ④ 管工事に関するすべての事業
 - ⑤ 仮設トイレの賃貸及び販売に関する事業
 - ⑥ 前各号に掲げる事業に附随する各種の機器及び物品の販売に関する事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 勤務時間

① 現業職員（③の職員を除く）

労働時間	休憩時間
午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで

② 事務職員（③の職員を除く）

労働時間	休憩時間
午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで

③ 東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザの職員

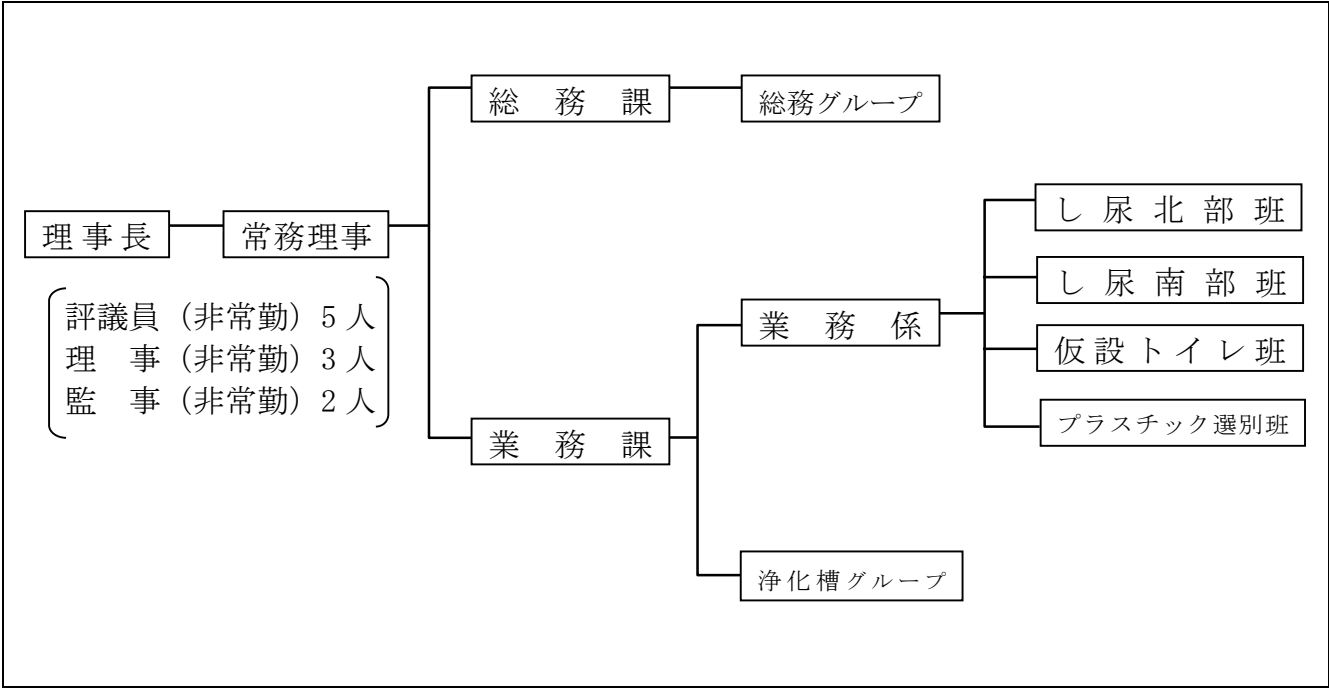
労働時間	休憩時間
午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで

キ 休日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ④ その他理事長が指定する日

(3) 機 構

令和 6 年 4 月 1 日現在



(4) 人員配置状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

課係名等 職種等		管理部門							業務部門			合計				
		理事長	常務理事	正規職員			再雇用職員	臨時職員	正規職員	再雇用職員	臨時職員	理事	正規職員	再雇用職員	臨時職員	計
				課長・主幹 ・専門官	事務員	計										
常 勤 理 事		1	1									2				2
総務課	総 務 グ ル ー プ			1		1	1						1	1		2
業務課	業務係			1	1	1	3		6	3	16		9	3	16	28
	仮 設 ト イ レ 班							1			6				7	7
	プ ラ 選 別 班						1		2	2	29		2	3	29	34
	浄 化 槽 グ ル ー プ							2	1	1	9		1	1	11	13
計		1	1	2	1	1	4	2	9	6	60	2	13	8	63	86

(5) 収集作業

長崎市の地勢は、四方を丘陵に囲まれ平地に乏しく、家屋は傾斜地に沿って建ち並ぶ特異な市街地を形成しており、収集作業は他都市に見られない困難性を有している。

また、公共下水道の普及に伴い、特に困難地区（収集ホースを4本以上使用する場合。主に高台地域。）においては、くみ取り世帯の散在化、交通事情（狭隘な通路、車道網の未整備）等から人員、機材及び時間を要し、非効率となっている。平成28年1月からし尿の搬入先が一部変更され、運搬距離が長くなったことに伴い、変更となる4班について、各々車両1台、職員1名の増加を図った。

作業体制は、通常地区（収集ホースの使用が3本以下の場合。主に低部地域。）、困難地区を混在させながら班を4班で編成し、基本的に1班6名体制で収集を行っている。車両は2T車を各班2台、8T車を周辺地区用として各班1台ずつ配車、さらに運搬距離が長くなった班には2T車を1台ずつ配車し、合計で、2T車12台、8T車4台で業務に当たっている。

(6) 車 両

令和6年4月1日現在

区 分 \ 車 両		バキューム車			そ の 他					合計
		2T	4T	8T	軽4	ダンプ	ユニック	軽トラック	貨物	
収 集 運 搬		12		4						16
浄 化 槽	浄化槽清掃班(含水張用車両)	2	2	1						5
	浄化槽管理班				5		1			6
仮 設 ト イ レ		2						2	2	6
プ ラ 選 別						3				3
予 備 車 等		2	1	1	5					9
合 計		18	3	6	10	3	1	2	2	45

(7) くみ取り原価

し尿のくみ取り量は昭和 57 年度をピークに減少の傾向にあり、下の表は令和元年度の収集部門の諸経費、くみ取り量及び原価を表したものである。この表によると 1 本（18 リットル）当たり、平均原価は 357 円 50 銭となっている。

令和 5 年度原価計算

単位：円

部 門		管 理 部 門	収 集 部 門	付 帯 事 業 門	浄 化 槽 門	合 計
原 価						
人 件 費	人 件 費	28,800,010	100,198,181	148,684,615	34,552,550	312,235,356
	物 件 費	28,867,086	42,739,340	28,043,921	20,874,764	120,525,111
	小 計	57,667,096	142,937,521	176,728,536	55,427,314	432,760,467
営 業 外 費 用	法 人 税 等	39,235,812	129,317	0	234,100	39,599,229
	小 計	39,235,812	129,317	0	234,100	39,599,229
部 門 別 直 接 原 価		96,902,908	143,066,838	176,728,536	55,661,414	472,359,696
配 賦 金			28,751,413	54,308,223	13,843,272	96,902,908
部 門 原 価			171,818,251	231,036,759	69,504,686	472,359,696
処 理 量 （ 本 ）			480,604			
1 本 当 た り 原 価	直 接 原 価		297.68			
	部 門 原 価		357.50			

- 1 収集部門は平成 28 年 10 月より低部地域、困難地域班を廃止し、各班に低部、困難地域を混載し受持ちさせている。
- 2 処理量（本）は、三京、東長崎及び三和における実績処理量で算出した。
- 3 各部門への配賦額は各部門の職員数に基づき按分した。

5 し尿収集業者一覧表

名称	所在地	電話番号
(一財)クリーンながさき	長崎市茂里町	(095) 844-4117
(有)川徳	長崎市田中町	(095) 838-2065
(有)野母崎清掃社	長崎市高浜町	(095) 894-2041
(有)三和清掃社	長崎市為石町	(095) 892-2866
(有)マルモ産業	長崎市深堀町 5 丁目	(095) 871-5395
(有)福島清掃	長崎市小江原 4 丁目	(095) 848-9645
(株)エコシス	佐世保市日野町	(0956) 28-1511 (0959) 22-0398 (西海営業所)
池島清掃(有)	長崎市池島町	(0959) 26-0075
琴海清掃(有)	長崎市長浦町	(095) 885-2504
(有)ヤマシタ清掃	長崎市琴海戸根町	(095) 884-2050

第 11 章 環境汚染防止

1 概 略

本市では、一般廃棄物処理事業に伴い、ごみの焼却施設、ごみの最終処分場（埋立処分場）、最終処分場からの浸出水処理施設及びし尿処理施設を有している。

これらの施設から排出される水質汚濁物質等の環境汚染物質については、公害関係法令及び廃棄物処理関係法令によって排出規制の適用を受けており、また、本市と施設周辺の住民との間で公害防止協定等を締結し、法令よりさらに厳しい基準値を定めている。

本市では、これらの法令等に基づき、定期的に放流水の水質等を測定し、その結果を取りまとめて地元住民へ報告するとともに、施設の維持管理を徹底し、環境汚染の防止に努めている。

2 東工場ごみ焼却施設

(1) 排水

東工場は、水質汚濁防止法に定める特定施設（一般廃棄物焼却炉）に該当し、同法の規制対象である。

当初、排水（プラント系及び生活系）は、工場内の排水処理設備で処理後、プラント系の使用水として再利用し、余剰水については、東工場埋立処分地浸出水処理施設で再処理して公共水域に放流していた。令和元年度からは、水処理工程を工夫することにより、処理水の全量を工場内で再利用しており、余剰水は発生していない。

当該施設については、昭和 58 年 3 月に地元と公害防止協定を締結し、処理水の基準値を定めている。

令和 5 年度の再利用水の水質測定結果を表－1 に示す。

(2) 排ガス

東工場は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当し、同法の規制対象となっている。

また、前述の公害防止協定により、厳しい基準値を定めている。

令和 5 年度の排ガス測定結果を表－2 に示す。

3 東工場埋立処分地浸出水処理施設

(1) 排水

当該埋立処分地は、平成 15 年 5 月まで管理型処分場として東工場からの焼却灰及び破碎した粗大ごみのうちの不燃物を処分しており、平成 26 年 10 月に廃止確認を受けた。

浸出水処理施設では、埋立地からの浸出水を処理し、公共用水域に放流している。この放流水の水質については、公害防止協定により、厳しい基準値を定めている。

令和 5 年度の処理水の水質測定結果を表－3 に示す。

4 西工場ごみ焼却施設

(1) 排水

西工場は、水質汚濁防止法に定める特定施設（一般廃棄物焼却炉）に該当し、同法の規制対象である。

西工場の排水（プラント系及び生活系）は工場内の排水処理施設で処理したのち循環再利用し、施設停止等により循環再利用できなくなったプラント系排水は下水道へ放流するため当該地での排出はない。

令和 5 年度の再利用水の水質測定結果を表－ 4 に示す。

(2) 排ガス

西工場は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当し、同法の規制対象となっている。

令和 5 年度の排ガス測定結果を表－ 5 に示す。

5 三京クリーンランド埋立処分場

(1) 排水

三京クリーンランド埋立処分場では、燃やせないごみと本市内 2 つのごみ焼却工場からの焼却灰を処分しており、当該施設では、埋立地からの浸出水を処理し、公共用水域に放流している。この放流水の水質については、廃棄物処理法の規制対象となっている。

令和 5 年度の処理水の水質測定結果を表－ 6 に示す。

6 琴海クリーンセンター

(1) 排水

琴海クリーンセンターは、茂里町のクリーンセンターが廃止されたことに伴い、平成 27 年度末から再稼働し、長崎市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。当該施設は水質汚濁防止法に定める特定施設（し尿処理施設）に該当し、同法の規制対象となっている。

平成 26 年 3 月に地元と環境保全協定を締結し、法的基準より厳しい基準値が定められ、当該施設の処理水は、大村湾へ放流している。

令和 5 年度の処理水の水質測定結果を表－ 7 に示す。

7 長崎半島クリーンセンター

(1) 排水

長崎半島クリーンセンターは、茂里町のクリーンセンターが廃止されたことに伴い、平成 27 年度末から再稼働し、長崎市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。当該施設は水質汚濁防止法に定める特定施設（し尿処理施設）に該当し、同法の規制対象となっている。

平成 27 年 3 月及び 4 月に地元と環境保全協定を締結し、法的基準より厳しい基準値が定められ、当該施設の処理水は、橘湾へ放流している。

令和 5 年度の処理水の水質測定結果を表－ 8 に示す。

8 ダイオキシン類の測定

大気汚染防止法施行令の一部改正（平成 9 年 12 月 1 日施行）によって、ダイオキシン類は指定物質となり、その排出基準が定められるとともに、廃棄物処理法に基づく施行令及び施行規則が改正（平成 9 年 12 月 1 日施行）され、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、施設の構造基準及び維持管理基準が強化された。

また、平成 12 年 1 月 15 日に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、併せて廃棄物処理法等も改正され、ばいじん等に含まれるダイオキシン類 濃度基準や埋立処分場周縁地下水のダイオキシン類測定の義務が課せられたことなどにより、平成 12 年度から、これらの新しい規制に対応したダイオキシン類の測定を実施している。

令和 5 年度のダイオキシン類の測定結果を表－9 に示す。

表— 1 東工場再利用水測定結果

項 目		基準値	令和 5 4/26	5/9	6/7	7/18	8/4	9/21
生活 環境 項目	水素イオン濃度	5.8～8.6 (協) 5.8～8.6	6.7	6.6	6.7	7.2	7.5	7.4
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	160 平均 120 (協) 最大 15 平均 10	<0.5	<0.5	1.2	<0.5	1.3	1.8
	浮遊物質量 (mg/l)	200 平均 150 (協) 最大 30 平均 20	<1	<1	<1	<1	<1	<1
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03 (協) 0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	シアン化合物 (mg/l)	1 (協) 0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	有機燐化合物 (mg/l)	1 (協) 0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協) 0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム化合物 (mg/l)	0.5 (協) 0.25	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協) 0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	水銀及び7μℓ水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005 (協) 0.0025	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003 (協) 0.0015	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

項 目		基準値	令和 5 10/25	11/8	12/5	令和 6 1/11	2/15	3/8
生活 環境 項目	水素イオン濃度	5.8～8.6 (協) 5.8～8.6	7.3	7.2	7.5	7.1	6.9	7.1
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	160 平均 120 (協) 最大 15 平均 10	1.2	1.2	1.8	1.0	1.1	0.6
	浮遊物質量 (mg/l)	200 平均 150 (協) 最大 30 平均 20	<1	<1	<1	<1	<1	<1
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03 (協) 0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	シアン化合物 (mg/l)	1 (協) 0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	有機燐化合物 (mg/l)	1 (協) 0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協) 0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム化合物 (mg/l)	0.5 (協) 0.25	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協) 0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	水銀及び7μℓ水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005 (協) 0.0025	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003 (協) 0.0015	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

(注) 基準値は、水質汚濁防止法に基づく法定値である。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表— 2 東工場排ガス測定結果

		1 号炉			2 号炉		
		令和 5 7/5	11/7	令和 6 1/9	令和 5 5/9	9/29	令和 6 3/6
硫黄酸化物 K 値	8.76 (協) 2.34	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ばいじん濃度 (g/m ³ N) 換算値	0.08 (協) 0.03	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.004	0.001
窒素酸化物濃度 (ppm) 換算値	250 (協) 135	79	76	75	72	80	66
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) 換算値	700 (協) 220	0.5	0.8	0.6	1.6	0.5	<0.3
水銀 (ガス状) (μg/m ³ N) 換算値	—	0.35	0.22	0.052	0.22	1.3	1.1
水銀 (粒子状) (μg/m ³ N) 換算値	—	<0.0003	<0.0002	0.0019	<0.0003	<0.0003	0.0012
水銀 (全水銀) (μg/m ³ N) 換算値	50 (協) 50	0.35	0.22	0.054	0.22	1.3	1.1

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表—3 東工場埋立処分地処理水測定結果

項 目	基準値	令和 5 4/26	5/9	6/7	7/18	8/4	9/21
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協)5.8～8.6	7.5	7.3	7.3	7.3	7.5	7.5
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最大 160 平均 120 (協)最大 15 平均 10	1.0	0.7	<0.5	<0.5	1.0	<0.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	最大 160 平均 120	3.3	4.0	3.7	5.0	4.3	3.6
浮遊物質量 (mg/l)	最大 200 平均 150 (協)最大 30 平均 20	<1	<1	<1	<1	<1	<1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03 (協)0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
シアン化合物 (mg/l)	1 (協)0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機磷化合物 (mg/l)	1 (協)0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協)0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5 (協)0.25	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協)0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
水銀及び7種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005 (協)0.0025	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003 (協)0.0015	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	検出せず	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	<0.03	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	<0.01	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	<0.02	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	<0.002	—	—	—
一・二—ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	<0.004	—	—	—
一・一—ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	<0.02	—	—	—
シス—一・二—ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	<0.04	—	—	—
一・一・一—トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	<0.3	—	—	—
一・一・二—トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	<0.006	—	—	—
一・三—ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	<0.002	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	<0.006	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	<0.003	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	<0.02	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	<0.01	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	<0.01	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	<1.0	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	<1.0	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	<0.5	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	<0.1	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	<0.1	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	<0.1	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	0.4	—	—	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	<0.1	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	<1.0	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	<1.0	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	5.4	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000	—	—	0	—	—	—
一・四—ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	<0.005	—	—	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法の法定値を準用。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

項 目	基準値	令和 5 10/25	11/8	12/5	令和 6 1/11	2/15	3/8
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協)5.8～8.6	7.6	7.5	7.6	7.4	7.5	7.4
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最大 160 平均 120 (協)最大 15 平均 10	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	最大 160 平均 120	3.6	3.8	4.2	2.3	3.1	1.4
浮遊物質 (mg/l)	最大 200 平均 150 (協)最大 30 平均 20	2	<1	<1	<1	<1	<1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03 (協)0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
シアン化合物 (mg/l)	1 (協)0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物 (mg/l)	1 (協)0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協)0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5 (協)0.25	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1 (協)0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
水銀及び7種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005 (協)0.0025	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003 (協)0.0015	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
一・二・ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	—	—
一・一・一・ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
シス一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	—	—
一・一・一・トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
一・一・二・トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
一・三・ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000	—	—	—	—	—	—
一・四・ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法の法定値を準用。

(注) (協)に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表—4 西工場再利用水測定結果

項 目	基準値	令和 5 4/4	5/10	6/2	7/7	8/7	9/1	10/3	11/10	12/1	令和 6 1/12	2/9	3/1
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.2	7.4	7.5	7.4	7.4	7.3	7.2	7.4
大腸菌	検出され ないこと	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず	検出 せず
濁 (度)	2 以下	0.2	<0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.8	0.2	0.1	0.5	0.3	0.2
外観	不快でな いこと	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明	無色 透明
色 (度)	—	3	1	3	2	3	2	5	1	2	1	2	1
臭気	不快でな いこと	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし	異常 なし
残 留 塩 素 (mg/l)	(注)	0.1	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	<0.05	0.6	0.4	0.4	0.2	0.4

(注) 基準値は、下水処理水の再利用水質基準等マニュアルに基づく。

(注) 遊離残留塩素 0.1mg/l 又は結合

残留塩素 0.4mg/l 以上

表—5 西工場排ガス測定結果

		1 号炉											
		令和 5 4/4	5/9	休炉中	7/6	8/1	9/4	10/31	11/7	12/4	令和 6 1/15	2/5	3/1
硫黄酸化物 (ppm) 換算値	20 (協)	0.8	<0.4	—	<0.4	<0.4	<0.4	0.8	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
ばいじん濃度 (g/m ³ N) 換算値	0.01 (協)	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
窒素酸化物濃度 (ppm) 換算値	50 (協)	32	34	—	31	29	30	25	24	25	26	30	27
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) 換算値	50 (協)	4.0	2.4	—	2.4	2.2	2.0	9.7	2.0	1.9	0.9	2.5	<0.4
水銀 (ガス状) (μg/m ³ N) 換算値	—	—	0.61	—	—	—	—	—	0.63	—	—	—	—
水銀 (粒子状) (μg/m ³ N) 換算値	—	—	0.0005	—	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	—
水銀 (全水銀) (μg/m ³ N) 換算値	50 (協)	—	0.61	—	—	—	—	—	0.63	—	—	—	—
		2 号炉											
		休炉中	令和 5 5/10	6/1	7/7	8/2	9/5	10/2	11/8	12/5	令和 6 1/16	2/6	3/27
硫黄酸化物 (ppm) 換算値	20 (協)	—	1.1	0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
ばいじん濃度 (g/m ³ N) 換算値	0.01 (協)	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
窒素酸化物濃度 (ppm) 換算値	50 (協)	—	32	31	30	22	32	24	30	30	33	33	35
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) 換算値	50 (協)	—	6.0	4.0	1.7	1.8	1.7	2.5	2.3	1.1	1.2	2.2	1.4
水銀 (ガス状) (μg/m ³ N) 換算値	—	—	0.84	—	—	—	—	—	0.64	—	—	—	—
水銀 (粒子状) (μg/m ³ N) 換算値	—	—	0.0003	—	—	—	—	—	0.0001	—	—	—	—
水銀 (全水銀) (μg/m ³ N) 換算値	50 (協)	—	0.84	—	—	—	—	—	0.64	—	—	—	—

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表—6 三京クリーンランド埋立処分場処理水測定結果

項 目	基準値	令和 5 4/18	5/11	6/14	7/21	8/3	9/7
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.3	7.1	7.1	6.8	7.1	7.3
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	60	<1	<1	<1	<1	<1	<1
化学的酸素要求量 (mg/l)	90	4.0	5.2	4.0	4.3	4.0	4.3
浮遊物質 (mg/l)	60	<1	<1	<1	<1	<1	<1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	<0.003	—	—	—	—	—
シアン化合物 (mg/l)	1	<0.1	—	—	—	—	—
有機リン化合物 (mg/l)	1	<0.1	—	—	—	—	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	<0.01	—	—	—	—	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	<0.05	—	—	—	—	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	<0.01	—	—	—	—	—
水銀及び有機水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	<0.0005	—	—	—	—	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	検出せず	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	<0.0005	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.3	<0.01	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	<0.01	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	<0.02	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	<0.002	—	—	—	—	—
一・二・ジクロロエタン (mg/l)	0.04	<0.004	—	—	—	—	—
一・一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	1	<0.02	—	—	—	—	—
シス一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	<0.04	—	—	—	—	—
一・一・一・トリクロロエタン (mg/l)	3	<0.03	—	—	—	—	—
一・一・二・トリクロロエタン (mg/l)	0.06	<0.006	—	—	—	—	—
一・三・ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	<0.002	—	—	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	<0.006	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	<0.003	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	<0.02	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	<0.01	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	<0.01	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	<1	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (mg/l)	30	<1	—	—	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	<0.02	—	—	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	<0.01	—	—	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	<0.01	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	0.03	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	0.04	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08
クロム含有量 (mg/l)	2	<0.05	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	50	0.4	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	15	0.2	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	200	2	—	—	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000	<100	<100	<100	<100	<100	<100
一・四・ジオキサン (mg/l)	0.5	0.008	—	—	—	—	—

(注) 基準値は、廃棄物処理法に基づく法定値である。

項 目	基準値	令和 5 10/5	11/2	12/7	令和 6 1/11	2/26	3/1
水素イオン濃度	5.8～8.6	6.9	6.5	6.9	6.7	6.7	6.7
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	60	<1	<1	<1	3	15	<1
化学的酸素要求量 (mg/l)	90	4.7	4.7	4.1	5.1	13	3
浮遊物質量 (mg/l)	60	<1	<1	<1	<1	<1	<1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
シアン化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
有機磷化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
水銀及び78種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.3	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
一・二—ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	—	—
一・一—ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
シス—一・二—ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	—	—
一・一・一—トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
一・一・二—トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
一・三—ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	0.07	0.07	0.34	1.68	0.47	0.20
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	50	—	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	15	—	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	200	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000	<100	<100	<100	<100	<100	<100
一・四—ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—

(注) 基準値は、廃棄物処理法に基づく法定値である。

表―7 琴海クリーンセンター処理水測定結果

項 目	基準値	令和 5 4/13	5/15	6/6	7/3	8/1	9/5
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協) 5.8～8.6	6.6	6.8	7.1	6.8	8.1	6.7
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	日間平均 20 (協) 20	1.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
浮遊物質 (mg/l)	日間平均 40 (協) 40	<1	2	2	3	4	<1
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)	1.2	2.0	2.5	3.3	2.2	2.7
磷含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)	0.03	0.03	0.04	0.05	0.05	0.05
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	—	—	—	—	<0.003	—
シアン化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
有機磷化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	—	—	—	—	<0.05	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
水銀及び714水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	—	—	—	—	<0.0005	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	—	—	—	—	<0.0005	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	検出せず	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.02	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	<0.02	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	<0.002	—
一・二・ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	<0.004	—
一・一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
シス一・一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	<0.04	—
一・一・一・三・トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	<0.3	—
一・一・一・二・トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	<0.006	—
一・三・ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	<0.002	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	<0.006	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	<0.003	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	<0.02	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	<1.0	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	<1.0	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	<0.05	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	<0.02	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	<0.01	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	<0.03	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	<0.01	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	<0.05	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	—	—	<0.1	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	—	—	<0.2	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	—	—	1.5	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000 (協) 日間平均 3,000	0	0	0	0	0	0
色度 (度)	—	<1	<1	<1	<1	1	<1
一・四・ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	<0.005	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法に基づく法定値である。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

項 目	基準値	令和 5 10/3	11/7	12/5	令和 6 1/12	2/8	3/5
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協) 5.8～8.6	7.0	6.7	7.0	6.5	6.8	6.7
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	日間平均 20 (協) 20	<0.5	<0.5	1.2	<0.5	0.6	<0.5
浮遊物質量 (mg/l)	日間平均 40 (協) 40	<1	<1	<1	<1	<1	<1
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)	2.4	1.9	1.9	2.6	2.1	1.7
リン含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)	0.04	0.05	0.05	0.09	0.05	0.07
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
シアン化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
有機燐化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
水銀及び7種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
一・二・ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	—	—
一・一・ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
シス一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	—	—
一・一・一・トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
一・一・二・トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
一・三・ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000 (協) 日間平均 3,000	0	0	0	0	0	0
色度 (度)	—	<1	<1	<1	<1	1	<1
一・四・ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法に基づく法定値である。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表—8 長崎半島クリーンセンター処理水測定結果

項 目	基準値	令和 5 4/13	5/15	6/6	7/3	8/1	9/5
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協)5.8～8.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.9	6.9
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	日間平均 120 (協) 10	2.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
浮遊物質 (mg/l)	日間平均 150 (協) 10	<1	2	1	10	2	<1
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)	2.3	4.2	2.0	3.7	3.8	5.3
磷含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.01	<0.01
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	—	—	—	—	<0.003	—
シアン化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
有機磷化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	—	—	—	—	<0.05	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
水銀及び71種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	—	—	—	—	<0.0005	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	—	—	—	—	<0.0005	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	検出せず	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	<0.02	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	<0.002	—
一・二・ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	<0.004	—
一・一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	<0.1	—
シス一・一・二・ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	<0.04	—
一・一・一・三・トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	<0.3	—
一・一・一・二・トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	<0.006	—
一・三・ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	<0.002	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	<0.006	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	<0.003	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	<0.02	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	<0.01	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	<1.0	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	<1.0	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	<0.05	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	<0.02	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	<0.01	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	<0.03	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	0.01	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	<0.05	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	—	—	<0.1	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	—	—	<0.2	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	—	—	3.4	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000 (協) 日間平均 1000	0	0	0	0	0	0
色度 (度)	(協) 30	<1	<1	<1	<1	<1	<1
一・四・ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	<0.005	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法に基づく法定値である。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

項 目	基準値	令和 5 10/3	11/7	12/8	令和 6 1/11	2/8	3/5
水素イオン濃度	5.8～8.6 (協)5.8～8.6	7.0	7.0	7.8	7.4	7.3	7.2
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	日間平均 120 (協) 10	1.1	<0.5	1.8	0.8	<0.5	0.7
浮遊物質 (mg/l)	日間平均 150 (協) 10	<1	<1	<1	<1	<1	4
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)	5.8	6.5	7.5	5.2	1.2	2.2
炭含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)	0.01	0.02	0.03	<0.01	<0.01	0.02
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
シアン化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
有機燐化合物 (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
水銀及び7種水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
一・二—ジクロロエタン (mg/l)	0.04	—	—	—	—	—	—
一・一—ジクロロエチレン (mg/l)	1	—	—	—	—	—	—
シス—一・二—ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	—	—	—	—	—	—
一・一・一—トリクロロエタン (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
一・一・二—トリクロロエタン (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
一・三—ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	—	—	—	—	—	—
チウラム (mg/l)	0.06	—	—	—	—	—	—
シマジン (mg/l)	0.03	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	—	—	—	—	—	—
ベンゼン (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30	—	—	—	—	—	—
フェノール類含有量 (mg/l)	5	—	—	—	—	—	—
銅含有量 (mg/l)	3	—	—	—	—	—	—
亜鉛含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
クロム含有量 (mg/l)	2	—	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	—	—	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	—	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000 (協) 日間平均 1000	0	0	0	0	0	0
色度 (度)	(協) 30	<1	<1	2	<1	<1	<1
一・四—ジオキサン (mg/l)	0.5	—	—	—	—	—	—

(注) 基準値は、水質汚濁防止法に基づく法定値である。

(注) (協) に示す数字は、地元との協定による排出基準値である。

表―9 ダイオキシン類測定結果

排ガス中ダイオキシン類濃度測定結果

施設名	基準値	東工場			
項 目		1 号炉		2 号炉	
		令和 5 6/9	11/17	令和 5 5/12	10/3
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	1	0.0035	0.00000023	0.0	0.0021

施設名	基準値	西工場								
項 目		1 号炉					2 号炉			
		令和 5 8/1	9/4	12/4	※令和 6 2/5	※ 3/26	令和 5 8/2	9/5	12/5	令和 6 2/6
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	0. 1	0. 00020	0. 00035	0. 0018	0. 12	0. 0072	0. 000040	0. 000044	0. 00058	0. 00032

測定結果：WHO-TEF（2006）による

※令和 6 年 2 月 5 日の西工場 1 号炉定期測定結果において、ろ過式集じん器のろ布の不具合が原因で基準値を超過したため、全てのろ布を交換し、令和 6 年 3 月 26 日の再測定の結果、基準値内であることを確認した。

焼却灰中ダイオキシン類濃度測定結果

施設名	基準値	東工場		西工場	
項 目		1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉
		令和 5 6/9	令和 5 5/12	令和 5 8/1	令和 5 8/1
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)	3	0.0014	0.011	0.00043	0.0096

測定結果：WHO-TEF（2006）による

飛灰中ダイオキシン類濃度測定結果

施設名	基準値	東工場			
項 目		1 号炉		2 号炉	
		令和 5 6/9	11/17	令和 5 5/12	10/3
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)	—	0.38	1.7	0.82	0.93

施設名	基準値	西工場	
項 目		令和 5 5/10	11/7
		0.88	0.89
ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)	3	0.88	0.89

測定結果：WHO-TEF（2006）による

埋立処分場排水処理施設放流水中ダイオキシン類濃度測定結果

施設名	基準値	東工場埋立処分地	施設名	基準値	三京クリーンランド 埋立処分場
項 目		令和 5 5/12	項 目		令和 5 11/10
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	10 (協)10	0.087	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	10	0.0062

測定結果：WHO-TEF（2006）による

算出方法：毒性当量の算出については、定量下限以上の値はそのまま用い、定量下限未満の値は 0（ゼロ）として算出した。

（注） 基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法又は廃棄物処理法維持管理基準に基づく。

【 参考 】

ダイオキシン類対策特別措置法又は廃棄物処理法維持管理基準に基づく排ガス中のダイオキシン類濃度基準

燃焼室の 処理能力	新設の基準	該当施設	燃焼室の 処理能力	既設の基準		該当施設
				平成 14 年 11 月 30 日まで	平成 14 年 12 月 1 日から	
4t/h 以上	0.1 ng-TEQ/m³N	西工場	4t/h 以上	80 ng-TEQ/m³N	1 ng-TEQ/m³N	東工場
2t/h～4t/h	1 ng-TEQ/m³N		2t/h～4t/h		5 ng-TEQ/m³N	

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類濃度基準

1 廃棄物焼却炉における焼却灰の処理基準

新設の基準	該当施設	既設の基準		該当施設
		平成 14 年 11 月 30 日まで	平成 14 年 12 月 1 日から	
平成 12 年 1 月 15 日から				
3ng-TEQ/g	西工場	基準の適用を猶予	3ng-TEQ/g	東工場

2 廃棄物焼却炉における飛灰の処理基準

新設の基準	該当施設	既設の基準		該当施設
		平成 14 年 11 月 30 日まで	平成 14 年 12 月 1 日から	
平成 12 年 1 月 15 日から				
3ng-TEQ/g	西工場	基準の適用を猶予	3ng-TEQ/g	東工場は、基準を適用されない

(注) 既設の基準に該当する施設で、対象物となるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をセメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準を適用しない。

東工場では、ばいじん（飛灰）を薬剤処理しているため基準は適用されない。

3 廃棄物最終処分場における放流水の基準

新設の基準	既設の基準		該当施設
	平成 13 年 1 月 14 日まで	平成 13 年 1 月 15 日から	
平成 12 年 1 月 15 日から			
10pg-TEQ/l	基準の適用を猶予	10pg-TEQ/l	東工場埋立処分地 三京グリーンランド埋立処分場

第12章 産業廃棄物

1 概 略

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」で定められた20種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、その処理責任は排出する事業者にある。

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、大量の産業廃棄物が排出され、環境省の調査によると、ここ数年の全国の産業廃棄物の総排出量は年間約3億8,600万トンとなっている。

一方、これらの産業廃棄物を適正に処理するために必要不可欠な最終処分場の残余容量は逼迫しており、廃棄物の処理を行う新たな施設が求められているが、廃棄物処理問題に対する住民の不安や不信感から設置を反対するケースも多く見受けられ、設置許可に対する規制も強化されていることから、新たな施設の確保が非常に困難となっている。

また、産業廃棄物の不法投棄やそれらによる環境汚染の危惧、景観に対する住民意識の高まり等、廃棄物を巡る問題は多様化、複雑化してきており、行政として様々な観点からの対応を望まれている状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成23年度には廃棄物の減量化・再生利用を推進するとともに、廃棄物処理施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の改正が行われている。

また、国は、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの制定や、広域的なリサイクル等促進のための環境大臣の認定による特例を設けるなど廃棄物の種類に応じた新しい観点からの法律の制定等を次々に行っており、廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境はますます変化している。

従来の「埋め立て」・「焼却」といった処理方法から資源化して再利用することを義務付ける「リサイクル処理」へ確実に移行している。

本市においても、廃棄物・リサイクル問題は社会的な関心が非常に高く、行政の監視体制の強化や指導の徹底等が求められている。

本市は、廃棄物処理法施行以来、保健所設置政令市として産業廃棄物の適正処理を推進すべく廃棄物処理業者に対する指導・監督、排出事業者に対する啓発等を行っているが、これら法の趣旨を遵守しながら、住民生活環境の保全を図り、循環型社会形成を実現するため、今後も積極的な廃棄物行政を推進していくこととする。

廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理業者はもとより、排出事業者が果たすべき役割は極めて重大であり、平成20年4月から新たに産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務化が排出事業者に課せられていることから、今後も行政と排出事業者がいかに連携を取り合い、生活環境や経済活動に支障をきたさないよう適正処理を推進していくことが大きな課題となっている。廃棄物に係わる私たち一人ひとりが、それぞれの立場で廃棄物のあり方を考え、各々の役割を果たしていくことが最も大切である。

2 産業廃棄物処理業者の処理状況（令和5年度）

品 目	処分
	処分量(t)
1 燃え殻	0
2 汚泥	22,336
3 廃油	1,979
4 廃酸	159
5 廃アルカリ	274
6 廃プラスチック類	51,564
7 紙くず	4,894
8 木くず	64,695
9 繊維くず	702
10 動植物性残さ	320
11 動物系固形不要物	0
12 ゴムくず	0
13 金属くず	17,203
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	25,509
15 鉱さい	0
16 がれき類	288,906
17 動物のふん尿	0
18 動物の死体	0
19 ばいじん	0
20 その他	2,934
特別管理産業廃棄物(感染性)	11
特別管理産業廃棄物(その他)	14
計	481,500

令和5年度の処理状況については、産業廃棄物処理業者からの実績報告によると、市内処分業者によって処分された量は481,500トンであり、前年比約9.1%増となっている。

廃棄物の処理については、排出事業者の意識も高まっているが、今後とも長崎県、佐世保市と連携を図りながら、産業廃棄物の適正処理について指導・啓発を行うとともに、産業廃棄物処理施設の整備に向けて努力する必要がある。

なお、廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）により、本市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者の許可事務の多くが長崎県に合理化されたため、市内処分業者によって処分された量のみの報告となった。

3 産業廃棄物処理業者許可状況

(1) 本市における産業廃棄物処理業者許可状況

(令和6年 3月31日現在)

事業所所在地 業 種	市内	市外	合計
収集運搬	50(6)	13(4)	63(10)
中間処理	37(2)	19(1)	56(3)
最終処分	1(0)	0(0)	1(0)
中間処理・最終処分	2(0)	1(0)	3(0)
計	90(8)	33(6)	123(13)

* () は内書きで、特別管理産業廃棄物処理業者数である。

(2) 本市における産業廃棄物処理施設設置状況

(令和6年 3月31日現在)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
汚泥の脱水施設	7	汚泥のコンクリート固化施設	0
汚泥の乾燥施設	2	汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設	0
汚泥の焼却施設	1	廃PCB等の焼却施設	0
廃油の油水分離施設	0	廃PCB等の分解施設	0
廃油の焼却施設	1	PCB汚染物等の洗浄又は分離施設	0
廃酸・廃アルカリ中和施設	1	その他の焼却施設	1
廃プラスチック類破碎施設	17	最終処分場(安定型)	6
廃プラスチック類焼却施設	2	最終処分場(管理型)	2
木くず又はがれき類の破碎施設	62	最終処分場(遮断型)	0
合 計			102

* 施設数は法施行令第7条該当施設の数（移動式を含む）を記載。

1 長崎市一般廃棄物処理実施計画（令和 6 年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 本市が処理する一般廃棄物の種類

(1) 家庭系廃棄物

- (2) 本市の区域内の事業所から排出される事業系一般廃棄物（本市の処理施設で処理できるもので長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成 6 年長崎市規則第 42 号）第 7 条第 3 項各号に規定する基準によるもの。）

ただし、上記(1)及び(2)の廃棄物中、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 12 項に規定する指定再資源化製品（パソコンを除く。以下「指定再資源化製品」という。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 3 号）第 19 条第 1 項各号に規定する排出禁止物を除く。（※ 品目の例示は、後述の 3-(4)-エー(イ)「本市では収集しないごみ」を参照。）

(3) 災害廃棄物

大規模な災害に伴い発生する廃棄物については、長崎市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行うものとする。

2 一般廃棄物の種類、搬入区分、処理区分、処理主体

一般廃棄物の種類	搬入区分	処理区分	処理主体
燃やせるごみ	直営	焼却処理	長崎市
	委託		
	許可・一般		
燃やせないごみ	直営	埋立処理 再資源化	
	委託		
	許可・一般		
資源ごみ	直営	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	委託		
	許可・一般		
有害ごみ	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
粗大ごみ (可燃・不燃)	委託	焼却・埋立処理 再資源化	長崎市
	許可・一般		
古紙	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
プラスチック製容器包装	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)

3 ごみ処理実施計画

(1) 長崎市分別収集計画

ごみの排出抑制及び再資源化を促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関して、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする本市の計画を定めている。なお、今回は、令和 4 年 6 月に策定した。

ア 分別収集計画に定める事項

- (ア) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- (イ) 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
- (ウ) 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- (エ) 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- (オ) 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- (カ) 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- (キ) その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(2) 減量及びリサイクルのための方策

ア ごみ袋の指定・有料化、ごみ分別の変更

ごみの減量、分別の徹底及び資源化の推進のため、平成 14 年 2 月からごみ袋を指定・有料化した。平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50% の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更した。

今後とも、市民や事業者がごみの減量やリサイクルに取り組むための支援、分別指導を行う。

イ 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会での啓発を目的として、説明会、学習会に積極的に出向くとともに、副読本（小学 3、4 年生対象「くらしとリサイクル」）の配布や DVD の貸出など、あらゆる機会を活用し、市民及び事業者に対して、ごみ排出量の実態、最終処分場の状況、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

ウ リサイクル推進員を中心とした地域での活動推進

地域のごみ減量・資源化活動のリーダーとしてリサイクル推進員（廃棄物減量等推進員）を委嘱しており、分別の周知・徹底を図る。

なお、推進員を置く自治会については、活動支援として謝礼金を交付している。今後も推進員を置く自治会の拡大を進めるとともに、研修や施策連携の強化により、リサイクル活動の振興を図る。（令和 5 年 3 月末現在、全 967 自治会中 730 自治会に推進員 2,557 名）

エ 廃棄物減量化推進店舗等による減量の取り組み

生活の中でのごみ排出抑制を図るため、簡易包装、買い物袋持参を奨励するマイバッグ運動、トレイ等の店頭回収、再生品の販売等を行う小売店舗を廃棄物減量化推進店舗に指定し、指定店舗については店舗の紹介を行うほか市民へ協力を呼びかけている。（令和 5 年 3 月末現在、指定店 61 店舗）

オ 地域コミュニティの創造とリサイクルの推進

自治会や子供会等の地域団体によって行われる古紙（新聞・雑誌・段ボール）及び古布の集団回収に

対する補助、資源物回収用具及び保管庫の譲与を行うことにより、古紙等資源物のリサイクルを図るとともに、リサイクル活動を通じた住民相互のコミュニティづくりに寄与し、もってリサイクルや環境保全に対する住民意識を醸成する。（令和５年３月末現在、集団回収届出団体数５８６団体）

（ア） 補助金の交付

ａ 資源物回収活動奨励補助金制度

集団回収団体に対し、昭和６１年度から古紙を対象として補助を開始し、現在、１ｋｇ当たり５円を上限に補助している。また、平成１３年度から古布を対象として１ｋｇ当たり一律３円を補助している。

ｂ 資源物回収事業奨励補助金制度

古紙市況の低迷による集団回収活動の衰退に歯止めをかけるため、平成５年度から、集団回収団体から資源物を回収する業者に対する補助を開始し、平成２０年度から、古紙１ｋｇ当たり１円を補助している。また、古布についても、１ｋｇ当たり１円を補助している。

（イ） 資源物回収用具及び保管庫の譲与

集団回収を積極的に支援するため、平成３年度からリヤカー、一輪車等を、平成７年度から保管庫を貸出し及び譲与していたが、平成２０年度から貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。また、平成２０年度から空き缶用回収ボックスを品目に追加した。

カ 食品ロスの削減

まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品を、学校、地域、職場などで回収し、フードバンク団体に提供するフードドライブ活動や、食べ切り、使い切りを進める等、食品ロス削減に取り組む。

キ 事業系廃棄物の適正処理の推進

事業系廃棄物については、産業廃棄物をはじめとする廃棄物の適正処理を推進するため、従来からの中間処理施設や最終処分場での持ち込みごみの指導・監視を継続するとともに、事業所用指定袋での排出や分別排出をさらに徹底させるための指導・周知を強化する。

また、ごみ減量を促進するため、現在特定事業用建築物に義務づけている一般廃棄物管理責任者の選任と廃棄物減量計画書の未提出事業者への督促や勧告を行うとともに、これらに基づく指導、啓発活動を強化する。

ク 資源物拠点回収及びピックアップ回収

小型家電については平成２５年７月から、古布（古着）については平成２６年８月から、モデル事業として市内公共施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を開始し、一定量の回収を見込めたことから、小型家電は平成２９年２月から、古布（古着）は平成２９年４月から本格実施に移行している。新型コロナウイルス流行の影響により、令和２年５月から古布（古着）の回収は休止していたが、令和６年４月から再開している。令和５年３月末現在、小型家電は２９箇所において拠点回収を実施している。

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電は、これまで埋立処分を行っていたが、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成２９年２月からリサイクルを開始している。

ケ リユース事業の拡大

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、リユース品として希望する市民に引き渡すリユース事業について、令和６年６月から、新たに整備した旧西工場ストックヤードを活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、現行の自転車のみからリユースする品数を拡大する。

(3) リサイクルの推進と分別収集

リサイクルを推進するための収集ルート、収集品目は、容器包装リサイクル法に基づくもののほか、次のとおりである。

ア 分別収集

(ア) 容器包装

種 類	分別収集等の方法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として ガラス製の容器（びん）	
無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他のガラス製容器包装	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （紙パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	週 1 回・古紙混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として段ボール製の容器包装 （再商品化義務対象外）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものの以外のも	週 1 回・プラスチック製容器包装

(イ) 容器包装以外のもの

種 類	分別収集等の方法
古紙（新聞、雑誌等）（雑がみを除く）	週 1 回・古紙混合収集
古紙（雑がみ）	
金属（鍋、釜、やかん、フライパン）	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
スプレー缶・カセットボンベ	週 1 回・「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみとは分けて収集
古布（古着）	拠点回収

種 類	分別収集等の方法
小型家電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）
粗大ごみ	戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
有害ごみ	週 1 回（廃蛍光管、筒形乾電池、ボタン電池）

イ 分別収集直営、委託以外の方法によるもの

(ア) 容器包装

種	類	収 集 方 法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	}	缶 集団回収、店頭回収
主として ガラス製の 容器（びん）		
	無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他のガラス製容器包装	集団回収（リターナブルびんの み）、店頭回収
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（紙 パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		集団回収、店頭回収等
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって 飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするための もの（ペットボトル）		
主として段ボール製の容器包装		集団回収
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又は しょうゆを充てんするためのもの以外のもののうち白色トレイ		店頭回収

(イ) 容器包装以外のもの

種 類	収 集 方 法
古紙（新聞、雑誌、雑がみ等）	集団回収
古布（古着）	
小型家電	宅配事業者による回収

ウ 分別収集の経過

開 始 年 度	内 容
平成 5 年 度	燃やせないごみの中から空きかん・空きびんを「資源ごみ」として分別収集
平成 9 年 度	段ボール等古紙の多量排出地区での収集、持ち込み古紙の資源化
平成 1 0 年 度	ペットボトルを「資源ごみ」に加え分別収集
平成 1 3 年 度	モデル地区でプラスチック製容器包装（ペットボトル以外）の分別収集 古紙（新聞、雑誌、段ボール）の分別収集
平成 1 4 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集のモデル地区の拡大

開 始 年 度	内 容
平 成 1 5 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を本格実施（全市の50%以上）
平 成 1 6 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施
平 成 2 1 年 度	金属類のうち鍋、釜、やかん、フライパンを「資源ごみ」に加え分別収集
平 成 2 8 年 度	燃やせないごみのうち、プラスチック製品、ゴム製品、革製品を「燃やせるごみ」へ分別変更、小型家電の拠点回収及び三京でのピックアップ回収の実施
平 成 2 9 年 度	古布（古着）、水銀使用廃製品の拠点回収を実施
平 成 3 0 年 度	スプレー缶・カセットボンベを「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみと分けて収集

エ 令和4年度のリサイクル関連収集量

区 分	回 収 量
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	4, 544 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙	3, 628 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）	6, 677 t
プラスチック製容器包装	4, 823 t

オ 再資源化（再商品化）の方法

資 源 物 の 収 集 方 法 等	再 資 源 化 の 等
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	資源物回収業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙の収集、保管、引渡し	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）の収集、保管、引渡し	
プラスチック製容器包装の収集、保管、引渡し	
拠点回収による古布(古着)の収集、保管、引渡し	資源物回収業者
拠点回収及びピックアップ回収による小型家電の収集、保管、引渡し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者（認定事業者）

カ 関連施設の概要

（ア）資源ごみ一時保管（中継）施設

収集した資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）及び古紙を委託業者等へ引き渡すまでの一時保管（中継）施設は、次のとおりである。

種 別	施 設 名
資 源 ご み	東工場資源ごみ一時保管施設 三京クリーンランド資源ごみ一時保管施設
古 紙	高島一般廃棄物一時保管施設

(イ) 選別等処理及び保管施設

容器包装リサイクル法に基づき選別等の処理をした後、分別基準適合物を保管する施設及び品目は、次のとおりである。

処 理 及 び 保 管 施 設 の 名 称	品 目
協業組合長崎環境再生促進センター (※1)	無色のガラス製容器包装、茶色のガラス製容器包装、その他の色のガラス製容器包装、ペットボトル、スチール製容器包装、アルミ製容器包装
株式会社滝口商店 (※2)	
東工場プラスチック製容器包装選別施設	プラスチック製容器包装
三京リサイクルプラザ	
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構小江工場(※3)	紙製容器包装

(※1) ～ (※3)は、令和6年2月末現在。

(4) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬される廃棄物の量

本市で収集・運搬される廃棄物の令和6年度見込量（以下「見込量」という。）は、次のとおりである。

	収 集 ・ 運 搬 主 体	計 画 収 集 ・ 運 搬 見 込 量
燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ	直 営	25,657 t
	委 託	45,047 t
	許 可 ・ 一 般	38,169 t
	計	108,873 t
燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ	直 営	1,679 t
	委 託	3,466 t
	許 可 ・ 一 般	1,958 t
	計	7,103 t
資源ごみ	直 営	2,014 t
	委 託	3,874 t
	許 可 ・ 一 般	574 t
	計	6,462 t
有害ごみ	直 営 ・ 委 託	145 t
	許 可 ・ 一 般（三京のみ）	
古 紙	直 営	854 t
	委 託	2,642 t
	計	3,496 t
プラスチック製容器包装	直 営	1,779 t
	委 託	3,420 t
	計	5,199 t
合 計		131,278 t

イ 収集区域の範囲

(ア) 直営区域

委託地区を除く市内全域(世帯数72,176(市全体の35.09%),人口142,909人)

(イ) 委託区域

委託地区は次の業者及び地域で収集される。

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
茂 木 清 掃	10,046	19,997	星取2丁目、磯道町、鹿尾町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、(田上1丁目)、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、(茂木町)
大 串 清 掃	7,589	15,443	戸町5丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、ダイヤント1丁目、ダイヤント2丁目、ダイヤント3丁目、ダイヤント4丁目、磯道町、古道町、三和町、早坂町、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、田上1丁目、茂木町、宮摺町、大崎町、千々町
岩 崎 清 掃	8,582	20,062	松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、畝刈町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目
式 見 清 掃	4,245	8,977	小江原1丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、式見町、四杖町、相川町、見崎町
環 境 産 業	13,753	23,115	(八つ尾町)、新大工町、伊勢町、寺町、八幡町、麴屋町、出来大工町、(馬町)、(勝山町)、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、銅座町、鍛冶屋町、油屋町、高平町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、弥生町、三景台町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、船大工町、本石灰町、丸山町、寄合町、中小島1丁目、中小島2丁目、西小島1丁目、西小島2丁目、稲田町、(南が丘町)、(早坂町)

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
海野清掃産業	10, 942	18, 741	魚の町、栄町、賑町、築町、江戸町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、 <u>大黒町</u> 、 <u>船大工町</u> 、 <u>館内町</u> 、 <u>稲田町</u> 、 <u>中新町</u> 、 <u>十人町</u> 、 <u>籠町</u> 、 <u>新地町</u> 、 <u>梅香崎町</u> 、 <u>相生町</u> 、 <u>東山手町</u> 、 <u>下町</u> 、 <u>東山町</u> 、 <u>大浦東町</u> 、 <u>日の出町</u> 、 <u>元町</u> 、 <u>川上町</u> 、 <u>椎の木町</u> 、 <u>高丘1丁目</u> 、 <u>高丘2丁目</u> 、 <u>南町</u> 、 <u>南が丘町</u> 、 <u>八景町</u> 、 <u>星取1丁目</u> 、 <u>星取2丁目</u> 、 <u>出雲1丁目</u> 、 <u>出雲2丁目</u> 、 <u>出雲3丁目</u> 、 <u>上田町</u> 、 <u>(南山手町)</u> 、 <u>松が枝町</u> 、 <u>戸町2丁目</u> 、 <u>上戸町</u>
カワイテック	8, 921	17, 455	出島町、 <u>新地町</u> 、 <u>(梅香崎町)</u> 、 <u>常盤町</u> 、 <u>大浦町</u> 、 <u>東山手町</u> 、 <u>南山手町</u> 、 <u>松が枝町</u> 、 <u>小曾根町</u> 、 <u>浪の平町</u> 、 <u>古河町</u> 、 <u>東琴平1丁目</u> 、 <u>東琴平2丁目</u> 、 <u>西琴平町</u> 、 <u>国分町</u> 、 <u>小菅町</u> 、 <u>戸町1丁目</u> 、 <u>戸町2丁目</u> 、 <u>戸町3丁目</u> 、 <u>戸町4丁目</u> 、 <u>上戸町1丁目</u> 、 <u>上戸町2丁目</u> 、 <u>上戸町3丁目</u> 、 <u>上戸町4丁目</u> 、 <u>新戸町1丁目</u> 、 <u>新戸町2丁目</u> 、 <u>新戸町3丁目</u> 、 <u>新戸町4丁目</u> 、 <u>新小が倉1丁目</u> 、 <u>新小が倉2丁目</u> 、 <u>大山町</u>
長崎市古紙リサイクル回収機構	11, 731	20, 625	<u>馬町</u> 、 <u>炉粕町</u> 、 <u>勝山町</u> 、 <u>(大黒町)</u> 、 <u>尾上町</u> 、 <u>八千代町</u> 、 <u>御船蔵町</u> 、 <u>浜平1丁目</u> 、 <u>浜平2丁目</u> 、 <u>西坂町</u> 、 <u>中町</u> 、 <u>上町</u> 、 <u>筑後町</u> 、 <u>玉園町</u> 、 <u>八百屋町</u> 、 <u>立山1丁目</u> 、 <u>立山2丁目</u> 、 <u>立山3丁目</u> 、 <u>立山4丁目</u> 、 <u>立山5丁目</u> 、 <u>(上西山町)</u> 、 <u>西山1丁目</u> 、 <u>宝町</u> 、 <u>幸町</u> 、 <u>天神町</u> 、 <u>(銭座町)</u> 、 <u>(平和町)</u> 、 <u>坂本1丁目</u> 、 <u>坂本3丁目</u> 、 <u>上野町</u> 、 <u>辻町</u> 、 <u>小峰町</u> 、 <u>三原1丁目</u> 、 <u>三原3丁目</u> 、 <u>高尾町</u> 、 <u>本尾町</u> 、 <u>江平1丁目</u> 、 <u>江平2丁目</u> 、 <u>江平3丁目</u>
長崎環境美化	10, 700	18, 271	<u>(宝町)</u> 、 <u>銭座町</u> 、 <u>上銭座町</u> 、 <u>緑町</u> 、 <u>茂里町</u> 、 <u>目覚町</u> 、 <u>岩川町</u> 、 <u>川口町</u> 、 <u>浜口町</u> 、 <u>平野町</u> 、 <u>平和町</u> 、 <u>坂本1丁目</u> 、 <u>坂本2丁目</u> 、 <u>松山町</u> 、 <u>岡町</u> 、 <u>橋口町</u> 、 <u>上野町</u> 、 <u>本原町</u> 、 <u>大橋町</u> 、 <u>若葉町</u> 、 <u>中園町</u>

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
アイスタン	14, 621	29, 286	赤迫 1 丁目、赤迫 2 丁目、赤迫 3 丁目、滑石 1 丁目、滑石 2 丁目、滑石 3 丁目、滑石 4 丁目、滑石 5 丁目、滑石 6 丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、横尾 1 丁目、横尾 2 丁目、横尾 3 丁目、横尾 4 丁目、横尾 5 丁目、葉山 1 丁目、葉山 2 丁目、(岩屋町)
コンフォート・ミンティ	15, 177	28, 345	扇町、石神町、辻町、家野町、文教町、千歳町、住吉町、住吉台町、赤迫 1 丁目、泉町、泉 1 丁目、泉 2 丁目、泉 3 丁目、花丘町、昭和 1 丁目、昭和 2 丁目、昭和 3 丁目、女の都 1 丁目、女の都 2 丁目、女の都 3 丁目、女の都 4 丁目、大手 3 丁目、けやき台町、川平町、三川町、三ツ山町、睦別当町
ひかり運送	1, 629	3, 057	香焼町
福島清掃	616	891	伊王島町 1 丁目、伊王島町 2 丁目、高島町
野母崎振興公社	2, 584	4, 434	以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
森田清掃	4, 833	9, 399	蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
クリーン外海	1, 749	2, 937	永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町
三井松島リソーシス	75	99	池島町
琴海環境保全	5, 739	11, 799	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
委託地区計	133, 532 (64.91%)	252, 933	

※世帯数及び人口は、令和 5 年 12 月末の住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数により算出している。

下 線 …複数の業者が担当している町であることから、世帯数、人口は按分

(カッコ)…収集区分には含まれるが、一部分のみであり、世帯数、人口はごみステーションが多い業者の収集地区に集計

ウ 収集回数、品目

本市における計画収集ごみの収集回数は、次のとおりである。

区 分	回 数
燃 や せ る ご み	週 2 回
燃 や せ な い ご み	週 1 回
資 源 ご み	週 1 回
粗 大 ご み	随 時（申し込み）
有 害 ご み	筒型乾電池等 週 1 回（排出は随時）
	廃 蛍 光 管 週 1 回
古 紙	週 1 回
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	週 1 回
動 物 の 死 体	随 時（申し込み）
小 型 家 電 ・ 古 布 （ 古 着 ）	随 時（排出は随時）

エ 収集の方法

（ア）本市計画収集ごみの収集方法及び収集品目

本市の計画収集に係るごみの収集方法及び収集品目は、次のとおりである。

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
燃 や せ る ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	生ごみ、紙ごみ、布くず、紙おむつ、プラスチック類、ゴム製品、革製品、木・竹ざれ・木製品等（長さ1 m・直径40 cm 未満に束ねたもの）
燃 や せ な い ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	金属類（鍋・釜・やかん・フライパン以外）、ガラス・陶磁器、小型家庭電化製品等
資 源 ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	空きかん・空きびん（ガラスびん） ペットボトル 鍋・釜・やかん・フライパン
粗 大 ご み	申し込み方式（前納制）による戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）	家庭電化製品（特定家庭用機器であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く。）、家具類、寝具類、畳、自転車、パソコン等、ごみ袋に入らない大きさのもの（概ね、長さ70 cm 以上）で2 m 未満かつ60 kg 未満のもの

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
有 害 ご み	専用缶設置によるステーション方式	筒型乾電池、ボタン電池（水銀電池、2次電池は不可）
	紙筒等によるステーション方式	廃蛍光管
水 銀 使 用 廃 製 品	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等
小 型 家 電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）	小型家庭電化製品
古 布 （ 古 着 ）	拠点回収	古着
古 紙（雑がみを除く）	紐で縛って、ステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	段ボール、新聞、雑誌等
古 紙（ 雑 が み ）	紙袋に入れて紐で縛るか、無色透明の袋に入れて出す。または雑誌等に挟み、紐で縛って出すステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	雑がみ
プラスチック製容器包装	本市指定のごみ袋によるステーション方式	ペットボトル以外の白色トレイを含むプラスチック製容器包装
動 物 の 死 体	申し込み又は通報（飼い主がある場合は有料）	

（イ） 本市では収集しないごみ（特定家庭用機器、指定再資源化製品（パソコンを除く。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第19条第1項各号に規定するごみ）

【品目の例示】

品 目	備 考
エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、FRP船、消火器、農薬等薬品類、感染性医療廃棄物、バッテリー、小型充電式電池、自動車、バイク、タイヤ、ポンペ、オイルヒーター、油や塗料（油や塗料が入った容器や機器等を含む）などの処理困難物	排出者が購入店、メーカー又は処理専門業者へ依頼

（ウ） その他

家庭から排出されるフロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）に規定する第一種特定製品は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が完了したことを証明する引取証明書の写しの添付があるときでなければ回収できないため、排出者が、購入店、製造メーカー又は充填回収業登録を受けた廃棄物・リサイクル業者へ依頼することを原則とし、引取証明書の写しの添付がある場合には粗大ごみとして収集を行う。

(5) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

本市中間処理施設は、焼却施設としては西工場、東工場の2箇所、破碎施設としてはせん断式破碎機が西工場、東工場の2箇所、選別施設としては東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザの2箇所、マテリアルリサイクル推進施設として三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場を設置している。

	施設名	所在地	形式	処理能力	完成年月	搬入時間
焼却施設	西工場	神ノ島町3丁目526番地23	全連続燃焼式	120t／日 ×2基	H28.9	月曜～土曜 8:00～17:00
	東工場	戸石町34番地2	全連続燃焼式	150t／日 ×2基	S63.3	月曜～土曜 8:00～17:00
破碎施設	せん断式 破碎機	神ノ島町3丁目526番地23 (西工場内)	せん断式 (ウイング付)	3t／h	H28.9	月曜～金曜 8:00～17:00
	せん断式 破碎機	戸石町34番地2 (東工場内)	せん断式 (ウイング付)	6t／h	S63.3	月曜～金曜 8:00～17:00
選別施設	東工場プラスチック製容器包装選別施設	戸石町34番地2 (東工場敷地内)	—	15t／日	H15.3	月曜～金曜 8:00～17:00
	三京リサイクルプラザ	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	25t／日	H16.3	月曜～金曜 8:45～17:00
施設 マテリアルリサイクル推進	三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	0.8t／日	R2.3	月曜から土曜 8:45～17:00

また、本市の資源ごみ及び古紙の中間処理（搬出、選別、保管、引渡し等）業務については、下記の業者に委託し処理している。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業務内容
協業組合長崎環境再生促進センター 長崎市小江町1797番地 (※1)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。
株式会社滝口商店 長崎市小江町1797番地 (※2)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を中継施設（東工場・三京クリーンランド埋立処分場）から搬出し、選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業 務 内 容
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構 長崎市小江町１番地１０ (※３)	収集した古紙（新聞類、雑誌類、段ボール）を所有施設で選別・梱包後、紙製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

プラスチック製容器包装の中間処理（選別、圧縮、梱包等）業務については、東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザにおいて、「一般財団法人 クリーンながさき」に委託している。（※１）～（※３）は令和６年２月末現在。

粗大ごみであるマットレス、ソファ及び折りたたみベッドの中間処理業務（燃やせるごみと金属に選別）については、三京クリーンランド埋立処分場内において、マットレス解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託し、ソファ解体は「三京町環境整備企業組合」に委託し、折りたたみベッド解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託している。また、回収した金属については売却することで再商品化を図る。

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

各中間処理施設への収集・運搬主体別搬入見込量は、次のとおりである。

施 設 名		搬 入 者	燃やせるごみ
西工場	西 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１１，９９７ｔ
		委 託	２９，７４１ｔ
		許 可 ・ 一 般	１８，１７３ｔ
		計	５９，９１１ｔ
東工場	東 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１３，７２９ｔ
		委 託	１５，４２７ｔ
		許 可 ・ 一 般	１９，８０６ｔ
		計	４８，９６２ｔ

ウ 残渣の量及び処分方法

（ア）各中間処理施設から発生する残渣見込量及び処分方法は、次のとおりである。

発 生 施 設	焼却残渣(湿灰)発生量	残 渣 の 処 分 方 法
西 工 場 (焼 却 施 設)	７，３９７ｔ	三京クリーンランドに搬入し埋立処分
東 工 場 (焼 却 施 設)	６，８１２ｔ	三京クリーンランドに搬入し埋立処分

(イ) 資源ごみの処理に伴い発生が予測される残渣の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
6, 600t	780t	三京クリーンランドに搬入し埋立処分 西工場又は東工場に搬入し焼却処理

(ウ) マットレス、ソファ及び折りたたみベッド解体に伴い発生が予測される残渣及び不燃物に混入される可燃物の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
10, 471個	181t	東工場に搬入し焼却処理

(6) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

本市の最終処分場は三京クリーンランド埋立処分場の1か所である。三京クリーンランド埋立処分場第1期埋立地は平成5年度に埋立を完了し、現在、第2期埋立地に埋立中である。

施 設 名	所 在 地	埋立期間※1	埋立面積 (総面積)	全体容量	残余容量※2
三京クリーンランド 埋立処分場 (第1期埋立地)	三京町43番地4	S61~H5	m ² 64,000 (398,000)	m ³ 646,990	m ³ —
三京クリーンランド 埋立処分場 (第2期埋立地)	三京町43番地4	H5~R59 (85年間程度)	m ² 151,000 (325,000)	m ³ 2,740,000	m ³ 771,900
三京クリーンランド 埋立処分場 (第3期埋立地)	三京町43番地4	R60~R79 (20年間程度)	m ² 74,000 (447,000)	m ³ 389,000	m ³ 265,000

※1 埋立期間については、今後の施設整備状況に応じて変動する。(令和6年4月時点の見込)

※2 残余容量は令和6年度末時点の見込。残余容量は全体容量から土堰堤等の構造物の容積を差し引いた上で積算。

イ 搬入される廃棄物の内訳量及び年間埋立量

埋立処分見込量は、次のとおりである。

施 設 名	最 終 処 分 容 量		覆 土 量	埋立容量	埋立方法
	不 燃 物 等	焼却残渣 (湿灰)			
三京クリーンランド埋立処分場 (第2期埋立地)	6,246m ³	9,004m ³	3,050m ³	18,300m ³	セル方式及び サンドイッチ 方式

ウ 埋立計画

三京クリーンランド埋立処分場においては、現在、第2期埋立地に埋立てており、第2期及び第3期

埋立地を合わせて少なくとも令和6年度から74年間程度の埋立容量を確保している。

しかしながら、周辺地域の市街地化等により、今後は最終処分場として適地を取得することは非常に困難なため、ごみの減量やリサイクル事業の推進等により、できる限り排出量を抑制し延命化を図ることが必要である。そこで、粗大ごみの特に嵩張るマットレスやソファを解体選別し、再資源化を平成29年度から実施している。また、折りたたみベッドの解体選別を令和元年度から実施している。

(7) その他

ア 住民に対する指導・啓発活動

今年度、本市が計画する指導・啓発活動は、次のとおりである。

- (ア) 各種講座（公民館・自治会等）での説明（随時）
- (イ) 「リサちゃんニュース」や「広報ながさき」による広報。ごみ減量・リサイクル啓発DVDの貸出
- (ウ) テレビ・ラジオ等によるPR（随時）
- (エ) 施設見学案内（随時）
- (オ) 「長崎市のごみの分け方」の配布（転入者への配布も含む）
- (カ) 「ごみの分別一覧表（50音別）」の配布
- (キ) 小学3、4年生社会科副読本「くらしとリサイクル」の製作・配布（全校）
- (ク) ごみ減量・リサイクル推進功労者表彰式の実施
- (ケ) リサイクル推進員による地域住民への啓発
- (コ) 小中学校におけるリサイクル活動の支援・啓発

イ 処理施設における搬入者指導

平成10年度に実施した処理施設における搬入物検査により、一部の直接搬入ごみに不適正なごみの混入が認められたため、平成11年度から、搬入者に対する処理施設においての指導を強化し、適正なごみの搬入となるよう改善を図っている。

4 し尿処理実施計画

(1) し尿

ア し尿の排出の状況

し尿の令和6年度年間排出見込量は、12,899k lである。

下水道の普及率は、令和4年度は長崎市では94.5%となっている。また、下水道整備については、一定整備が完了しているが、人口減少等によりし尿収集量の減少が見込まれる。

なお、香焼、伊王島、高島地区においては、公共下水道整備は完了済みとなっている。

(ア) 市全体の汲み取りし尿収集状況

(単位：k l)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
汲み取りし尿	17,419	16,269	15,568	14,467	13,555

(イ) 収集区分別のし尿汲み取り収集状況

(単位：k l)

収 集 区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般財団法人 クリーンながさき	11,486	10,760	10,447	9,592	9,072
旧市内許可業者	1,807	1,632	1,440	1,316	1,205
合 併 地 区	4,126	3,877	3,681	3,559	3,278

イ 収集主体

「長崎市（委託）」及び一般廃棄物収集運搬許可業者（8者）

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)川徳」、「(有)マルモ産業」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「(有)三和清掃社」、「(有)琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集回数

原則として月1回とする。（し尿収集料金等の未納がある場合、一時的にし尿収集を停止）

エ 収集区域

(ア) 市が委託して収集運搬する地区

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市東部地区	木場町
	旧長崎市小櫛地区	神ノ島町1丁目・2丁目・3丁目
	旧長崎市北部地区	横尾1～4丁目
	旧長崎市三重地区	松崎町・三重町・三重田町・樫山町・畦町・三京町・京泊1～3丁目 畝刈町・鳴見町・多以良町・鳴見台1～2丁目・さくらの里1～3丁目・豊洋台1～2丁目
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区	伊王島町1～2丁目、高島町
(有)池島清掃	外海池島地区	池島町

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する地区

一般財団法人クリーンながさき		長崎市東部・小湊・北部・三重地区の委託区域及び東長崎・三川・川平地区を除く旧長崎市内
(有)川徳	東長崎地区	(松原町・つつじが丘 1～5 丁目・古賀町・中里町・船石町・平間町・東町・現川町・矢上町・田中町・戸石町・川内町・上戸石町・牧島町・かき道 1～6 丁目・宿町・芒塚町・界 1～2 丁目・網場町・春日町・潮見町)・鶴の尾町
	三川・川平地区	(三川町・川平町・三ツ山町・畦別当町・女の都 1～4 丁目)
(有)マルモ産業	香焼地区	(香焼町)
(有)野母崎清掃社	野母崎地区	(以下宿町・野母崎樺島町・黒浜町・高浜町・南越町・野母町・脇岬町)
(株)エコシス	外海・本土地区	(永田町・上黒崎町・下黒崎町・西出津町・東出津町・新牧野町・赤首町・神浦扇山町・神浦北大中尾町・神浦上大中尾町・神浦下大中尾町・神浦丸尾町・神浦江川町・神浦上道德町・神浦下道德町・神浦口福町・神浦向町・神浦夏井町・上大野町・下大野町)
(有)三和清掃社	三和地区 香焼地区の一部	(蚊焼町・川原町・為石町・椿が丘町・藤田尾町・布巻町・晴海台町・宮崎町・香焼町の一部)
琴海清掃(有)	琴海地区	(琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町)
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区	(琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町)

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

(2) 浄化槽汚泥

ア 浄化槽汚泥の排出の状況

浄化槽汚泥の令和 6 年度年間排出見込量は、9, 750 k l である。

市全体のし尿浄化槽汚泥収集状況

(単位：k l)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
浄化槽汚泥	10, 904	10, 580	10, 662	9, 756	9, 813

イ 収集の主体

一般廃棄物収集運搬許可業者 (9 者)

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)マルモ産業」、「(有)福島清掃」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「池島清掃(有)」、「(有)三和清掃社」、「琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集の回数

浄化槽を有する者からの申込みにより随時収集

エ 収集区域

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市内
(有)マルモ産業	香焼地区
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区
(有)野母崎清掃社	野母崎地区
(株)エコシス	外海・本土地区
池島清掃(有)	外海・池島地区
(有)三和清掃社	三和地区・香焼地区の一部
琴海清掃(有)	琴海地区
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

2 長崎市清掃審議会規則

昭和 40 年 7 月 1 日
規 則 第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）第 3 条の規定に基づき、長崎市清掃審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 事業者団体を代表する者
- (4) 廃棄物処理・再生事業者
- (5) 市民

3 市長は、前項第 5 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前 2 項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2 年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第 8 条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第 10 条 会長は、審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

3 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成 6 年 3 月 31 日
条 例 第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 関係者の責務等

第 1 節 市の責務等（第 3 条—第 5 条）

第 2 節 市民の責務（第 6 条）

第 3 節 事業者の責務等（第 7 条—第 13 条）

第 3 章 市の廃棄物処理等（第 14 条—第 21 条）

第 4 章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る手続等（第 22 条—第 25 条の 2）

第 5 章 一般廃棄物処理手数料（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条—第 33 条）

第 7 章 罰則（第 34 条・第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好なまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。

（2）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（4）資源物 一般廃棄物のうち、古紙、缶、ペットボトルその他の再生利用の対象となる物として市長が別に定めるものをいう。

（5）集団回収活動 再生利用の促進のため資源物の回収を行う活動であつて、市民により構成される団体が市内において自主的に実施するものをいう。

（6）集団回収登録団体 集団回収活動を行う団体のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。

（7）資源物回収登録事業者 資源物の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。

（平 21 条例 10・一部改正）

第 2 章 関係者の責務等

第 1 節 市の責務等

（市の責務）

第 3 条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理において資源物の回収を行い、物品の調達に当たり再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

6 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（平 24 条例 37・一部改正）

（指導又は助言）

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（一般廃棄物処理計画）

第5条 市長は、法第6条第1項の規定により本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は一般廃棄物処理計画の重要な変更をしたときは、これを告示するものとする。

第2節 市民の責務

（市民の責務）

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収活動その他の再生利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

3 市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用を促進するための事業者の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

4 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、商品の購入等に際して、包装が簡素な商品及び容易に再生利用をすることができる商品を積極的に選択するよう努めなければならない。

5 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（平21条例10・一部改正）

第3節 事業者の責務等

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（廃棄物の発生抑制）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発を行うこと、製品の修理体制を確保すること、製品の再生利用の方法についての情報を提供すること等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、自らが取り扱う商品に係る包装、容器等について、簡素化及び適正化を図るとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う等により、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

（処理困難性の自己評価等）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（事業系廃棄物の適正処理）

第10条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理の基準）

第11条 事業者は、自らその事業系一般廃棄物を処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に規定する収集、運搬、処分等の基準に従わなければならない。

（平10条例26・一部改正）

（特定事業用建築物の所有者等の義務）

第12条 事業用建築物で市長が別に定めるもの（以下「特定事業用建築物」という。）の所有者（所有者以外にその特定事業用建築物の全部又は一部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下「所有者等」という。）は、当該特定事業用建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 所有者等は、当該特定事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物を、前項に規定する計画に従つて減量するよう努めなければならない。

3 所有者等は、当該特定事業用建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

4 特定事業用建築物の占有者は、当該特定事業用建築物の所有者等が行う事業系一般廃棄物の減量等に協力しなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、所有者等が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第3章 市の廃棄物処理等

(市の一般廃棄物処理)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画の範囲内で、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(市が収集する一般廃棄物の排出方法)

第15条 市民及び事業者は、市が収集する一般廃棄物（粗大ごみ、し尿、犬猫等の死体その他市長が指定するものを除く。）の排出に当たっては、一般廃棄物処理計画に従って分別し、市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、市長が指定する場所（以下「ごみステーション」という。）に排出しなければならない。

2 前項の指定袋により排出し難い場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長が指示する方法により排出するものとする。

(平13条例9・追加、平21条例10・一部改正)

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 市、市長の委託を受けた者及び集団回収登録団体に属する者以外の者は、前条の規定によりごみステーションに排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収登録団体に属する者及び集団回収登録団体の委託を受けた資源物回収登録事業者以外の者は、当該集団回収登録団体が回収した資源物を集積する場所（当該集団回収登録団体が、市長が別に定めるところにより届け出た場所に限る。）から、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬する者があるときは、その者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

(平21条例10・追加)

(一般廃棄物処理の申出)

第16条 土地又は建物の占有者（占有者がないときは、管理者とする。以下「占有者等」という。）のうち市長が別に定めるものは、市が行う一般廃棄物の処理を受けようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出なければならない。申出事項の変更等をしようとするときも、同様とする。

(平13条例9・旧第15条繰下)

(一般廃棄物の自己搬入)

第17条 自ら一般廃棄物を市が設置する一般廃棄物処理施設に搬入し、その処分を受けようとする者（以下「搬入者」という。）は、あらかじめ、市長に申請しなければならない。

2 搬入者は、市長が別に定める基準に従い、一般廃棄物を搬入しなければならない。

3 市長は、搬入者が第1項の規定による申請をしないとき、又は前項の基準に従わないときは、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平13条例9・旧第16条繰下・一部改正)

(計画遵守義務等)

第18条 占有者等は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を適正に分別し、所定の日時及び場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(平13条例9・旧第17条繰下)

(排出禁止物)

第19条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物（市長が別に定めるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる

物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平13条例9・旧第18条繰下)

(改善命令等)

第20条 市長は、占有者等が第18条又は前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、占有者等が前条第1項の規定に違反したときは、当該占有者等に対し、その一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(平13条例9・旧第19条繰下・一部改正)

(家庭系廃棄物の自己処理の方法)

第21条 占有者等は、その家庭系廃棄物を自ら処理するときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

(平13条例9・旧第20条繰下)

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る手続等

(平10条例26・追加、平24条例37・改称)

(対象施設の種類)

第22条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の公衆への縦覧及び当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者への生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、本市が設置し、又は変更する政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第21条繰下、平24条例37・一部改正)

(縦覧の手続)

第23条 市長は、報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称、設置場所及び種類
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の能力(対象施設が前条に規定する一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 縦覧の場所及び期間
- (6) 意見書の提出先及び提出期限

2 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

3 縦覧の期間は、第1項の告示の日から1月間とする。

4 縦覧に際しては、報告書のほか、対象施設に関する法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第22条繰下、平23条例20・平27条例56・一部改正)

(意見書の提出手続)

第24条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

2 意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第23条繰下、平23条例20・平27条例56・一部改正)

(環境影響評価との関係)

第24条の2 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による評価書(報告書に相当する内容を有するものに限る。)の公告及び縦覧を経たとき。

- (2) 長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号）第23条の規定による評価書（報告書に相当する内容を有するものに限る。）の公告及び縦覧を経たとき。

（平22条例22・追加）

（他の市町村との協議）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書及び第23条第4項に規定する書類の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

（平10条例26・追加、平13条例9・旧第24条繰下・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第25条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者であること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

（平24条例37・追加）

第5章 一般廃棄物処理手数料

（平10条例26・旧第4章繰下）

（一般廃棄物処理手数料の徴収）

第26条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 一般廃棄物処理手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日に徴収することができる。

（平10条例26・旧第21条繰下、平12条例6・一部改正、平13条例9・旧第25条繰下、平24条例37・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第27条 市長は、特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（平10条例26・旧第22条繰下、平13条例9・旧第26条繰下）

第6章 雑則

(平10条例26・旧第6章繰下、平12条例6・旧第7章繰上)

(リサイクル推進員)

第28条 市長は、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、リサイクル推進員を委嘱するものとする。

(平14条例24・全改、平15条例38・一部改正)

(廃棄物減量化推進店舗の指定)

第29条 市長は、第8条第2項の規定により廃棄物の発生を抑制し、その減量に協力する店舗を廃棄物減量化推進店舗として指定するものとする。

(平10条例26・旧第25条繰下、平12条例6・旧第29条繰上、平13条例9・旧第28条繰下)

(表彰)

第30条 市長は、廃棄物の減量を推進するための自主的な活動について特に功績があると認める市民又はその団体を表彰するものとする。

(平10条例26・旧第26条繰下、平12条例6・旧第30条繰上、平13条例9・旧第29条繰下)

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平10条例26・旧第27条繰下、平12条例6・旧第31条繰上、平13条例9・旧第30条繰下、平24条例37・一部改正)

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(平10条例26・旧第28条繰下、平12条例6・旧第32条繰上、平13条例9・旧第31条繰下)

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平10条例26・旧第29条繰下、平12条例6・旧第33条繰上、平13条例9・旧第32条繰下)

第7章 罰則

(平21条例10・追加)

(罰則)

第34条 第15条の2第3項の規定による市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平21条例10・追加)

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。

(平21条例10・追加)

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。

(長崎市一般廃棄物処理手数料条例の廃止)

2 長崎市一般廃棄物処理手数料条例(昭和29年長崎市条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料の取扱い)

3 旧条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料については、前項の規定にかかわらず、なお旧条例の規定の例による。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

5 平成17年1月4日(以下「6町の編入日」という。)前に香焼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年香焼町条例第16号)、伊王島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年伊王島町条例第1号)、高島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成9年高島町条例第35号)、野母崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年野母崎町条例第20号)、外海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年外海町条例第10号)又は三和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年三和町条例第1号)(以下「各町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例121・追加、平17条例103・一部改正)

- 6 旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の区域内において、6町の編入日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、各町条例の例による。

(平16条例121・追加、平17条例103・一部改正)

- 7 旧高島町の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、6町の編入日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「210」と、「18リットル」とあるのは「36リットル」と、「400」とあるのは「210」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「452」と、「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「695」と、「400」とあるのは「258」とする。

(平16条例121・追加、平17条例103・平20条例51・一部改正)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 8 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に琴海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年琴海町条例第10号。以下「琴海町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例103・追加)

- 9 旧琴海町の区域内において、琴海町の編入日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、琴海町条例の例による。

(平17条例103・追加)

(伊王島町1丁目、伊王島町2丁目及び池島町の区域内におけるし尿に係る一般廃棄物処理手数料の特例)

- 10 伊王島町1丁目及び伊王島町2丁目の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「115」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「258」とする。

(平18条例51・追加、平20条例51・一部改正)

- 11 池島町の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「165」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「258」とする。

(平18条例51・追加、平20条例51・一部改正)

附 則(平成9年3月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第7条の規定による改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月19日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第1項に規定する指定袋の頒布及びこれに伴う手数料の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受ける粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に申込みを受けた粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月26日条例第24号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第121号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第103号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第134号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたごみに係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 ごみに係る一般廃棄物処理手数料についての改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第26条第1項及び別表の規定の適用については、この条例の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、同表中「140円」とあるのは「120円」と、「600」とあるのは「300」とする。

附 則（平成18年12月28日条例第51号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号及び第7号に規定する登録のために必要な手続その他の行為並びに第15条の2第2項に規定する届出は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年9月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月15日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第54号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る同日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に徴収した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第57号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に処分をする一般廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に処分をした一般廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月26日条例第60号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（手数料に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る施行日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に徴収した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表（第26条関係）

（平9条例2・平10条例26・一部改正、平12条例6・旧別表第1・一部改正、平12条例53・平13条例9・平13条例18・平17条例134・平20条例51・平25条例54・平28条例57・平31条例14・一部改正）

区分			単位	金額
ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	146円
		粗大ごみ	1個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、523円又は1,047円
	処分		1回の搬入につき 10キログラムまで ごとに	62.8円
し尿	収集、運搬及び処分	人頭制	世帯員1人につき1月	1,173円（無臭便槽の場合にあつては、1世帯ごとに便槽1基につき838円を加算して得た額）
		従量制	1回の収集につき18リットルまでごとに	419円
犬猫等の死体	収集、運搬及び処分		1体につき	419円

備考

- 1 人頭制は、簡易水洗式便槽（構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。）以外の便槽を使用する一般世帯のうち1月に1回定期収集する場合に適用する。
- 2 従量制は、人頭制を適用する場合以外の場合に適用する。
- 3 「無臭便槽」とは、構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものをいう。
- 4 一般廃棄物処理手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成 6 年 5 月 31 日

規 則 第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の定めるところによる。

(再生利用の対象となる物)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 項第 4 号に規定する再生利用の対象となる物として市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール等の古紙
- (2) アルミニウム製、スチール製等の空き缶
- (3) ガラス製の空き瓶
- (4) ポリエチレンテレフタレート製の空き瓶（以下「ペットボトル」という。）
- (5) 鍋、釜、やかん及びフライパン
- (6) 古着、古布等の古繊維

(平 21 規則 78・追加、平 24 規則 72・一部改正)

(集団回収登録団体の登録等)

第 2 条の 3 条例第 2 条第 2 項第 6 号に規定する市長の登録を受けようとする者は、集団回収登録団体登録申請書（第 1 号様式。以下この条において「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、集団回収登録団体登録通知書（第 1 号様式の 2）により、集団回収登録団体に通知するものとする。
- 3 集団回収登録団体は、第 1 項及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る集団回収活動を廃止した場合は、速やかに集団回収登録団体登録／変更／廃止／届出書（第 1 号様式の 3。以下この条において「届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、集団回収登録団体が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行つた場合その他集団回収活動の趣旨に反すると認められる活動を行つた場合には、集団回収登録団体の登録を取り消すことができる。
- 5 市長は、前項の規定により集団回収登録団体の登録を取り消した場合においては、集団回収登録団体登録取消通知書（第 1 号様式の 4）により、集団回収登録団体に通知するものとする。

(平 21 規則 78・追加)

(資源物回収登録事業者の登録等)

第 2 条の 4 条例第 2 条第 2 項第 7 号に規定する市長の登録を受けようとする者は、資源物回収登録事業者登録申請書（第 1 号様式の 5。以下この条において「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、資源物回収登録事業者登録通知書（第 1 号様式の 6）により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。
- 3 資源物回収登録事業者は、第 1 項及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る資源物の収集若しくは運搬の業を廃止した場合は、速やかに資源物回収登録事業者登録／変更／廃止／届出書（第 1 号様式の 7。以下この条において「届出書」という。）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、資源物回収登録事業者が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行つた場合その他集団回収活動に係る資源物の収集又は運搬の目的を逸脱すると認められる作業を行つた場合には、資源物回収登録事業者の登録を取り消すことができる。
- 5 市長は、前項の規定により資源物回収登録事業者の登録を取り消した場合においては、資源物回収登録事業者登録取消通知書（第 1 号様式の 8）により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。

(平 21 規則 78・追加)

(特定事業用建築物)

第 3 条 条例第 12 条第 1 項に規定する市長が定める特定事業用建築物は、次のとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 1 条に規定する特定建築物
- (2) 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗の用に供される一の建物であつて、その建物内の店舗の用に供される床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
- (3) その他市長が特に事業系一般廃棄物の減量のために必要と認める建築物

(平 13 規則 60・一部改正)

(廃棄物の減量計画書)

第4条 条例第12条第1項の規定による事業系一般廃棄物の減量等に関する計画は、毎年6月30日までに、事業系一般廃棄物減量等計画書（第1号様式の9）により市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日に提出するものとする。

（平24規則72・一部改正）

（事業系一般廃棄物の廃棄物管理責任者の届出）

第5条 条例第12条第3項の規定による届出は、当該選任又は解任のあつた日から30日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者／選任／解任／届（第2号様式）により行うものとする。

（平12規則65・一部改正）

（指定袋）

第5条の2 指定袋（条例第15条第1項に規定する指定袋をいう。以下同じ。）の容量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物を収納する袋 45リットル、30リットル又は20リットル
- (2) 事業系一般廃棄物を収納する袋 45リットル

2 前項に定めるもののほか、指定袋の規格等については、市長が別に定める。

（平13規則72・追加、平15規則2・一部改正）

（ごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬）

第5条の3 条例第15条の2第1項の規定により市が一般廃棄物を収集する日に該当する日にごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬（以下「ごみステーション回収」という。）をしようとする者の属する集団回収登録団体（自治会に限る。以下この条、次条及び第5条の5において同じ。）は、資源物収集・運搬届出書（第2号様式の2）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出が行われた場合においては、受付印を押した資源物収集・運搬届出書の写しを集団回収登録団体に交付するものとする。

3 集団回収登録団体は、第1項又はこの項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合、又は届け出た資源物の収集又は運搬を廃止した場合は、速やかに資源物収集・運搬／変更／廃止／届出書（第2号様式の3）により、市長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により受付印が押された資源物収集・運搬届出書の写しの交付を受けた集団回収登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみステーション回収を行うことについて、当該ごみステーションを利用する区域に居住する市民の理解を得ること。
- (2) 市が一般廃棄物を収集する前までに集団回収活動に係る作業を終わらせること。
- (3) ごみステーションに排出された資源物を収集又は運搬する作業を、資源物を集積する場所の区域に居住する市民が通常排出するごみステーションのみで行うこと。
- (4) 集団回収活動を行う場合には、第1項の資源物収集・運搬届出書に記載された集団回収登録団体名を表示した腕章を着用すること。

（平21規則78・追加、平24規則72・一部改正）

（条例第15条の2第2項の届出の記載事項）

第5条の4 条例第15条の2第2項に規定する資源物を集積する場所の届出は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 集団回収登録団体の名称並びに当該団体の代表者の住所及び氏名（氏名の記載を自署により行わない場合は、押印すること。）
- (2) 資源物を集積する場所の所在地

（平21規則78・追加）

（資源物回収登録事業者の明示）

第5条の5 資源物回収登録事業者は、集団回収登録団体が回収した資源物を収集し、又は運搬しようとするときは、資源物回収登録事業者である旨を明示しなければならない。

（平21規則78・追加）

（収集・運搬禁止命令）

第5条の6 市長は、条例第15条の2第3項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第2号様式の4）により行う。

（平21規則78・追加）

（一般廃棄物処理の申出）

第6条 条例第16条に規定する市長が定める占有者等は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づき定期収集が実施されている地区（以下「定期収集地区」という。）内
 - ア 同時に5戸以上の住宅が建設された場合にあつては、当該住宅の占有者等
 - イ 従業員が10人以上の事業所が設置された場合にあつては、当該事業所の管理者
- (2) 定期収集地区外
 - ア 住宅が建設された場合にあつては、当該住宅の占有者等

イ 事業所が設置された場合においては、当該事業所の管理者
(平 13 規則 72・一部改正)
(一般廃棄物の自己搬入)

第 7 条 条例第 17 条第 1 項の規定による申請は、一般廃棄物処理申請書(第 3 号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請を行つた者に対し、一般廃棄物搬入券(第 4 号様式)を交付するものとする。

3 条例第 17 条第 2 項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画のごみ等の分別の基準に従つて適正に分別し、市長が指定した一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入すること。
- (2) 産業廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 1 条第 8 号に定める感染性一般廃棄物及び条例第 19 条第 1 項各号に該当する物を搬入しないこと。
- (3) 運搬車、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないように、必要な措置を講ずること。
- (4) 処理施設内においては、当該処理施設の管理者の指示に従うこと。
- (5) 前各号に定めるほか、市長が特に定める事項

(平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・平 23 規則 21・平 28 規則 78・一部改正)

(排出禁止物から除かれる廃棄物)

第 8 条 条例第 19 条第 1 項第 5 号に規定する市長が定める特別管理一般廃棄物は、廃電子レンジに含まれるポリクロリネイテッドビフェニルを使用する部品とする。

(平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・一部改正)

(縦覧の期間等)

第 9 条 条例第 23 条第 3 項に規定する縦覧の期間のうち、次に掲げる日においては、縦覧は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 縦覧の時間は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

(平 10 規則 43・追加、平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・平 16 規則 62・一部改正)

(縦覧の手続)

第 10 条 縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(第 5 号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(平 10 規則 43・追加、平 26 規則 10・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第 11 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧に供された書類(以下「縦覧書類」という。)を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 縦覧書類を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

(平 10 規則 43・追加、平 24 規則 72・一部改正)

(意見書の記載事項)

第 12 条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(平 10 規則 43・追加)

(粗大ごみの区分等)

第 13 条 条例別表ごみ、粗大ごみ等収集、運搬及び処分粗大ごみの項に規定する市長が別に定める品目、重量等の区分は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項の区分に応じ、粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料を納入した者に対し、長崎市粗大ごみ処理ステッカー(第 5 号様式の 2)を交付するものとする。

3 粗大ごみを排出しようとする者は、前項の規定により交付を受けた長崎市粗大ごみ処理ステッカーを、当該粗大ごみに貼付して排出しなければならない。

(平 13 規則 87・追加、平 26 規則 10・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第 14 条 条例第 27 条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（平 10 規則 43・旧第 9 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 13 条繰下、平 13 規則 72・一部改正）
（納入通知書等の様式）

第 15 条 一般廃棄物処理手数料の納入通知書及び納入書は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般廃棄物処理手数料納入通知書（し尿処理用）、一般廃棄物処理手数料納入通知書（犬猫死体処理用）及び一般廃棄物処理手数料（後納用） 長崎市会計規則（昭和 39 年長崎市規則第 21 号）第 5 号様式の 5 の例による納入通知書
- （2） 一般廃棄物処理手数料納入通知書（口座振替用） 第 8 号様式の 2
- （3） 一般廃棄物処理手数料納入書（粗大ごみ用） 第 9 号様式
- （4） 一般廃棄物処理手数料納入書（現金徴収用） 長崎市会計規則第 4 号様式の 4 の例による納入書（令 6 規則 6・全改）
（搬入処理券）

第 16 条 一般廃棄物の処理のうちごみ、粗大ごみ等の処分を受けようとする者は、搬入の際に、ごみ搬入処理券（第 12 号様式）により一般廃棄物処理手数料を納入しなければならない。

（平 10 規則 43・旧第 11 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・平 13 規則 60・一部改正、平 13 規則 87・旧第 15 条繰下）
（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第 17 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 法第 7 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第 13 号様式）
- （2） 法第 7 条第 6 項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可申請書（第 14 号様式）
- （3） 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 / 一般廃棄物収集運搬業 / 一般廃棄物処分業 / 変更許可申請書（第 15 号様式）

（平 10 規則 43・旧第 12 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・平 12 規則 65・一部改正、平 13 規則 87・旧第 16 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）
（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第 18 条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可証を交付するものとする。

- （1） 法第 7 条第 1 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可証（第 16 号様式）
 - （2） 法第 7 条第 6 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可証（第 17 号様式）
- （平 10 規則 43・旧第 14 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 18 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・一部改正、平 13 規則 87・旧第 17 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）
（一般廃棄物処理施設の許可等の申請等）

第 19 条 法第 8 条第 1 項、法第 9 条第 1 項若しくは法第 9 条の 5 第 1 項の規定による許可、法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査、法第 9 条第 5 項の規定による確認、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による認定若しくは法第 9 条の 6 第 1 項の規定による認可を受けようとする者又は法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは法第 9 条の 7 第 2 項若しくは法第 15 条の 2 の 5 若しくは政令第 5 条の 5 の規定による届出を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書又は届出書を市長に提出しなければならない。

- （1） 法第 8 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第 18 号様式）
- （2） 法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第 19 号様式）
- （3） 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第 19 号様式の 2）
- （4） 法第 9 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第 20 号様式）
- （5） 法第 9 条第 3 項の規定による届出 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第 21 号様式）
- （6） 法第 9 条第 4 項の規定による届出 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（第 22 号様式）
- （7） 法第 9 条第 5 項の規定による確認 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第 23 号様式）
- （8） 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による認定 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書（第 23 号様式の 2）
- （9） 法第 9 条の 5 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設 / 譲受け / 借受け / 許可申請書（第 24 号様式）
- （10） 法第 9 条の 6 第 1 項の規定による認可 / 合併 / 分割 / 認可申請書（第 25 号様式）
- （11） 法第 9 条の 7 第 2 項の規定による届出 相続届出書（第 26 号様式）
- （12） 法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（第 26 号様式の 2）
- （13） 政令第 5 条の 5 の規定による届出 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（第 26 号様式の 3）

2 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行つたときは、定期検査結果通知書（第26号様式の4）により通知するものとする。

（平13規則60・追加、平13規則87・旧第18条繰下、平16規則7・平23規則21・平24規則72・一部改正）
（一般廃棄物処理施設の許可証等の交付）

第20条 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証（第27号様式）を交付するものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（第27号様式の2）を交付するものとする。

（平13規則60・追加、平13規則87・旧第19条繰下、平23規則21・一部改正）
（許可証の再交付）

第21条 第18条の規定による許可証の交付を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の2、第10条の6、第10条の14若しくは第10条の18の規定による許可証の交付を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）又は前条第1項若しくは省令第12条の5の規定による許可証の交付を受けた者（以下「施設設置者」という。）は、当該交付を受けた許可証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書（第28号様式）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証を汚損し、又は毀損したときの許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該許可証を添えなければならない。

（平10規則43・旧第15条繰下・一部改正、平12規則65・旧第19条繰上・一部改正、平13規則60・旧第18条繰下・一部改正、平13規則87・旧第20条繰下・一部改正、平24規則72・一部改正）
（一般廃棄物処理業の廃止等の届出）

第22条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令第2条の6第1項に定める事項を変更したときは、一般廃棄物処理業／廃止／変更／届出書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

（平10規則43・旧第16条繰下・一部改正、平12規則65・旧第20条繰上・一部改正、平13規則60・旧第19条繰下・一部改正、平13規則87・旧第21条繰下）
（許可証の返還）

第23条 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

（1）許可の期間が経過したとき。

（2）一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の全部を廃止したとき、又は施設設置者が処理施設を廃止したとき。

（3）法第7条の2第1項、法第9条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る許可証の交付を受けたとき。

（4）許可を取り消されたとき。

（5）許可証を亡失したことにより第21条の規定による許可証の再交付を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者又は施設設置者が亡失した許可証を発見したとき。

2 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の停止を命ぜられたとき、又は施設設置者が処理施設の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返還しなければならない。

（平10規則43・旧第18条繰下、平11規則65・一部改正、平12規則65・旧第22条繰上・一部改正、平13規則60・旧第20条繰下・一部改正、平13規則87・旧第22条繰下・一部改正、平16規則7・平24規則72・一部改正）
（再生利用業の指定の申請等）

第24条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第30号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（第31号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。この場合において、市長は、同項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 指定証の交付を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）が、再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするとき（事業の一部の廃止であるときを除く。）は、市長に当該指定の範囲の変更の指定の申請をしなければならない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書（第32号様式）により行うものとする。

5 第2項の規定は、第3項の事業の範囲の変更の指定について準用する。

（平11規則65・追加、平12規則65・旧第23条繰上・一部改正、平13規則60・旧第21条繰下・一部改正、平13規則87・旧第23条繰下、平24規則72・一部改正）
（再生利用業の指定の基準）

第 25 条 前条第 1 項又は第 3 項に規定する指定を行う場合の基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再生輸送（再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生利用されることが確実な廃棄物（以下「再生対象廃棄物」という。）の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 2 又は省令第 10 条に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生輸送が営利を目的としないものであること。
 - エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - オ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 再生活用（再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 4 又は省令第 10 条の 5 に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
 - エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生活用在営利を目的としないものであること。
 - オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - キ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - ク 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 24 条繰上、平 13 規則 60・旧第 22 条繰下、平 13 規則 87・旧第 24 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）

（再生利用業の廃止の届出等）

第 26 条 再生利用個別指定業者が、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書（第 33 号様式）に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、事業の範囲の一部の廃止の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 25 条繰上、平 13 規則 60・旧第 23 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 25 条繰下）（再生利用業に係る変更の届出等）

（再生利用業に係る変更の届出等）

第 27 条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項の変更をしたときは、再生利用個別指定業変更届出書（第 34 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項の場合において、指定証の書き換えを必要とするときは、市長は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 26 条繰上、平 13 規則 60・旧第 24 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 26 条繰下）

（指定証の再交付）

第 28 条 再生利用個別指定業者は、指定証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書（第 35 号様式）を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、指定証を汚損し、又は毀損したときの指定証の再交付をしようとする者は、当該指定証を添えなければならない。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 27 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 25 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 27 条繰下、平 24 規則 72・一部改正）

（再生利用業の指定の取消し等）

第 29 条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 28 条繰上、平 13 規則 60・旧第 26 条繰下、平 13 規則 87・旧第 28 条繰下）

(指定証の返還)

第 30 条 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

(1) 第 24 条第 5 項の規定により変更の指定を受けたとき。

(2) 指定を取り消されたとき。

(3) 指定証を亡失したことにより第 28 条の規定による指定証の再交付を受けた再生利用個別指定業者が、亡失した指定証を発見したとき。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 29 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 27 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 29 条繰下・一部改正)

(報告)

第 31 条 一般廃棄物処理業者は、毎月の実績を記載し、翌月の 10 日までに、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(ごみ)(第 36 号様式)、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(し尿)(第 36 号様式の 2)又は一般廃棄物処分業務実績報告書(第 37 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の認定を受けた者は、省令第 5 条の 5 の 11 の規定により、熱回収報告書(第 37 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 19 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・旧第 23 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 30 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 28 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 30 条繰下、平 23 規則 21・平 28 規則 78・一部改正)

(身分証明書の携帯)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する職員は、一般廃棄物処理手数料徴収員証(第 38 号様式)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 20 条繰下、平 11 規則 65・旧第 24 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 31 条繰上、平 13 規則 60・旧第 29 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 31 条繰下)

(委任)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 10 規則 43・旧第 21 条繰下、平 11 規則 65・旧第 25 条繰下、平 12 規則 65・旧第 32 条繰上、平 13 規則 60・旧第 30 条繰下、平 13 規則 87・旧第 32 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

(長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(1) 長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則(昭和 29 年長崎市規則第 16 号)

(2) 長崎市一般廃棄物処理業等に関する規則(平成 5 年長崎市規則第 26 号)

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にした旧規則の規定による許可、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によつてした許可、手続その他の行為とみなす。

(旧規則の様式の使用)

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

5 第 13 条第 3 項の規定は、旧伊王島町、旧外海町又は旧三和町の区域内において平成 17 年 1 月 4 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。

(平 16 規則 151・追加)

6 旧香焼町、旧高島町又は旧野母崎町の長が定める様式による粗大ごみ処理ステッカーは、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

(平 16 規則 151・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

7 第 13 条第 3 項の規定は、旧琴海町の区域内において平成 18 年 1 月 4 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。

(平 17 規則 170・追加)

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 19 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 60 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 5 月 31 日規則第 72 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 条の 2 に規定する指定袋の頒布その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 9 月 18 日規則第 87 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 13 条の規定は、この規則の施行の日以後に収集、運搬及び処分申込みを受ける粗大ごみについて適用し、同日前に収集、運搬及び処分申込みを受けた粗大ごみについては、なお従前の例による。

4 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 15 年 1 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 24 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 16 年 5 月 31 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日規則第 151 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 10 日規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 170 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 23 日規則第 67 号）

（施行期日）

1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 40 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は、改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路占用規則、

長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市有財産規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、改正後の長崎市職員の在勤地内出張旅費に関する規則の規定中「又は副市長」とあるのは「、副市長又は収入役」と読み替えるものとする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路路占用規則、長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 20 年 6 月 10 日規則第 77 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 8 月 13 日規則第 78 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日規則第 21 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 72 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中グラバー園条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号の改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 2 条中長崎市美容師法施行細則第 1 号様式の改正規定、第 3 条中長崎市理容師法施行細則第 1 号様式の改正規定、第 4 条中長崎市重度心身障害児福祉手当条例施行規則第 3 条第 1 号の改正規定、第 5 条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 30 号様式の改正規定（「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。）及び同規則第 32 号様式の改正規定（「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。）、第 6 条中長崎原爆資料館条例施行規則第 17 条第 1 項第 1 号サの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カードを係員に提示し、」に改める部分に限る。）、第 7 条中長崎市索道施設条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号カの改正規定及び同条第 2 項の改正規定（「、外国人登録証明書、老人福祉カード、健康手帳又は割引券を係員に提示しなければならない」を「若しくは在留カード若しくは同項第 2 号に掲げる老人福祉カード若しくは健康手帳を係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる割引券を係員に提示し、若しくは提出しなければならない」に改める部分に限る。）、第 8 条中長崎ペンギン水族館条例施行規則第 8 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 9 条中長崎市永井隆記念館条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号カ及び同条第 2 項の改正規定、第 10 条中長崎市博物館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号カの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 11 条中長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号オの改正規定及び同項第 5 号の改正規定（「、外国人登録証明書又は」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる」に改める部分に限る。）、第 12 条中出島条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 13 条中長崎市旧居留地建造物条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 14 条中長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 15 条中長崎市中の茶屋条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 16 条中長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号オの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「、外国人登録証明書」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる」に改める部分に限る。）、第 17 条中長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 18 条中長崎市端島見学施設条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 19 条中長崎市亀山社中記念館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。） 平成 24 年 7 月 9 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の長崎市美容師法施行細則、長崎市理容師法施行細則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎原爆資料館条例施行規則、長崎ペンギン水族館条例施行規則、長崎市永井隆記念館条例施行規則、長崎市博物館条例施行規則、長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則、出島条例施行規則、長崎市旧居留地建造物条例施行規則、長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則、長崎市中の茶屋条例施行規則、長崎市歴史民俗資料館条例施行規則、長崎市遠藤周作文学館条例施行規則、長崎市端島見学施設条例施行規則及び長崎市亀山社中記念館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日規則第 10 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 10 条の見出しの改正規定並びに第 2 条中長崎市銭座地区コミュニティセンター条例施行規則第 4 条第 2 号及び第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第 1 条の規定による改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 号様式の 2 による粗大ごみ処理ステッカーは、改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 号様式の 2 による粗大ごみ処理ステッカーとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(10)まで 略

(11) 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

附 則（平成 28 年 7 月 31 日規則第 78 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 12 月 13 日規則第 82 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 31 日規則第 62 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 124 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 3 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日規則第 13 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 13 条の 2 の規定は、この規則の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の際現に一般廃棄物処理手数料を滞納している者についても適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 30 日規則第 6 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 略

(2) 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

別表（第 13 条関係）

（平 13 規則 87・追加、平 26 規則 10・令元規則 62・一部改正）

区分	品目、重量等
523 円に係るもの	ストーブ、ガスコンロ、ミシン（卓上式）、ヒーター、電子レンジ、オーブン、乳母車その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね 1 メートル以下で、かつ、30 キログラム以下のものと市長が定めたもの
1,047 円に係るもの	タンス、ベッド、ステレオ（一式）、鏡台、オルガン、流し台、食器棚その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね 1 メートルを超え 2 メートル未満で、かつ、30 キログラムを超え 60 キログラム未満のものと市長が定めたもの

様式第 1 号～第 38 号省略

5 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例

平成5年12月24日

条 例 第 3 6 号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、土地占有者等及び市が一体となつて、ごみの散乱を防止することにより、環境の美化を図るとともに、屋外の公共の場所における喫煙を制限し、もつて快適な生活環境と良好なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う、すべての事業者をいう。
- (3) 土地占有者等 土地又は建物の占有者又は管理者をいう。
- (4) 屋外の公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいう。
- (5) ポイ捨て ごみをみだりに捨てることをいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (7) 指定容器 特に散乱を防止する必要がある、かつ、再資源化が容易なものとして市長が指定する容器をいう。
- (8) 販売業者 事業者のうち指定容器に収納した商品の小売業を営む者をいう。
- (9) 回収容器 指定容器を回収する容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する啓発その他必要な施策（以下単に「施策」という。）を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ごみの散乱を防止するための実践活動に参加するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、観光地、公園、レクリエーション施設その他の場所において、ごみを生じさせたときは、これを持ち帰ること等により、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、ごみの散乱を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者のうち、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の散乱するおそれがある商品を製造又は販売する者は、ごみの散乱を防止するための消費者への啓発に努めなければならない。

(販売業者の責務)

第6条 販売業者は、指定容器に収納した商品を販売する場所に回収容器を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第7条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内において、ごみの散乱を防止するため、その利用者への啓発その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(喫煙における配慮)

第9条 何人も、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯すること等により、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(ポイ捨て・喫煙禁止地区)

第10条 市長は、特にポイ捨て禁止を重点的に指導し、及び喫煙を禁止する必要があると認められる地区をポイ捨て・喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止地区を指定しようとするときは、当該地区住民の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、禁止地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙の禁止)

第11条 何人も、禁止地区内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、土地占有者等が設置する喫煙所においては、この限りでない。

(禁止地区における施策の実施)

第12条 市長は、禁止地区内において、市が実施する施策を重点的に講ずるものとする。

(勧告)

第13条 市長は、禁止地区内において、販売業者が第6条の規定に違反しているときは、当該販売業者に対し、回収容器を設置し、又は当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、ごみの散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員にごみの散乱している土地等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(関係刑罰法規の活用)

第16条 市は、ごみの散乱を防止するため、関係刑罰法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 第14条の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定により指定した禁止地区において第 8 条の規定に違反した者
- (2) 第 11 条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成 17 年 1 月 3 日までにした香焼町空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例(平成 5 年香焼町条例第 25 号)、伊王島町環境美化条例(平成 5 年伊王島町条例第 12 号)、高島町環境美化の推進に関する条例(平成 5 年高島町条例第 19 号)、野母崎町環境美化条例(平成 5 年野母崎町条例第 13 号)、外海町環境美化の推進に関する条例(平成 5 年外海町条例第 7 号)又は三和町環境美化に関する条例(平成 5 年三和町条例第 20 号)に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 3 平成 18 年 1 月 3 日までにした琴海町環境美化に関する条例(平成 5 年琴海町条例第 19 号。以下「琴海町条例」という。)に違反する行為に対する罰則の適用については、琴海町条例の例による。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日条例第 125 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 7 日条例第 106 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日条例第 52 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 禁止地区の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則

平成 5 年 12 月 24 日

規 則 第 6 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例（平成 5 年条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定容器)

第 2 条 条例第 2 条第 7 号に規定する市長が指定する容器は、金属製、ガラス製、プラスチック製及び紙製の飲料用の容器とする。

(平 16 規則 152・一部改正)

(禁止地区の告示)

第 3 条 条例第 10 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 禁止地区の名称及び範囲

(2) 禁止地区を指定し、変更し、又は解除する年月日

(勧告書)

第 4 条 条例第 13 条の規定による勧告は、勧告書(第 3 号様式)により行うものとする。

(命令書)

第 5 条 条例第 14 条の規定による命令は、命令書(第 2 号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第 6 条 条例第 15 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書(第 3 号様式)とする。

第 7 条 条例第 20 条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、当該事務を行うときは、身分証明書（第 4 号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第 8 条 市長は、条例第 20 条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、告知書（第 5 号様式）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明書（第 6 号様式）による弁明の機会を与えなければならない。

(過料)

第 9 条 市長は、条例第 20 条の規定により過料の処分をするときは、当該処分の名あて人に対し、過料処分通知書(第 7 号様式)を交付するものとする。

2 条例 20 条の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 13 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日規則第 152 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成 21 年 1 月 26 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 26 日規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(9)まで 略

(10) 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則

様式第 1 号～第 7 号 省略

7 長崎市手数料条例(抜すい)

平成 12 年 3 月 24 日
条 例 第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、同法第 227 条の規定により本市が徴収する手数料について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種類及び額)

第 2 条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める事務の手数料は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1 （第 2 条関係）抜粋

手 数 料 の 種 類	区 分	単位	金 額	手数料の対象事務の 根拠となる法令等
(116) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	円 1万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項
(117) 一般廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	2万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項
(118) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	1万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項
(119) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	2万	
(120) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	13万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項
	上記以外のもの	1 件	11万	
(121) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	12万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項
	上記以外のもの	1 件	10万	
(122) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1 件	3万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項
(123) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1 件	2万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 2 項
(124) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件	7万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項
(125) 一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		1 件	7万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項
(126) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1 件	3万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 3 の 3 第 1 項
(127) 産業般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1 件	2万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 3 の 3 第 2 項

(128) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件	7 万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4
(129) 産業廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		1 件	7 万	
(130) 使用済自動車の引取業者登録申請手数料		1 件	3,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項
(131) 使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料		1 件	3,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項
(132) 使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料		1 件	5,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項
(133) 使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料		1 件	5,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項

別表第2（第2条関係）抜粋

手 数 料 の 種 類	区 分	単位	金 額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(27) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	円 8万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項
(28) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1 件	7万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項
(29) 産業廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	10万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項
(30) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1 件	9万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項
(31) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	7万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項
(32) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	9万2,000	
(33) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	8万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項
(34) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1 件	7万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項
(35) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	10万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項
(36) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1 件	9万5,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項
(37) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	7万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項
(38) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	9万5,000	

(39) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	14万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項
	上記以外のもの	1 件	12万	
(40) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	13万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項
	上記以外のもの	1 件	11万	
(41) 使用済自動車の解体業許可申請手数料		1 件	7万8,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項
(42) 使用済自動車の解体業許可更新申請手数料		1 件	7万	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項
(43) 使用済自動車の破砕業許可申請手数料		1 件	8万4,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項
(44) 使用済自動車の破砕業許可更新申請手数料		1 件	7万7,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項
(45) 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料		1 件	6万7,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項

8 事業年表

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
明治 6 年		・全町内を区分し各戸前の道路及び民有地の清掃を励行	
明治 8 年		1 月 ・役丁 3 名を使役し清掃に当たらず	
明治 11 年	・長崎区設置	・街路及び溝渠掃除を請負とする ・片淵監獄裏手（片淵町 1 丁目）にて野焼き ・聖徳寺前海岸（井樋の口町）に埋立	
明治 19 年		・じん芥の一部を戸町、金鑄谷に搬出する	
明治 22 年	4 月 ・市制施行	4 月 ・各戸のじん芥収集、街路の牛馬糞取除き及び中溝下水掃除は月 9 回、大溝掃除は年 16 回、特定街路掃除は毎日と定め徳永伝作に請負わす	
明治 25 年		4 月 ・各戸のじん芥収集及び街路掃除は年 93 回、中溝下水掃除は年 83 回と改め、河川掃除は年 3 回とする	
明治 28 年		・風頭山上に焼場新設計画するも地元 の反対により打ち切る	
明治 30 年		7 月 ・金鑄谷埋築計画出願(2,340 円)却下 さる	
明治 31 年		2 月 ・金鑄谷官有地 3,900 坪にじん芥搬出	
明治 33 年	4 月 ・汚物掃除法施行(市政施行都市及び 必要な町村に固有事務として「汚 物」の除去事業が義務付けられる)		
明治 34 年		4 月 ・市外小ヶ倉町字千本松原(小ヶ倉町 1 丁目)に海路じん芥搬出し野焼き を始む。後反対により移転を余儀な くさる	
明治 37 年		4 月 ・じん芥の処理を向う 5 箇年間竹下甚 三郎に請負わせ、同請負人は市外土 井首村字鑑崎(毛井首町)に焼却炉 6 基建設し、焼却を行う	
大正 4 年		4 月 ・浦上山里村大字寺野郷字西の町(松 山町附近)に搬出場(2,700 坪)で野 焼す。藤田伊七郎に年間 24,876 円 で請負わす	
大正 7 年		4 月 ・市外深堀村字野牛島(深堀町 1 丁目) に焼却場設置決定(総工費 165,053 円 5 箇年事業)着手	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
大正 8 年		10 月 ・ じん芥の処理を市の直営に切替え	
大正 9 年		4 月 ・ 市外深堀村字野牛島じん芥焼却場操業開始	
昭和 17 年	9 月 ・ 長崎市じん芥運搬処分手数料条例 (市条例第 18 号) 制定	9 月 ・ じん芥処理手数料 (1 戸のごみ搬出量 5 kg 未満年額 1 円)	
昭和 20 年	8 月 ・ 原爆落下、被災者救出作業に従事		
昭和 24 年	4 月 ・ 条例一部改正 (1 回の排出量 5 kg 未満月 20 円) 11 月 ・ 機構改革により清掃課及び環境衛生課と分離し、作業課となる。	3 月 ・ 手引車に代わり貨物自動車を使用し始める	
昭和 25 年	4 月 ・ 長崎市じん芥処理手数料条例 (条例第 43 号) ・ 長崎市し尿処理手数料条例 (条例第 11 号) 制定 ・ 作業課の名称を清掃課と変更	4 月 ・ じん芥処理手数料改定 (ごみ 1 回の搬出量 5 kg 未満月 30 円) 7 月 ・ 長崎市茂里町に焼却炉 (処理能力 56.2t/日) 建設に着工 (工費 8,216,936 円) 11 月 ・ 同工竣工	4 月 ・ し尿処理手数料改定 (し尿 36ℓ 20 円) ・ 直営によるし尿汲取作業開始
昭和 27 年	4 月 ・ 長崎市じん芥処理手数料条例及び長崎市し尿処理手数料条例一部改正	4 月 ・ じん芥処理手数料改定 (ごみ 1 回の搬出量 5 kg 未満月 50 円)	4 月 ・ し尿処理手数料改定 (し尿 36ℓ 30 円)
昭和 28 年	12 月 ・ 清掃事業所を茂里町焼却場へ移転	4 月 ・ 茂里町に併設して同能力の焼却炉 (56.2 t / 日) 建設に着工 (工費 10,532,200 円) 9 月 ・ 同上竣工	
昭和 29 年	7 月 ・ 汚物掃除法にかわり清掃法施行 (ごみ処理の主体を、全国の市町村に拡大) ・ 長崎市汚物処理手数料条例 (条例第 21 号) 制定	7 月 ・ じん芥処理手数料改定 (1 月の搬出量 50 kg まで 50 円)	
昭和 30 年		6 月 ・ 特別清掃地域指定さる 12 月 ・ じん芥収集区画 7 区を 6 区に編成替	
昭和 32 年		1 月 ・ 市北部地域に収集地域が拡張され区画編成	

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 33 年	1 月 ・機構改革により環境衛生課に属していた溝渠清掃班が清掃課へ移管	10 月 ・特別清掃地域へ一部編入（県告示）	
昭和 35 年	2 月 ・事務分掌規程を一部改正 7 月 ・機構改革により溝渠清掃班を環境衛生課害虫係へ移管	1 月 ・繁華街地域に清掃用クラムバッカー車（川西製）を採用 ・じん芥収集 4, 5, 6 区の区域にわたり区画の一部を変更	
昭和 36 年	8 月 ・長崎市汚物処理手数料条例一部改正		2 月 ・し尿汲取許可業者により汲取手数料値上申請（現行 360 30 円を 55 円） ・許可業者汲取停止ストを行う 7 月 ・し尿処理手数料改定 8 月 （360 当り 40 円）
昭和 37 年	1 月 ・清掃課の名称を環境整備課に変更 10 月 ・下水道施設建設のため茂里町事務所を興善町へ移転	1 月 ・長崎市域拡張に伴いごみ収集地域を北部及び南部作業係とする。 4 月 ・長崎市木鉢町 2 丁目 525 番地に焼却場建設（三機式補助通風型、処理能力 150t/日）に着工	
昭和 38 年	2 月 ・茂里町車庫を岩川町へ移転（第 1 期工事） 11 月 ・機構改革により衛生部より分離、清掃部（業務課、作業課）となる	6 月 ・木鉢焼却場（工費 174, 790, 000 円）竣工	5 月 ・し尿汲取許可業者（25 社）より再び汲取手数料値上申請（現行 360 当り 40 円を 55 円） ・企業合同案によるし尿対策協議会を設ける。
昭和 39 年	3 月 ・川口町（旧岩川町）車庫事務所（第 2 期工事）完成		3 月 ・し尿汲取許可業者 19 社（6 社廃業）が企業合同して株式会社長崎衛生公社発足 資 本 金 15, 000, 000 円（市 5, 000, 000 円、業者 10, 000, 000 円） 9 月 ・長崎市茂里町にし尿消化槽（処理能力 100 kℓ/日）着工 ・長崎市築町に有料便所（建坪 8. 4 坪）を建設。12 月完成（工費 2, 230, 000 円）
昭和 40 年	4 月 ・清掃部事務所を庁舎別館 3 階に移転 9 月 ・長崎市清掃審議会を設置 清掃審議会（第 1 回）開催 10 月 ・長崎市汚物処理手数料条例一部改正	2 月 ・特別清掃地域へ一部編入（県告示） ・ポリ袋による収集を検討（立山町、片淵町をテストし好評を受く） 10 月 ・じん芥処理手数料改定（ごみ 1 月の搬出量 50 kg まで 70 円）	10 月 ・し尿処理手数料改定（180 まで 30 円） 12 月 ・株式会社長崎衛生公社 15, 000, 000 円 増 資（市 払 込 5, 000, 000 円、新 資 本 金 30, 000, 000 円）
昭和 41 年	1 月 ・清掃部事務所を別館 4 階に移転	5 月 ・ポリ袋による収集を実施（3 年計画で高部地区 3 万世帯を袋収集に切替える計画）	

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
昭和 42 年	9 月 ・機構改革により、衛生部に所属していた溝渠清掃班を清掃部へ移管 1 部 3 課となる 清掃部 管理課 作業 1 課 (ごみ収集関係) 作業 2 課 (し尿収集)	3 月 ・コンポストプラント、2 箇年計画で建設(ダノ式高速堆肥化処理装置 50t/日、西彼杵郡長与村高田郷)に着工 ・木鉢焼却場ごみ溜ビット完成 (工費 14,300,000 円) ・式見焼却炉完成 (工費 1,630,000 円) 11 月 ・コンポスト工場完成 (総事業費 159,186,461 円) ・東長崎ごみ焼却場(連続燃焼式、処理能力 120 t /24h)を 2 箇年計画で建設に着工 (総事業費 187,524,345 円)	3 月 ・茂里町し尿消化槽(3 箇年事業完成) (総工費 129,995,426 円) ・し尿貯留槽完成 (工費 2,910,000 円)
昭和 43 年		8 月 ・精霊船運搬の団平船、台風 7 号により損傷を受く 10 月 ・清掃部川口町センター起工 12 月 ・東長崎ごみ焼却場(処理能力 120t/24h)完成	7 月 ・し尿終末処理(海洋投棄)業務を衛生公社から分離 ・投棄船 3 隻を購入(俊洋丸、大洋丸、鵬洋丸) ・新設の海上長崎有限会社(海洋投棄)に委託する ・市内の無許可業者等(当時 8 業者)を統合して長崎衛生事業組合が発足 ・し尿収集は衛生公社を主として特別清掃地域、組合はそれ以外の地域のし尿汲取を行うこととなる 12 月 ・茂里町し尿消化槽(200kℓ/日)を継続事業(2 箇年事業)として着工(工費 329,140,000 円)
昭和 44 年	4 月 ・作業第 2 課の街路清掃業務を作業第 1 課へ移管	4 月 ・ポリ袋収集業務を(44 年度末まで)全市実施することに決定 5 月 ・ごみ収集地区を茂木清掃に委託(茂木、田上、小ヶ倉、土井首、深堀地区)	3 月 ・立山町にし尿固定パイプ(1,165m)を布設 ・松ヶ枝町公衆便所改修 10 月 ・坂本町にし尿固定パイプ(623m)を布設
昭和 45 年		12 月 ・ごみ収集を週 2 回一部実施 ・ごみ収集車(機械式)の導入を行う	1 月 ・茂里町し尿消化槽 (200kℓ/日)完成 3 月 ・長崎衛生公社再建の一環として昭和 40 年 10 月以前発生した欠損金 90,000,000 円を市が 3 年計画で助成
昭和 46 年	9 月 ・「清掃法」にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が施行される	4 月 ・ごみ収集を週 2 回に全市実施し、更にポリ袋による収集がほとんど全市に及ぶ	10 月 ・し尿直営無料化の要求等で衛公労長期ストに入る ・長期ストのため市外、県外から汲取業者の応援を受け、汲取業務を実施 ・し尿緊急処理対策本部を設置

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 47 年	4 月 ・一般廃棄物処理手数料条例改正	4 月 ・ごみ処理手数料改定 1 世帯 75 kg までの排出量は無料 10 月 ・東長崎ごみ焼却場(処理能力 120 t /24 h)増設工事着工	4 月 ・し尿処理手数料改定、一人当月額 90 円(人頭割料金採用) ・長崎衛生公社の昭和 46 年度末累積赤字(減価償却費・資産損耗費を除く)139,831,000 円の解消のため市が 5 年計画で助成
昭和 48 年	3 月 ・西彼杵郡三重村が長崎市へ編入したのに伴い、三重焼却炉の事務引継を受ける 4 月 ・海洋汚染防止法の改正 し尿の海洋投棄地点が領海基線から 3 海里以遠が 15 海里以遠に変更された。 ・市有墓地の維持管理を管財部へ移管 ・機構改革により、収集、運搬部門の強化を図るため、次長制をしく(作業担当次長) ・ごみ処理施設の維持管理を専門的に分掌させるため、施設課を設置 1 部 4 課となる 清掃部 管理課 施設課(ごみ処理部門) 作業第 1 課(ごみ収集部門) 作業第 2 課(し尿部門) 9 月 ・清掃施設建設を専門的に分掌させるため、清掃施設整備班(プロジェクトチーム)を設置	8 月 ・東長崎ごみ焼却場(連続燃焼式、処理能力 120 t /24h)完成 10 月 ・ごみの出しかた(排出基準)を制定	4 月 ・直営のし尿汲取担当の茂木、式見地区を長崎衛生公社へ移管 ・直営のし尿汲取りは、三重、横尾地区を担当
昭和 49 年	4 月 ・機構改革によりごみ収集運搬部門を強化するため市内を 2 分し、作業第 1 課、作業第 2 課で分掌することとし、し尿部門は作業第 3 課と名称を変更し、1 部 5 課となった 清掃部 管理課 施設課(ごみ処理部門) 作業第 1 課(ごみ収集部門) 作業第 2 課() 作業第 3 課(し尿部門) 7 月 ・不法投棄防止対策の一環として清掃行政協力推進員制度発足(各小学校区に 1 名)	5 月 ・南部清掃センター完成	3 月 ・長崎衛生事業組合(6 業者)が発展解消 4 月 ・6 業者は長崎衛生公社の下請業者となり、し尿汲取担当地区の調整が行われた
昭和 50 年	4 月 ・収集、運搬部門の強化及び処理施設建設の強化を図るため、理事制(2 名)をしいた		

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 51 年	4 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正 ・海洋汚染防止法の改正 （し尿の海洋投棄地点が領海基線から 15 海里以遠が 50 海里以遠に変更された）	3 月 ・北部清掃センター完成 4 月 ・ごみ処理手数料改定 ○1 世帯、1 月の排出量が 75 kg をこえる場合、そのこえる量が 50 kg までごとに 130 円 ○処理場にごみを搬入する場合最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 300 円 ○1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 900 円 ○2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 2,100 円 ○5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 800 円を乗じて得た額 10 月 ・木鉢焼却場(西工場)「200t/24h×2 基」を 3 箇年計画で着工(総工費 5,700,000,000 円)	3 月 ・長崎衛生公社の昭和 50 年度末累積赤字(減価償却費、資産損耗費を除く)528,017,000 円の解消のため市が 11 年計画で助成 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 180 円 ○従量制 18ℓ当り 90 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 180 円 ○回数料金 1 回当り 200 円 (月 2 回以上汲み取る場合 2 回目から)
昭和 52 年		3 月 ・東長崎車庫完成	
昭和 53 年		4 月 ・ごみの再利用運動発足(当初 8 自治会 2,500 世帯) ・映画「長崎を美しく」第 1 作 (16mm カラー 20 分) 3 本制作 6 月 ・東長崎埋立処分地 (19,258 m ²) を買収	
昭和 54 年	4 月 ・西工場建設に伴い施設課から 1 工場として分離、1 部 5 課 1 工場となる 管理課 施設課 西工場 清掃部 作業第 1 課 作業第 2 課 作業第 3 課	3 月 ・西工場(処理能力 200 t /24h×2 基連続燃焼式)完成 (木鉢焼却場を西工場として名称を変更) ・川口町清掃センター増改築(1、3、4、5 階)完成 ・映画「長崎を美しく」第 2 作 (16mm カラー 20 分) 3 本制作 ・東長崎洗車場完成 8 月 ・三重三京地区に粗大ごみ埋立地を開設することにつき地元と覚書締結 ・東長崎ソフトボール場(夜間照明設備付)完成	
昭和 55 年	4 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正	3 月 ・木鉢焼却場既存施設の解体撤去 ・コンポスト残渣埋立処分地を買収 (2,581 m ²) ・北部車庫(コンポスト工場内)完成 5 月 ・収集用ポリ袋高压から中低压に切替える 7 月 ・東長崎埋立処分地施設整備事業を 2 箇年計画で着工 10 月 ・東部清掃センター起工	2 月 ・長崎衛生公社の昭和 53 年度分赤字 43,567,000 円を市で助成し解消することとした 3 月 ・し尿前処理施設工事完成 (工費 87,121,000 円) 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 230 円 ○従量制 18ℓ当り 120 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 230 円

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
		12 月 ・東長崎粗大ごみ埋立地買収 買収面積 48,545 m ²	○回数料金 1 回につき 2 7 0 円(月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から) 12 月 ・長崎衛生公社仮社屋へ移転 (建設費 89,756,000 円は全額市で助成)
昭和 56 年	8 月 ・長崎市廃棄物処理業等に関する規則制定 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正 ・長崎市手数料条例一部改正 一般廃棄物処理業許可申請手数料 2, 0 0 0 円 一般廃棄物処理業変更許可申請手数料 1, 5 0 0 円 9 月 ・一般廃棄物処理業の許可制を導入	2 月 ・東長崎洗車場増築完成 3 月 ・コンポスト工場埋立地隣接地を買収 1,690 m ² ・式見焼却場閉鎖し、管財部へ移管 ・東部清掃センター(3,4 階)完成 ・粗大ごみ処理(破砕機)施設完成 (処理能力 20 t/h 三菱ハンマミルブシュレッダ 6060 型) 総事業費 518,634,000 円 4 月 ・ごみ処理手数料納入通知書の手書きを電算化 9 月 ・ごみ処理手数料改定 (1)1 月排出量が 130 kg まで無料 (2)1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 80 円 (3)事業所等から排出されるごみで(2)によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 80 円 (4)粗大ごみ(申込) 大型のもの 1 個につき 150 円 小型のもの 1 個につき 130 円 (5)市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 600 円 イ 1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 2,000 円 ウ 2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 4,600 円 エ 5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 1,800 円を乗じて得た額 ・ごみ収集を週 2 回から週 3 回収集に切替え、分別収集に移行 燃やせるごみ 週 3 回 燃やせないごみ 週 1 回 粗大ごみ(申込み) 随時 ・週 3 回収集に伴い収集区域を見直し作業班編成を変更 ・長崎市一般廃棄物処理業の許可制を実施 ・廃棄物搬入許可申請制度を導入	3 月 ・中部下水処理場し尿消化槽整備工事完成 100,700,000 円 6 月 ・し尿処理手数料納入通知書の手書きを電算化
昭和 57 年	4 月 ・清掃施設建設を専門的に分掌させるため、清掃施設整備担当の次長を置く	2 月 ・長崎市北部粗大ごみ埋立処分地施設整備事業用地買収 268,307.38 m ² 1,019,691,413 円 12 月 ・市内を 10 分区に分け、68 班体制で収集(粗大ごみを除く)	

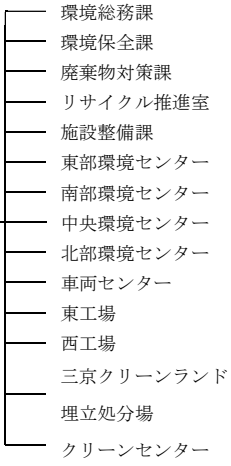
事項 年代	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
	7月 ・7.23長崎大水害発生、災害廃棄物の緊急収集及び処理 11月 ・東長崎ごみ焼却場が施設課から分離改称し、東工場となり、1部5課2工場となる 清掃部 清掃管理課 施設課 東工場 西工場 作業第1課 作業第2課 作業第3課	5月 ・東長崎埋立処分地施設整備事業完成（総事業費 1,030,678,985 円） 埋立処分地 埋立面積 40,700 m² 埋立容積 550,000 m³ 汚水処理施設 処理能力 300 m³/日 雨水調整池容積 820 m³ 7月 ・7.23長崎大水害ごみ処理 (1)直営による機械車のほか民間の重機とダンプトラックを借り上げて、その組み合わせにより災害ごみを収集 (2)災害ごみの仮置場として小・中学校の運動場を開放 (3)県の臨海工業団地(埋立地)を仮投棄場として、搬入されたごみを野焼により減量をはかる 処理量 108,166 m³	7月 ・7.23長崎大水害し尿処理 (1)り災世帯のし尿緊急汲取りを行う (2)孤立地区へは収集車を海上輸送 (3)陸上処理施設が被災し、運転不能となったので海洋投棄の方法を主眼に処理 処理量 7,856kℓ
昭和 58 年		1月 ・長崎市北部粗大ごみ埋立処分地施設整備事業5箇年計画で着工 3月 ・南部清掃センター増改築（3、4階）完成	11月 ・茂里町清掃センター完成
昭和 59 年	10月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり、1部3課5センター2工場となる 清掃部 清掃管理課 業務課 施設課 東部清掃センター 南部清掃センター 川口清掃センター 北部清掃センター 車両センター 東工場 西工場 11月 ・清掃監督制を廃し、清掃指導員制を制定	7月 ・廃乾電池を有害ごみとして収集	2月 ・長崎衛生公社の昭和54年度から昭和57年度までの赤字及び女の都仮移転経費487,619,000円を市で助成 3月 ・長崎衛生公社が茂里町清掃センターへ移転 4月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1人月額 340円 ○従量制 18ℓ当り 170円 ○無臭便槽加算1基当たり 340円 ○回数料金 1回当り 390円 (月2回以上汲み取る場合2回目から)
昭和 60 年		6月 ・東工場ごみ焼却施設「150t/24h×2基」を着工	9月 ・茂里町し尿消化槽(昭和42年3月建設処理能力100kℓ/日)解体 12月 ・し尿陸上処理施設建設に係る環境アセスメントに着手

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 61 年	12 月 ・三京クリーンランド埋立処分場建設により 1 部 3 課 5 センター 2 工場 1 処分場となる 清掃部 清掃管理課 業務課 施設課 東部清掃センター 南部清掃センター 川口清掃センター 北部清掃センター 車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド埋立処分場	12 月 ・三京クリーンランド埋立処分場の第 1 期埋立地完成 (総事業費 7,560,996,033 円) 埋立処分地 埋立面積 64,000 m² 埋立容積 656,000 m³ 汚水処理施設 処理能力 400 m³/日 雨水調整池容積 121,000 m³	
昭和 62 年	3 月 ・清掃施設建設を専門的に分掌させるため清掃施設整備担当の次長を廃止 ・清掃施設建設計画を専門的に分掌させるため、清掃施設計画担当の理事を置く	1 月 ・三京クリーンランド埋立処分場供用開始 3 月 ・コンポスト工場(昭和 42 年 11 月建設処理能力 50t/日)廃止 4 月 ・資源物回収活動奨励補助開始 6 月 ・有害ごみとして収集保管中の廃乾電池一部の処分を委託開始	12 月 ・(仮称)長崎市クリーンセンター(し尿処理施設:処理能力 350kl/日)を 4 箇年計画で着工(平成 2 年 10 月完成)
昭和 63 年		3 月 ・東工場完成 (総事業費 7,200,000,000 円) 処理能力 300t/24h(150t/24h×2 基) 連続燃焼式三菱マルチン式	
平成元年	3 月 ・清掃施設建設計画を専門的に分掌させるための、清掃施設計画担当の理事を廃止	4 月 ・消費税法施行によるごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 82 円 (3) 事業所等から排出されるごみで(2)によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 82 円 (4) 粗大ごみ(申込) 大型のもの 1 個につき 150 円 小型のもの 1 個につき 130 円 (5) 市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 610 円 イ 1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 2,060 円 ウ 2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 4,730 円 エ 5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 1,850 円を乗じて得た額	2 月 ・し尿積替基地を西泊町に移転 4 月 ・消費税法施行によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 350 円 ○従量制 18ℓ 当り 175 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 350 円 ○回数料金 1 回当り 400 円(月 2 回以上汲み取る場合 2 回目から)・ 10 月 ・直営によるし尿汲取り業務を廃止し、衛生公社に委託する ・直営による公衆便所清掃を廃止し、民間に委託する

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 2 年	4 月 ・長崎市手数料規則改正 産業廃棄物処理業許可申請手数料 1 件 73,000 円 - 産業廃棄物処理業の変更許可申請 手数料 1 件 67,000 円 10 月 ・長崎市クリーンセンター開設に伴い 組織規則の改正 - 清掃管理課 - 業務課 - 施設課 - 東部清掃センター - 南部清掃センター - 川口清掃センター - 北部清掃センター - 車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	4 月 ・市内を 11 分区に分け、71 班体制で 収集(粗大ごみを除く)	8 月 ・(株)長崎衛生公社へ長期貸付金 (569,372 千円)の債権を放棄する 9 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改 正 (し尿処理手数料) ○人頭制 1 人月額 440 円 ○従量制 18ℓ当り 220 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 440 円 ○回数料金 1 回につき 510 円 (月 2 回以上汲取る場合 2 回目か ら) 10 月 ・し尿海洋投棄を廃止する ・長崎市クリーンセンター完成 総事業費 10,687,519 千円 処理能力 350kℓ/日 全量陸上処理となる
平成 3 年	4 月 ・再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)公布 8 月 ・機構改革により環境事業部に名称変 更し、組織の統廃合をはかり 1 部 2 課 6 センター 2 工場 1 処分場となる 環境事業部 - 環境事業総務課 - 環境業務課 - 東部環境事業センター - 南部環境事業センター - 川口環境事業センター - 北部環境事業センター - 車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター 9 月 ・9.27 台風 19 号による災害廃棄 物の緊急収集及び処理 10 月 ・廃棄物処理法改正(廃棄物の排出抑 制、再生利用等の減量化、自治体、 事業者、国民の責務の強化等)	10 月 ・9.27 台風 19 号災害ごみ処理 (1)直営による機械車のほか、民間の 重機とダンプトラックを借り上げ て災害ごみを収集・運搬 (2)災害ごみの一時集積所を商業高校 跡地、南部下水処理場横空地及び 東工場に設け、収集・運搬の効率 化をはかる (3)三京クリーンランド埋立処分場で 大半を埋立処分し、一部は東工場 で焼却処分 埋立量 58,827 m³ 11 月 ・旧長与コンポスト工場敷地用途廃止 のため、市内泉町に北部車庫起工	9 月 ・民間委託による、し尿脱水ケーキョ ンポスト化を開始 12 月 ・茂里町し尿貯留槽(昭和 42 年 3 月 建設処理能力 100kℓ/日) し尿消化槽(昭和 45 年 1 月建設処 理能力 200kℓ/日)解体
平成 4 年	7 月 ・廃棄物処理法の改正に伴い、長崎市 一般廃棄物処理業等に関する規則 の改正 ・長崎市手数料規則の一部改正	4 月 ・生ごみ堆肥化容器購入補助開始 9 月 ・東工場及び三京クリーンランドに資 源ごみ一時保管場所建設完了 10 月 ・市内約 1 万 3 千世帯のモデル地区で 従来の燃やせないごみの中から空 き缶・空きびんを「資源ごみ」とし て隔週収集	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		12 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 2,000 円 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1,500 円 一般廃棄物処分業許可申請手数料 2,000 円 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1,500 円	
平成 5 年	3 月 ・長崎市一般廃棄物処理業等に関する規則の改正 ・エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（省エネ・リサイクル支援法）公布 8 月 ・8.10 台風 7 号による災害廃棄物の緊急収集及び処理 11 月 ・環境基本法公布	2 月 ・北部車庫完成（管理棟、車庫棟、洗車場棟） 4 月 ・全市一斉に「資源ごみ」の収集を開始（毎週収集） 7 月 ・三京クリーンランド埋立処分場の第 2 期埋立地完成 （総事業費 2,972,365,000 円） 埋立処分地 埋立面積 134,000 m ² 埋立容積 1,748,000 m ³ 汚水処理施設 処理能力 520 m ³ /日 8 月 ・旧北部車庫（旧長与コンポスト工場内）解体 ・8.10 台風 7 号災害ごみ処理 (1) 民間の重機とダンプトラックを借り上げて災害ごみを収集・運搬し、三京クリーンランド埋立処分場で埋立処分した 埋立量 326 m ³ ・旧コンポスト工場敷地を用途廃止し普通財産へ移管 面積 50,832.71 m ² 10 月 ・資源物回収事業奨励補助開始	
平成 6 年	3 月 ・「長崎市一般廃棄物処理手数料条例」を廃止し、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 4 月 ・長崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 6 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び同施行規則が施行 12 月 ・環境基本計画閣議決定	6 月 ・ごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 100 円 (3) 事業所等から排出されるごみで (2) によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 100 円 (4) 粗大ごみ（申込） 1 個につき 270 円 (5) 市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1 トン以下の車両 1 台につき 760 円 イ 1 トンをこえ 2 トン以下の車両 1 台につき 2,530 円 ウ 2 トンをこえ 5 トン未満の車両 1 台につき 5,810 円 エ 5 トン以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1 トンで除して得た数に 2,270 円を乗じて得た額 (6) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 400 円	6 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 585 円 ○従量制 180 当り 255 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 510 円 ○回数料金 1 回につき 590 円（月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から）

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
		7 月 ・完全週休 2 日制の実施に伴い、燃やせるごみ収集を週 3 回から週 2 回に切替える 燃やせるごみ 週 2 回 燃やせないごみ 週 1 回 資源ごみ 週 1 回 粗大ごみ（申込）随時 有害ごみ 週 1 回 ・東、西工場及び三京クリーンランド埋立処分場を土曜日閉場 8 月 ・廃棄物減量等推進員を委嘱 10 月 ・西工場（処理能力 200 t / 24 h × 2 基）施設整備工場を 3 箇年計画で着工	
平成 7 年	6 月 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）公布	11 月 ・廃棄物減量化推進店舗を指定 12 月 ・東工場灰固定化施設整備事業（総事業費 282, 220, 000 円）着工	
平成 8 年	4 月 ・長崎市手数料規則改定（産業廃棄物関係） 10 月 ・容器包装リサイクル法に基づき（財）日本容器包装リサイクル協会を指定法人として指定 10 月 ・厚生大臣から本市が、廃棄物減量化のための新たな社会システムの開発に資し、かつ、全国モデルとなる取り組みとして「クリーン・リサイクルタウン」として表彰される	3 月 ・東工場灰固定化施設完成 ・東工場に紙ごみ一時保管所建設 ・機械の老朽化により、くうかん鳥事業（昭和 63 年 2 月開始）を終了 6 月 ・市施設に電動生ごみ処理機を導入（大型機 5 台、小型機 6 台） ・市の処分場に排出された冷蔵庫及びエアコンからフロンガスの回収を開始 10 月 ・市内を 12 分区に分け、72 班体制で収集（粗大ごみを除く） 12 月 ・「長崎市分別収集計画」を策定し、平成 10 年 4 月から「資源ごみ」として、従来の空きかん・空きびんに加えてペットボトルの分別収集を計画	1 月 ・下水道の進捗によるし尿収集量の減少に対応するため、し尿処理事業問題対策会議を設置
平成 9 年	4 月 ・容器包装リサイクル法本格施行（大企業に、ガラス製容器及びペットボトルの再商品化義務付け） 4 月 ・機構改革により環境事業部から環境部となり 1 部 3 課 1 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる — 環境総務課 — 環境保全課 — 環境業務課 — リサイクル推進室 — 東部環境センター — 南部環境センター — 中央環境センター — 北部環境センター — 車両センター — 東工場 — 西工場 — 三京クリーンランド — 埋立処分場 — クリーンセンター 4 月 ・環境業務課にパトロール班を設置	3 月 ・西工場施設整備工事完成（総事業費 9, 998, 734, 000 円） 4 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 102 円 (3) 事業所等から排出されるごみで (2) によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 102 円 8 月 ・北陽町崩壊性地すべり災害ごみ処理 (1) 民間の重機とダンプトラックを借り上げて災害ごみを収集・運搬し、三京クリーンランド埋立処分場、東工場、西工場で処理 処理量 439.6 t 11 月 ・本市のごみ減量化及び再資源化を促進するため「長崎市リサイクル推進協議会」設置	2 月 ・「長崎衛生公社経営安定化事業計画」を策定 4 月 ・機構改革により公衆トイレ 2 1 箇所の維持管理業務を公園緑地課に移管 ・消費税法改正によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 5 9 5 円 ○従量制 180 当り 2 6 0 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 5 2 0 円 ○回数料金 1 回につき 6 0 0 円（月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から） ・昭和 49 年 4 月に（株）長崎衛生公社の下請業者として位置付けていた（有）川徳、（有）長崎衛生工業、（有）寿産業に対し、現にし尿収集運搬を行っている地域に限定し、一般廃棄物収集運搬業の許可を与える

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
	6 月 ・廃棄物処理法改正（リサイクルに係る規制緩和、廃棄物処理業者への規制強化、マニフェスト制度の運用拡大など） 8 月 ・北陽町崩壊性地すべり災害による災害廃棄物の緊急収集及び処理	12 月 ・ペットボトルの分別収集に備え、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場内にストックヤードを建設 建築面積 各 300 m ² 総事業費 東工場 67,696,850 円 三京 51,255,950 円	
平成 10 年	6 月 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 （平成 13 年 4 月からテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて、小売業者と製造業者に、回収や再商品化を義務付ける） 12 月 ・廃棄物処理法の改正に基づき全ての産業廃棄物にマニフェストの発行が義務付けられる（施行）	4 月 ・全市一斉にペットボトルを「資源ごみ」として収集開始 ・指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会と取引及び再商品化業務委託契約締結、ガラスびん及びペットボトルの引き渡し開始 9 月 ・長崎市廃棄物適正処理検討委員会を設置 10 月 ・「長崎市グリーン購入指針」を策定 ・市内モデル地区にて早朝ごみ収集を実施	
平成 11 年	4 月 ・機構改革により環境業務課を廃棄物対策課とし、指導業務を強化 9 月 ・長崎市環境基本条例の制定	3 月 ・長崎市廃棄物適正処理検討委員会を任務終了により廃止 5 月 ・容器包装リサイクル法に基づき「分別収集計画」見直し策定（同法完全施行に対する基本的な方向性などを定める） 8 月 ・長崎市廃棄物適正処理推進協議会を設置	
平成 12 年	1 月 ・ダイオキシン類対策特別措置法が施行 3 月 ・長崎市環境基本計画の策定 4 月 ・容器包装リサイクル法完全施行（中小企業者にも容器包装廃棄物の再商品化を義務付け、及びその他の紙、その他のプラスチックも法の対象となる） 4 月 ・機構改革により施設整備課を新設し 1 部 4 課 1 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる 	4 月 ・西彼杵郡香焼町の可燃ごみを西工場に搬入開始 ・独居老人等ごみ出し援助事業開始 5 月 ・長崎市廃棄物対策市民懇話会を設置 12 月 ・廃棄物処理法の改正に伴い、長崎手数料条例改正（施設譲渡等の許可申請手数料新設）	4 月 ・長崎衛生公社改善検討委員会を設置

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
	6 月 ・循環型社会形成推進基本法公布 ・建設資材リサイクル法公布 ・食品リサイクル法公布 ・グリーン購入法公布 ・廃棄物処理法改正（廃棄物処理施設の譲渡等の許認可制、マニフェスト制度の運用拡大等） ・再生資源利用促進法改正 9 月 ・長崎市環境基本計画推進会議を設置（委員長 市長）		
平成 13 年	3 月 ・長崎市環境基本計画の進行管理計画を策定 ・長崎市役所環境保全率先実行計画を策定、実施 4 月 ・家電リサイクル法施行（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、小売業者と製造業者に回収や再商品化を義務付け） 5 月 ・食品リサイクル法施行 10 月 ・ISO14001 取得キックオフ宣言 12 月 ・ながさき市環境都市宣言発表	4 月 ・集団回収補助金改定 4 円/kg → 5 円/kg ・電動生ごみ処理機モニター制度実施 ・民間委託によるグリーンコンポスト事業開始（し尿脱水ケーキに学校給食残渣と剪定樹木を混合し堆肥化） 6 月 ・長崎市廃棄物不法投棄防止連絡協議会を設立 ・東工場排ガス高度処理施設整備工事を 2 箇年計画で着工 8 月 ・アダプトプログラムの実施要綱である長崎市地域環境美化推進事業実施要綱を制定 9 月 ・不法投棄防止対策として、郵便局と協定を締結 10 月 ・粗大ごみ収集を(株)長崎衛生公社に委託 粗大ごみ処理手数料改定 2 7 0 円 <後納制> ↓ <ステーション収集> 5 0 0 円、1, 0 0 0 円 <前納制><戸別収集> ・廃蛍光管を燃やせないごみから有害ごみへと変更 ・全市域にて古紙類の一部分別収集開始 ・市内モデル地区（5%）にてプラスチック製容器包装分別収集を実施 11 月 ・不法投棄防止対策として九州電力と協定を締結 12 月 ・（平成 14 年 2 月からのごみ袋指定・有料化に伴い）長崎市ごみ減量対策本部を設置	4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 9 3 8 円 ○従量制 180 当り 3 3 5 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 6 7 0 円 ※回数制料金は廃止し、月 2 回の定期収集世帯は従量制へ移行 ・民間委託によるグリーンコンポスト事業開始に伴い、し尿脱水ケーキに学校給食残渣と剪定樹木を混合した堆肥化を開始
平成 14 年	7 月 ・ISO14001 運用開始	1 月 ・ボランティア清掃の実施要綱である長崎市地域清掃支援事業実施要綱を制定 2 月 ・市全域にてごみ袋指定・有料化実施 ・市全域にて古紙類分別収集開始 ・地域環境美化推進事業として 11 の里親と協定を締結 6 月 ・東工場プラスチック製容器包装選別施設建設工事を 1 箇年計画で着工 7 月 ・廃棄物減量等推進員からリサイクル推進員に名称変更	4 月 ・し尿問題検討委員会設置

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		10 月 ・同モデル地区を 13%まで拡大 11 月 ・同モデル地区を 15%まで拡大	
平成 15 年	2 月 ・ISO14001 認証取得 4 月 ・機構改革により I S O推進室を新設し 1 部 4 課 2 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - I S O推進室 - 廃棄物対策課 - リサイクル推進室 - 施設整備課 - 東部環境センター - 南部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	1 月 ・不法投棄防止策として、長崎市タクシー協会と協定を締結 2 月 ・地域環境美化推進事業として 14 の里親と協定を締結 3 月 ・東工場プラスチック製容器包装選別施設建設工事完成 (総事業費 274,903,710 円) ・東工場排ガス高度処理施設整備工事完成 (総事業費 2,909,580,000 円) ・長崎市廃棄物適正処理推進協議会を廃止 6 月 ・市内約 50%の地区(東部地区・南部地区・旧モデル地区)においてプラスチック製容器包装分別収集を本格実施	
平成 16 年	4 月 ・機構改革により車両センター各係がそれぞれ車両センターとなり、1 部 4 課 2 室 8 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - I S O推進室 - 廃棄物対策課 - リサイクル推進室 - 施設整備課 - 東部環境センター - 南部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 中央車両センター - 東長崎車両センター - 北部車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	2 月 ・地域環境美化推進事業として 10 の里親と協定を締結 3 月 ・三京リサイクルプラザ建設工事完成 4 月 ・プラスチック製容器包装分別収集を市内全域で開始 7 月 ・東長崎埋立処分地埋め立て終了	
平成 17 年	1 月 ・自動車リサイクル法全面施行(自動車のリサイクル料金を所有者が負担。取引・フロン回収業は登録制、解体・破砕業は許可制)	3 月 ・長崎市リサイクル推進協議会を廃止	1 月 ・市町村合併時におけるし尿料金 【野母崎・三和】99.7 円/18ℓ 【外海本土】125 円/18ℓ 【香焼町】(人頭 3,000 円/人・月)→335 円/18ℓ 【伊王島】115 円/18ℓ 【池島】165 円/18ℓ

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 17 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 1 室 8 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - リサイクル推進室 - 施設整備課 - 東部環境センター - 南部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 中央車両センター - 東長崎車両センター - 北部車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	4 月 ・南部 1 区の一部のごみ収集業務を民間業者に委託 ・南部 1 区の一部委託及びごみ量の減少による収集体制の見直し (直営収集 7 2 班から 6 6 班) 6 月 ・長崎市分別収集実施計画策定委員会を設置	【高島 (委託)】 一般家庭 1 人につき 210 円 一般家庭以外 360 までごとに 210 円 <合併協定> 3 年据え置き後 3 年かけて引き上げ、平成 22 年度から長崎市の水準にあわせる H19 人頭 210 円/人 従量 105 円/18ℓ H20 人頭 452 円/人 従量 181 円/18ℓ H21 人頭 695 円/人 従量 258 円/18ℓ H22 人頭 938 円/人 従量 335 円/18ℓ
平成 18 年		4 月 ・東工場土曜日開場 ・ごみ量の減少による収集体制の見直し (直営収集 6 6 班から 5 5 班) 7 月 ・ごみ処理手数料改定 (1) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 140 円 (経過措置により平成 21 年 5 月 31 日までは 120 円) (2) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 100 キログラムまでごとに 600 円 (経過措置により平成 21 年 5 月 31 日までは 300 円) 8 月 ・長崎市分別収集実施計画策定委員会を廃止	1 月 ・市町村合併時におけるし尿料金 【琴海】115.5 円/18ℓ
平成 19 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 1 室 7 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - リサイクル推進室 - 施設整備課 - 東部環境センター - 南部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 中央車両センター - 東長崎車両センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	4 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 14,000 円 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 12,000 円 一般廃棄物処分業許可申請手数料 22,000 円 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 20,000 円 ・旧 7 町の粗大ごみの排出方法及び手数料を現長崎市の方法 (申し込みによる戸別収集) に統一 ・旧 7 町のごみ収集曜日の変更	4 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチームを設置 ・旧市内民間許可業者に対し、長崎市し尿収集減収補てん補助金の交付開始 ・伊王島及び池島地区を許可から委託に変更 【伊王島】115 円/18ℓ 【池島】165 円/18ℓ 19 年度は据え置き、H20～H22 で段階的に改定 9 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチームによる改革案を策定 10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】(99.7 円) →168 円 【外海本土】(125 円) →180 円 【琴海】(115.5 円) →180 円

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 20 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 4 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 東部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	3 月 ・旧野母崎町矢戸塵芥焼却場解体撤去 4 月 ・三京クリーンランド埋立処分場土曜日開場 ・南部環境センターの担当地区のすべて及び中央環境センターの一部などのごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託及び環境センターと車両センターの統廃合に伴う収集体制の見直し（直営収集 5 5 班から 4 4 班） ・中央環境センターにふれあい訪問収集専門班を新設	3 月 ・改革案を受け、長崎衛生公社において早期退職制度実施、41 人早期退職 ・長崎半島クリーンセンター廃止 4 月 【伊王島・池島】 (115 円/18ℓ) →181 円/18ℓ 【高島】 (210 円/人) →452 円/人 (長崎市し尿処理手数料負担軽減補助金支給開始) ・長崎半島クリーンセンターの廃止に伴い、野母崎・三和地区・香焼地区の許可業者がクリーンセンター（茂里町）へ搬入先変更 (長崎市し尿等収集運搬費補助金交付開始)
平成 21 年	3 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（ごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬の禁止関係） 4 月 ・「長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例」及び同施行規則を改正し、「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」及び同施行規則の施行 8 月 ・3 月の「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正に伴う同施行規則の改正 10 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（3 月）及び同施行規則（8 月）の施行	2 月 ・旧外海町旧下見揚ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・資源ごみの収集品目に鍋、釜、やかん、フライパンを追加 ・合併旧 7 町のごみ分別を現長崎市の方法に統一	2 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチーム（第二次報告策定） 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 1,120 円 ○従量制 18ℓ当り 400 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 800 円 【伊王島・池島】 (181 円/18ℓ) →258 円/18ℓ 【高島】 (452 円/人) →695 円/人
平成 22 年	9 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（環境影響評価との関係を追加）	4 月 ・中央環境センターの担当地区の一部（中央 2 区）のごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託に伴う収集体制の見直し（直営収集 4 4 班から 3 6 班）	4 月 【伊王島・池島】 (258 円/18ℓ) →400 円/18ℓ 【高島】 (695 円/人) →1,120 円/人 10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】(168 円) →220 円 【外海・琴海】(180 円) →220 円 12 月 ・株式会社長崎衛生公社の民間所有株式(2,000 株、20,000,000 円)を取得し、長崎市が全株式(3,000 株、30,000,000 円)を所有

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 23 年	2 月 ・長崎市第二次環境基本計画策定 4 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」改正（熱回収施設関係を追加） 8 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（機構改革）	2 月 ・旧外海町旧池島ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円	2 月 ・長崎市合理化事業計画策定
平成 24 年	10 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（一般廃棄物処理施設の技術管理者資格の規定追加）	3 月 ・香焼リサイクルセンタ解体撤去	1 月 ・一般財団法人クリーンながさき設立 3 月 ・長崎衛生公社において希望退職制度実施、32 人希望退職 ・長崎衛生公社解散 ・既存 2 許可業者廃業 ・外海地区衛生施設組合解散（相川処理場、池島処理場への搬入終了） 4 月 ・外海地区衛生施設組合解散に伴い、相川処理場及び池島処理場に搬入していた外海地区の許可業者が琴海クリーンセンターへ搬入先変更 5 月 ・長崎市し尿収集減収補てん補助金交付要綱の廃止
平成 25 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 3 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	2 月 ・旧外海町池島ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・北部環境センターの担当地区のごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託及びごみ収集効率化に伴う収集体制の見直し（直営収集 36 班から 22 班） 9 月 ・新たに西工場ごみ焼却施設「120t/24h×2 基」を着工	4 月 ・琴海クリーンセンター休止 ・琴海クリーンセンターの休止に伴い、琴海地区の許可業者がクリーンセンター（茂里町）へ搬入先変更 8 月 ・長崎市環境整備事業協同組合と災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定を締結

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
平成 26 年	4 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 3 センター 2 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	4 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料 改定 (1) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 100 キログラム までごとに 617 円 (2) 粗大ごみ処理手数料 514 円、1,028 円 (3) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 144 円 (4) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 411 円 ・中央 A 地区担当者との契約不更新 により、臨時的に直営で収集対応 10 月 ・東長崎埋立処分地廃止	3 月 ・池島し尿処理場解体工事 4 月 ・消費税法改正によるし尿処理手数料 改定 ○人頭制 1 人月額 1,150 円 ○従量制 18ℓ 当り 411 円 ○無臭便槽加算 1 基当り 822 円 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】(220 円) → 270 円 【外海・琴海】(220 円) → 270 円
平成 27 年		1 月 ・旧外海町下見揚ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・中央 A 地区の委託を再開	
平成 28 年	4 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 2 センター 2 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 10 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 2 センター 1 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場	3 月 ・民間委託によるグリーンコンポスト 事業(し尿脱水ケーキに学校給食残 渣と剪定樹木を混合し堆肥化)を廃 止(学校給食残渣の堆肥化は、引き 続き教育委員会が実施) ・野母崎工場解体撤去 4 月 ・熊本災害ごみ受入れ 7 月 ・「燃やせないごみ」で出していた「プ ラスチック製品」、「ゴム製品」、「革 製品」を「燃やせるごみ」へ分別変 更開始 9 月 ・東工場及び三京クリーンランド埋立 処分場のトラックスケール改修工 事(2 回計量開始) ・西工場(処理能力 120 t/24h×2 基連 続燃焼式)完成(神ノ島町 3 丁目) 10 月 ・西工場余熱利用施設建設着工 ・旧西工場(木鉢町 2 丁目)を廃止 12 月 水銀添加廃製品回収促進業務(環境省 モデル事業)の実施	1 月 ・グリーンコンポスト事業の廃止(3 月)に伴い、し尿脱水ケーキについ て東西工場への搬入による焼却処 分に変更 3 月 ・クリーンセンター(茂里町)を廃止 し、琴海及び長崎半島クリーンセン ターを再稼働 ・クリーンセンターの廃止に伴い、合 併地区の許可業者が琴海又は長崎 半島クリーンセンターへ搬入先変 更 ・クリーンセンターの廃止に伴い、ク リーンながさがが茂里町・三和町・ 田中町タンクの各中継基地へ搬入 先変更 5 月 ・野母崎地区漁業振興補助開始 (平成 32 年度まで)
平成 29 年		2 月 ・伊王島工場解体撤去 ・小型家電の資源物拠点回収を本格実 施 4 月 ・水銀使用廃製品の拠点回収を実施 ・ボタン電池の収集開始 ・三京クリーンランド埋立処分場にて 粗大ごみマッドレス解体本格実施 ・古布(古着)の資源物拠点回収を本 格実施	10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和・外海・琴海】 (270 円) → 310 円 ・銭座地区コミュニティーセンター及 び江平地区ふれあいセンター足湯 施設の運営業務を中央総合事務所 総務課へ移管

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		6 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にて粗大ごみソファ解体本格実施 8 月 ・高島地区トラックスケール更新	
平成 30 年		1 月 ・長崎市民神の島プール供用開始 ・三京クリーンランドトラクターショベル購入 3 月 ・西工場余熱供給可能性調査の実施 ・旧高島工場煙突等解体 ・東工場公害防止協定操業期間延長の締結 4 月 ・スプレー缶・カセットボンベの排出方法を変更（穴開けはしない） 5 月 ・雑がみの排出方法を一部変更 11 月 ・スプレー缶・カセットボンベの排出方法を変更（その他の燃やせないごみと袋を分ける）	2 月 ・琴海地区漁業振興補助開始（平成 33 年度まで） 3 月 ・琴海戸根郷公民館周辺整備 ・琴海戸根町農業用水配管整備
令和元年		1 月 ・三京クリーンランドマットレス等解体作業場完成 5 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にて折畳ベッド解体実施 8 月 ・長与・時津町ごみ受入れ 9 月 ・佐賀災害ごみ受入れ（～1 1 月） 10 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料改定 (1) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 10 キログラムまでごとに 62.8 円 (2) 粗大ごみ処理手数料 523 円、1,047 円 (3) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 146 円 (4) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 419 円	3 月 ・し尿等の中継基地であったクリーンセンターへの搬入終了 4 月 ・三京クリーンランド（し尿）と南部下水処理場（浄化槽汚泥）の中継タンクを使用開始 10 月 ・消費税法改正によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 1,173 円 ○従量制 18ℓ当り 419 円 ○無臭便槽加算 1 基当り 838 円 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和・外海・琴海】 (310 円) →315 円
令和 2 年		4 月 ・ごみ収集業務の効率化に伴う収集体制の見直し (直営収集 2 2 班から 2 0 班) 6 月 ・小型家電のピックアップ回収開始	
令和 3 年	3 月 ・長崎市災害廃棄物処理計画策定	4 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にてプラスチック製容器包装ごみ搬入車両の誘導業務を民間業者に委託 ・大村市環境センター火災に伴い、大村市のごみ受入れ（～令和 4 年 8 月）	3 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料（し尿）長期滞納者対応事務処理要綱制定 ・高島クリーンセンターを廃止 4 月 ・高島地区で発生するし尿等を海上輸送により長崎半島クリーンセンターへ運搬開始
令和 4 年	2 月 ・長崎市第三次環境基本計画策定 3 月 ・長崎市地球温暖化対策実行計画改訂	3 月 ・中央環境センター移転（川口町→木鉢町 2 丁目）	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
令和 4 年	4 月 ・機構改革により環境政策課内にゼロカーボンシティ推進室を設置し、1 部 3 課 1 室 2 センター 1 工場 1 処分場となる 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 廃棄物対策課 環境整備課 中央環境センター 東部環境センター 東工場 三京クリーンランド埋立処分場	4 月 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）公布 （製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進） ・中央環境センターの自動車整備工場を廃止し、車検・分解整備業務等を民間業者に委託 ・三京クリーンランド埋立処分場にてポケットコイルマットレス解体実施 9 月 ・新たに東工場ごみ焼却施設「105t/24h×2 基」を着工	
令和 5 年		8 月 ・水平リサイクル「ボトル to ボトル」により再生したペットボトルに水道水を充填した「ながさき水道水」をイベント等で配布開始	
令和 6 年		1 月 ・旧西工場の工場棟関連工事が完成する（R6. 1. 26） 2 月 ・旧西工場の煙突跡地関連工事が完成する（R6. 2. 5） 4 月 ・旧西工場工場棟を整備したストックヤードを小型家電・古布拠点回収の一時保管施設として使用開始 6 月 ・旧西工場煙突跡地に建設した長崎市リユース倉庫きばちにてリユース事業（拡大）を開始	4 月 ・茂里町環境センターの移転に伴い、一般財団法人クリーンながさきが旧クリーンセンターへ移転（R6. 4. 1）

清 掃 事 業 概 要 （ 令 和 6 年 度 版 ）

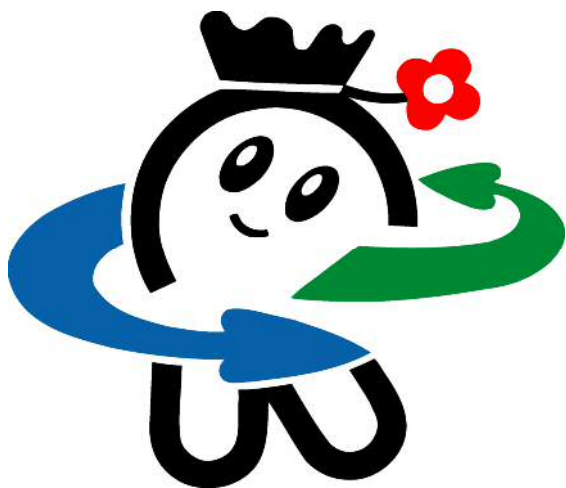
令 和 7 年 2 月 発 行

編 集 長 崎 市 環 境 部 環 境 政 策 課

発 行 〒 8 5 0 - 8 6 8 5 長 崎 市 魚 の 町 4 番 1 号
 T E L 0 9 5 - 8 2 9 - 1 1 5 6
 F A X 0 9 5 - 8 2 9 - 1 2 1 8

長崎市リサイクルイメージキャラクター

「ハローリサちゃん」



ハローリサちゃんは、Recycle
の「R」の体を持ち、上半分でごみ
袋と地球を表しています。

二本の腕はリサイクル運動を喚起
するアクションをとり、地球や資源
に対する温かい気持ちの子どもの
姿をしています。

ごみ減量のプロフェッショナル

「ゲンさん」

ゲンさんは、平成 17 年に関西から
長崎市に転入してきました。

体は、ごみの「G」、ヘルメットに
減量の「減」の文字が光っています。

長崎市が進めるごみ減量に一役買
うことになりました。

